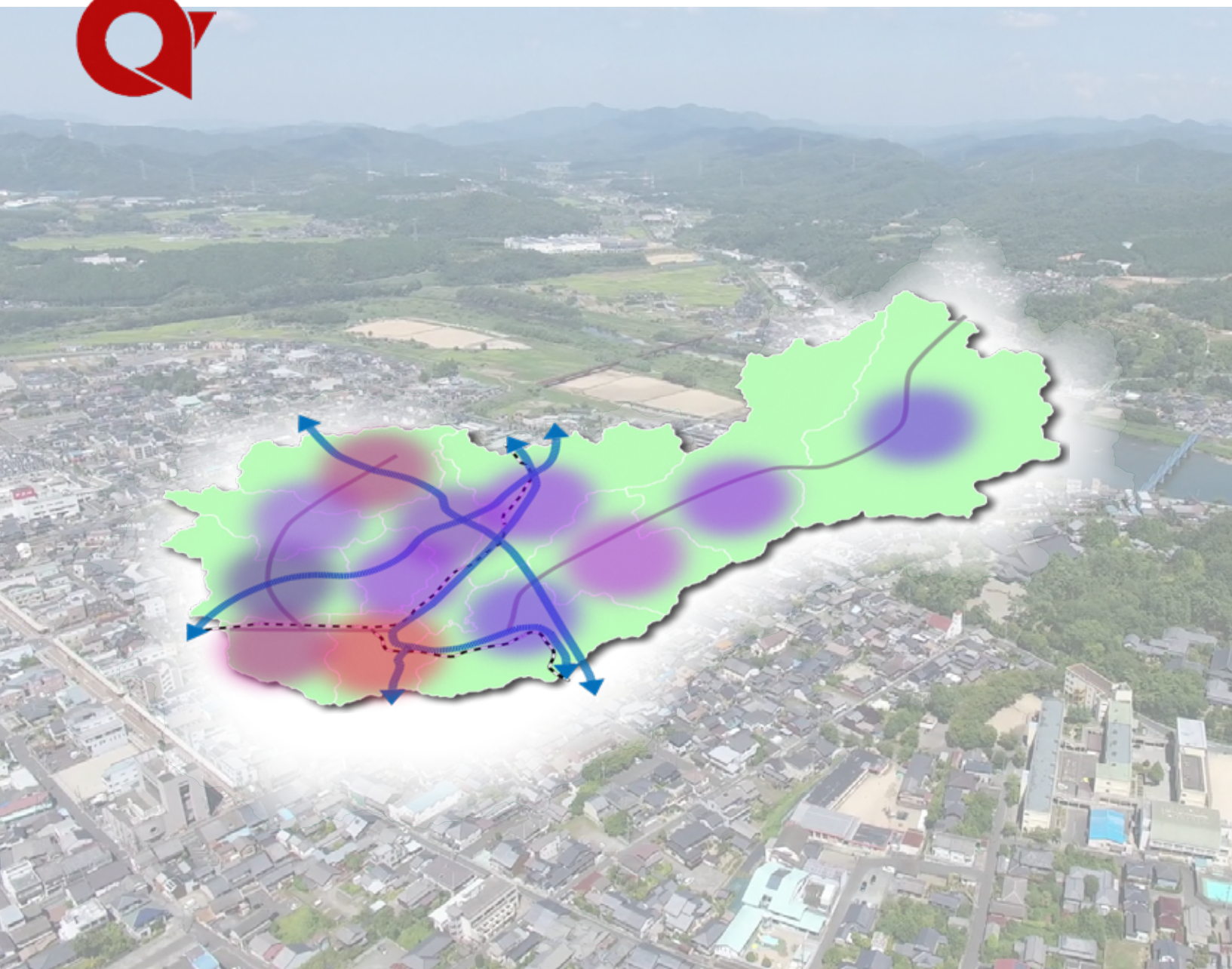
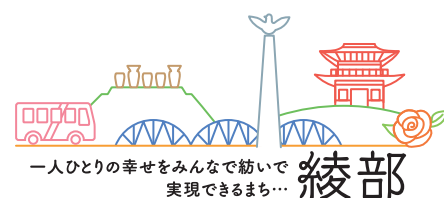


第2次 綾部市都市計画マスタープラン



2024-2033

綾部市都市計画マスタープラン

§ 1	都市計画マスタープランについて	2
§ 2	現況	6
2-1	社会情勢と上位計画の整理	6
2-2	綾部市の現況	13
§ 3	市民意識	42
§ 4	都市づくりの課題	50
§ 5	将来目標の設定	56
5-1	将来都市像の設定	56
5-2	都市づくりの基本目標	57
5-3	将来目標人口の設定	59
5-4	将来の都市構造	60
§ 6	全体構想	62
6-1	土地利用の方針	62
6-2	都市施設整備の方針	66
6-3	市街地整備・住環境整備の方針	75
6-4	自然環境の整備又は保全の方針	78
6-5	景観形成の方針	80
6-6	都市防災の方針	82
§ 7	地域別構想	85
7-1	地域区分の設定	85
7-2	中南部地域（綾部地区、中筋地区）	87
7-3	西部地域（豊里地区、物部地区、志賀郷地区）	96
7-4	中北部地域（吉美地区、西八田地区、東八田地区）	103
7-5	東部地域（山家地区、口上林地区、中上林地区、奥上林地区）	111
§ 8	実現化の方策	118
8-1	実現に向けての基本的な考え方	118
8-2	実現に向けた都市づくりの施策一覧	119

§ 1 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称です。

住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地域ごとの整備、開発又は保全の課題と方針をよりきめ細かく定めることのできるものです。

2 都市計画マスタープラン見直しの背景と目的

「綾部市都市計画マスタープラン」は、平成 23 年 3 月策定の「第 5 次綾部市総合計画」を受け、都市計画法に基づき平成 25 年 12 月に策定しました。

策定から約 10 年が経過し、その間の上位計画等の策定、まちづくりの進捗を受けて、社会情勢の変化に対応していくため、見直しを行う必要が生じています。

平成 28 年 5 月に区域区分を廃止した本市では、各地域の特色をいかした「コンパクトアンドネットワーク」の考え方によるまちづくりを目指しており、その実現に向けた取組の方向を明らかにすることを目的に見直しを行います。

■都市計画マスタープラン見直しの背景

上位計画の策定等	まちづくりの進捗	社会情勢の著しい変化
<ul style="list-style-type: none">京都府 綾部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 28 年 5 月改定)第 6 次綾部市総合計画 (令和 3 年 3 月改定)綾部市立地適正化計画 (令和 3 年 3 月策定)綾部市過疎地域持続的発展市町村計画 (令和 4 年 1 2 月策定)	<ul style="list-style-type: none">京都縦貫の全線開通や舞鶴若狭道の 4 車線化区域区分の廃止とまちづくり条例の制定等都市計画道路の供用開始及び見直し市道宮代豊里線の整備新市民センターや北部産業創造センターの整備駅北複合施設の事業化工業団地の全区画完売旧市民センターの跡地活用	<ul style="list-style-type: none">都市再生特別措置法や地域再生法の改正災害の頻発・局地化・激甚化新型コロナの影響田園回帰への潮流の高まり住宅需要の高まりデジタル田園都市国家構想への対応2050 年ゼロカーボンシティ宣言 (再生可能エネルギーの活用、省エネの推進など)SDGs の実現に向けた取組の推進過疎地域指定 (令和 4 年)

3 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの主な役割は次のとおりです。

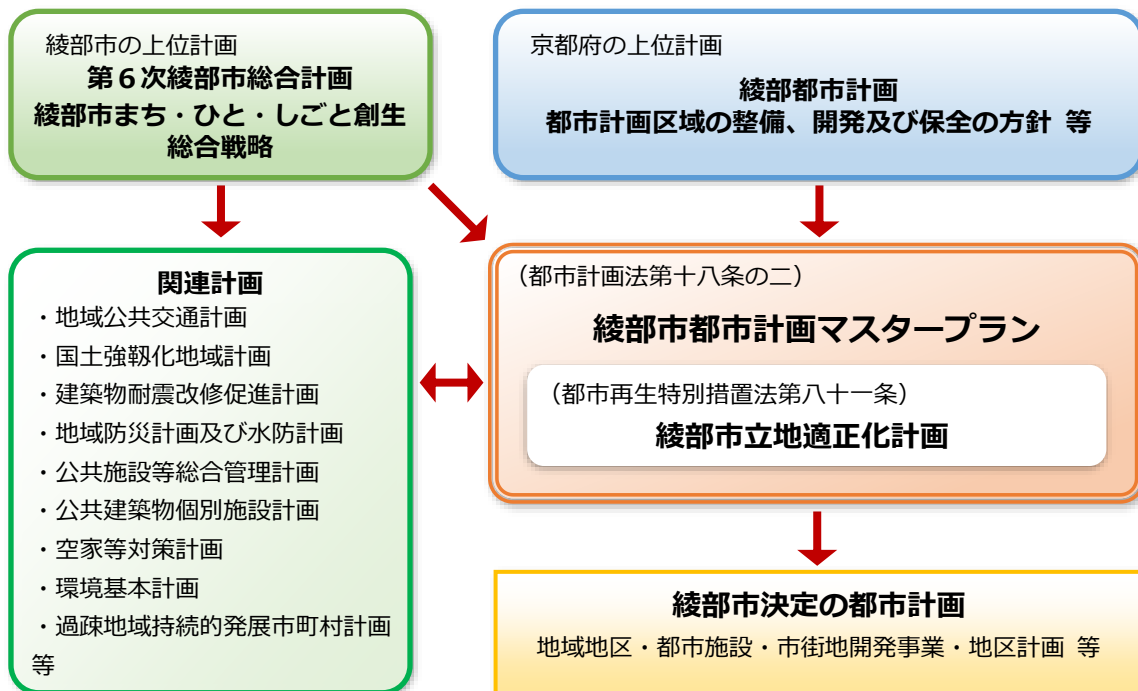
- 1 実現すべき都市将来像を具体的に示す。
- 2 将来のまちづくりや都市計画に対し、市民の理解を深める。
- 3 各都市計画間の相互の調整を図る。
- 4 土地利用の規制・誘導や都市施設等、都市計画に関する施策や事業の決定、変更の指針となる。

4 都市計画マスタープランの位置づけ

綾部市都市計画マスタープランは、京都府が定める「綾部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や本市の上位計画である「第6次綾部市総合計画」等に即した計画として位置づけ、その他の関連計画との整合・連携を図ります。

また、都市計画法に基づき、本市が定める土地利用規制や各種事業の都市計画決定の指針となるほか、「綾部市立地適正化計画」と一体となって本市のまちづくりの方針に位置づけられます。

■綾部市都市計画マスタープランの位置づけ



5 都市計画マスタープランの対象区域及び計画期間

(1) 対象区域

本市には、都市計画区域の内・外がありますが、市全域を一体的、計画的にまちづくりを進めていくため、対象区域は市全域とします。

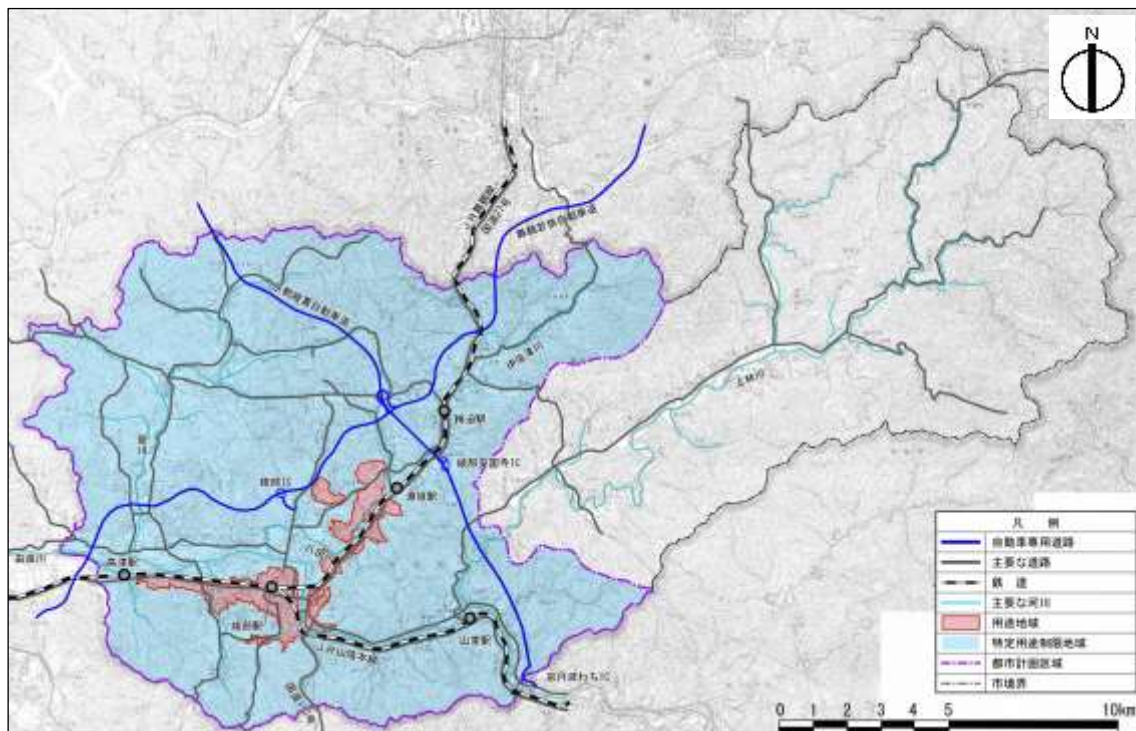
(2) 計画期間

計画期間については、長期目標として概ね20年後の令和25年度を展望しつつ、概ね10年後の令和15年度までを計画期間とします。

■行政区域等面積

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
行政区域	34,710	100.0
都市計画区域	19,543	56.3
用途地域	740	2.1
特定用途制限地域	18,803	54.2
都市計画区域外	15,167	43.7

■都市計画区域等の指定状況



6 都市計画マスタープランの構成

市全域を対象とした「全体構想」と地域ブロックごとに定める「地域別構想」の2段階構成とします。

綾部市都市計画マスタープランの構成

【全体構想】

目指すべき将来都市像と将来の都市構造を定めた上で、その実現に向けた分野別の基本方針を明らかにします。



将来目標の設定

- 将来都市像
- まちづくりの基本目標
- 将来目標フレーム
- 将来の都市構造

分野別の整備方針

- 土地利用
- 都市施設整備
- 市街地整、住環境整備
- 自然環境の整備又は保全
- 景観形成
- 都市防災

【地域別構想】

地域ブロックごとに地域の特性をいかしたまちづくりの方針を明らかにします。



地域づくりの目標・方針

- 中南部地域
(綾部、中筋地区)
- 西部地域
(豊里、物部、志賀郷地区)
- 中北部地域
(吉美、西八田、東八田地区)
- 東部地域
(山家、口上林、中上林、奥上林地区)

【実現化の方策】

将来像の実現に向けた取組と都市計画マスタープランの見直しの考え方を示します。

§2 現況

2-1 社会情勢と上位計画の整理

1 社会情勢

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 27（2015）年の1億 2,709 万人の人口は、令和 22（2040）年に1億 1,092 万人、そして、令和 35（2053）年には1億人台を下回る 9,924 万人まで減少するとされています。

また、少子化傾向が続く一方、高齢化も進行し、3人に1人が 65 歳以上という極端な少子高齢社会を迎え、社会保障関係に限らず、経済の低迷やコミュニティの弱体化に伴う地域社会全体の活力の減退等、幅広い分野に影響を及ぼすことが懸念されます。

(2) 過疎化の進行と地域活力の低下

全国的に人口減少と少子高齢化が急速に進行する中、中山間地域や農村集落は更に深刻な状況にあります。若者流出・超高齢化、農林地の荒廃、コミュニティの衰退等、過疎化や地域活力の低下に歯止めがかからず、廃村の危機が懸念されている所もあります。

一方、価値観の多様化によって田舎暮らしやスローライフ等への志向が高まり、都市から農村への移住や交流定住といった形の動きが見られます。また、新型コロナ危機を契機としたテレワークの急速な普及等により、働く世代を中心とした大都市から地方への回帰・移住志向がさらに高まる可能性があります。

(3) 経済・雇用環境の変化

人口減少社会を迎え、経済の高度成長や拡大が期待できない中、グローバル化や産業構造の転換に加え、世界経済危機を背景とした景気の低迷等、地域経済や雇用を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

一方、終身雇用制度や年功序列の賃金体系が崩れ、パートや派遣社員、フリーターが増加する等雇用・就労環境が大きく変化しています。

さらに、人口減少による地域経済活動の縮小への打開策の一つとして、交流人口の拡大や特徴ある産業振興への取組が進むに伴い、都市間競争による地域間格差が顕在化する状況が見られます。

(4) 情報化の進展

インターネット等の情報通信技術の飛躍的な進歩とパソコンや携帯電話等の情報通信機器の急速な普及により、事業活動や働き方、消費行動や日常生活等、ライフスタイルや社会経済システム全体が大きく変化しています。また、IoT、ビッグデータ、AI等最先端技術を活用して、人とモノが繋がり、より効率的で快適な社会「Society5.0」の実現が目指されています。

地域の情報化は、市民生活、事業活動、教育等様々な分野における課題解決に新たな可能性を持っています。また、都市と地方の時間的距離を短縮し、過疎集落等での定住人口の増加にもつなげる有効な解決策となり得るものと期待されています。

(5) 環境問題の顕在化

生態系の変化、記録的猛暑、頻発する集中豪雨等の異常気象等、世界各地で起こっている地球温暖化が原因と思われる環境問題のほか、身近で起こる生活環境の悪化や廃棄物問題がクローズアップされています。

地球市民の一員として大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済行動から脱却し、二酸化炭素に代表される温室効果ガスの削減やごみ減量化等の積極的な取組が求められています。







また、持続可能な社会の実現のために、2015年の国連サミットにおいて採択されたSDGs達成に向け、企業や地方自治体、大学等で積極的な取組が始まっています。

2 上位計画

(1) 第6次綾部市総合計画

「第6次綾部市総合計画」は、本市のまちづくり全体のビジョンや、まちづくりの分野別の方向性を示す最上位の計画として令和3年3月に策定し、10年後の将来都市像として「一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部」を掲げています。この将来都市像の実現に向けて、綾部市市民憲章の6つの目標（柱）に基づき、分野ごとの施策を展開していくこととしています。



基本目標	分野別施策
 平和をねがい、祈りのあるまち	1 人権尊重社会の実現 2 平和の発信と国際交流 3 防災対策の推進 4 消防・救急体制の充実 5 生活の安全性の向上
 自治を高め、心のつながりのあるまち	1 市民活動の促進と地域の活性化 2 男女共同参画社会の実現 3 情報の発信と共有 4 健全な行財政運営と広域連携
 教育をたいせつにし、文化のかおるまち	1 幼稚園、小・中学校教育の充実 2 社会教育の充実 3 青少年健全育成の推進 4 文化・芸術の振興
 環境をととのえ、健康のあふれるまち	1 環境保全と廃棄物対策の推進 2 地域福祉社会の実現 3 子育て環境の充実 4 高齢者福祉の推進 5 障害者福祉の推進 6 保健の推進 7 医療体制の充実
 産業をおこし、豊かな暮らしのあるまち	1 農林業・内水面漁業の振興 2 商工業の振興と雇用促進 3 観光と交流の推進 4 移住・定住の促進 5 スポーツの振興
 計画を定め、輝かしいあしたをひらくまち	1 土地利用と市街地の形成 2 道路・公園の整備 3 公共交通の充実 4 上下水道の運営と整備

土地利用と市街地の形成や都市施設の整備等の施策については、次のように示されています。


基本目標 **計画を定め、輝かしいあしたをひらくまち**

市街地や集落といったそれぞれの地域特性に基づき、市民生活の利便性向上を踏まえた都市設計により、本市の規模に適した効率的・合理的な道路・交通体系、公園、上下水道などの都市基盤の整備を進め、誰もが住みよい都市の形成を目指します。

また、快適で機能的であることはもちろん、水と緑に恵まれた豊かな自然環境を生かし、本市ならではの魅力を感じることができるまちづくりを目指します。

対応する施策分野

1 土地利用と市街地の形成	2 道路・公園の整備
3 公共交通の充実	4 上下水道の運営と整備



施策の分野	施策の目標	主な施策
1 土地利用と市街地の形成	都市機能の充実を図り魅力ある中心市街地を形成するとともに、農村地域の豊かな自然を生かした生活環境の保全により誰もが快適に暮らせる持続可能なまちを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画的な土地利用 ▶ 市街地の整備 ▶ 住環境の整備
2 道路・公園の整備	広域幹線道路網の整備促進及び生活道路の計画的な整備や適切な維持管理に努め、歩行者や車が安全で快適に移動できる道路環境の実現を目指します。 また、遊び、憩いの場や災害時の避難場所として、公園・緑地空間の充実を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広域幹線道路網の整備促進 ▶ 生活道路の整備 ▶ 公園の整備 ▶ 緑化運動の推進
3 公共交通の充実	あやバスの安全で利便性の高い運行を推進するとともに、自主運行バス等の運行支援によりラストワンマイルの移動手段の確保に努めます。 また、鉄道の利用促進を図り、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス路線の充実 ▶ 鉄道の充実 ▶ 新たな交通ネットワークの構築
4 上下水道の運営と整備	安全で強靱かつ持続可能な水道事業の運営に努め、市民に安全で安心な水を安定的に供給します。 また、市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、新綾部市水洗化総合計画を基本に地域の特性に応じた手法で、計画的・効率的な整備の推進により、水洗化の普及拡大に努め、快適で住みよい環境づくりを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上水道の運営と整備 ▶ 公共下水道の整備 ▶ 農業集落排水の運営 ▶ 合併処理浄化槽の整備 ▶ 下水道事業会計の健全化

(2) 綾部市立地適正化計画

「綾部市立地適正化計画」は、令和3年3月に策定し、少子高齢化が進む中で、本市が持続可能な都市として続いていくために、コンパクトで利便性の高い中心市街地の整備を計画的、効率的に進め、中心市街地と各地域拠点を公共交通ネットワークで結ぶことで、市全体の利便性の確保と魅力の向上に努め、居住選択の機会に選んでもらえるまちづくりを目指すとしています。

都市機能を増進するための誘導施策を医療、教育、子育て支援の分野で定め、綾部駅を中心とする「都市機能向上エリア」に機能の整備・維持を図るとともに、その背後地となる「まちなか居住エリア」の人口減少を将来にわたって抑制していくことを目標として設定しています。

■まちづくりの基本方針(ターゲット)

“このまちで良かった”と
市民が幸せで安心して暮らせるまちづくり

■課題解決のための誘導方針(ストーリー)

快適で住みよいまちづくり

綾部駅周辺の中心市街地において、効率的な土地利用による都市機能や住環境の整備を促進し利便性を向上させるとともに、創業支援や空き店舗の活用等により、都市の活性化を目指す

子育て世代に選ばれるまちづくり

自然環境豊かな綾部で人それぞれが希望する「結婚・出産・子育て」ができるよう、子育て支援の環境づくりを行うことにより、子育て世代に選ばれる「全ての子どもが心豊かに成長でき、誰もが安心して子どもを産み育てられ、地域社会全体が応援する綾部」を実現し、綾部で生まれ育つ子どもの数の増加を目指す

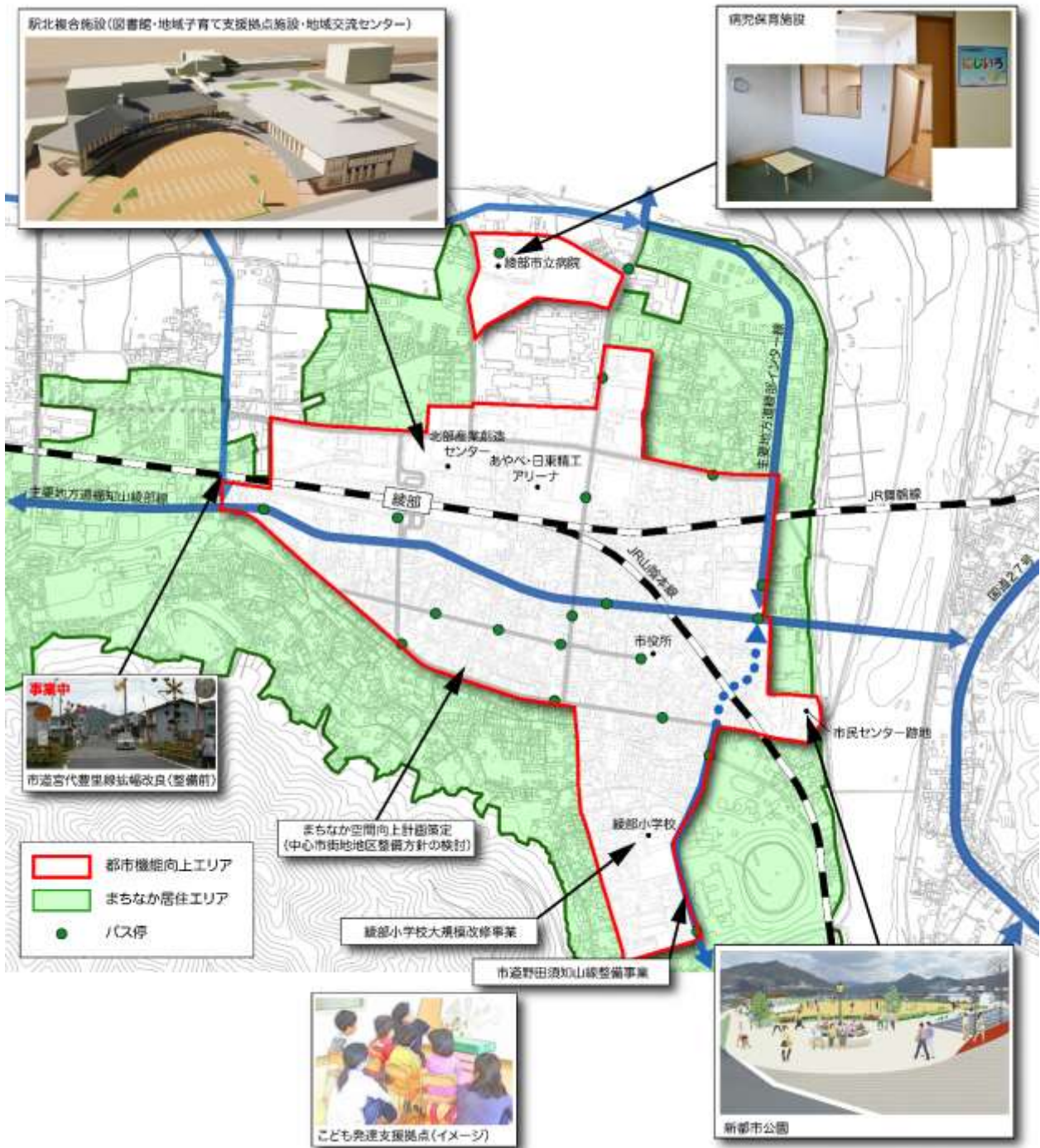
■立地適正化に関する基本的な方針

区分	役割
都市拠点	<p>＜都市機能の整備による人口密度の維持＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画制度を活用した誘導区域として、まちなか居住エリアと都市機能向上エリアを設定し、都市機能の充実を図るため、施設や環境の整備を行い、都市の利便性を高めることにより、エリア内の人口密度維持を図る
地域拠点	<p>＜日常生活機能の充実による活性化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市拠点を除く、各地区の中心地に形成された小さな拠点を地域拠点と位置付け、地域特性に応じて、日常生活機能の充実や地域コミュニティの活性化等を進める 各拠点間を交通ネットワークで結び、医療や福祉等必要な都市機能へのアクセスの確保に努めることにより、利便性の確保に努める
里山田園生活エリア	<p>＜豊かな自然との共生によるゆったりやすらぎの居住＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住環境に大きな影響を及ぼす一定の土地利用は規制し、良好な居住環境を守ることによりエリアの魅力を高め、田舎暮らしを希望する人々の移住・定住の促進を図る 本市の特徴である「豊かな自然」と「人々の心の温かさ」を肌で感じながら、このまちでよかったと市民が幸せで安心して暮らせるやすらぎの居住環境を維持する 本市が分譲している桜が丘団地にはまちなか居住エリアを設定し、引き続き良好な居住環境を維持し、人口の誘導を図る

■目指すべき都市構造



■主な誘導施策のイメージ



2-2 綾部市の現況

1 人口動向

(1) 人口の推移と将来予測

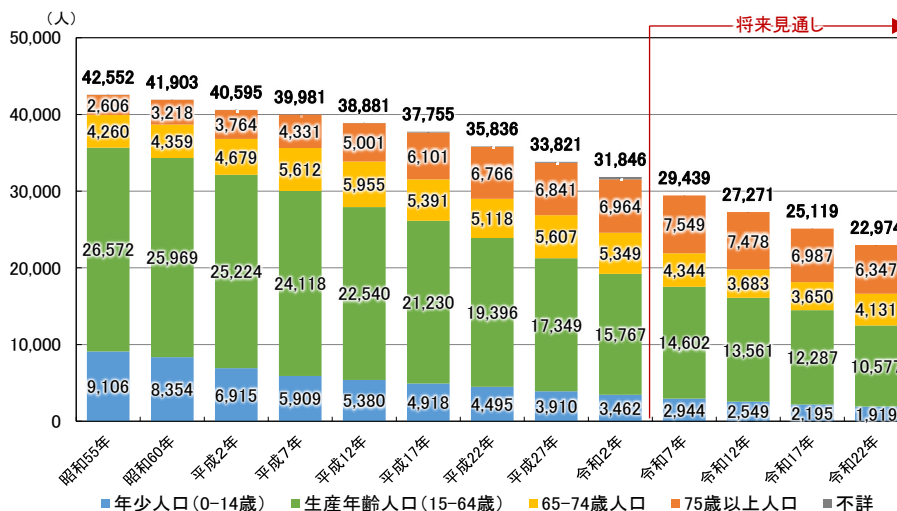
令和2年国勢調査における本市の人口は31,846人となっています。

市制施行時（昭和25年）の54,055人をピークに人口は一貫して減少が続いており、令和22年には、令和2年より約0.9万人少ない約2.3万人（令和2年比△27.9%）と減少する見込みとなっています。

年齢構成をみると、令和22年の生産年齢人口（15～64歳）は、令和2年より約0.5万人少ない約1.1万人（令和2年比△32.9%）まで減少する見込みとなります。

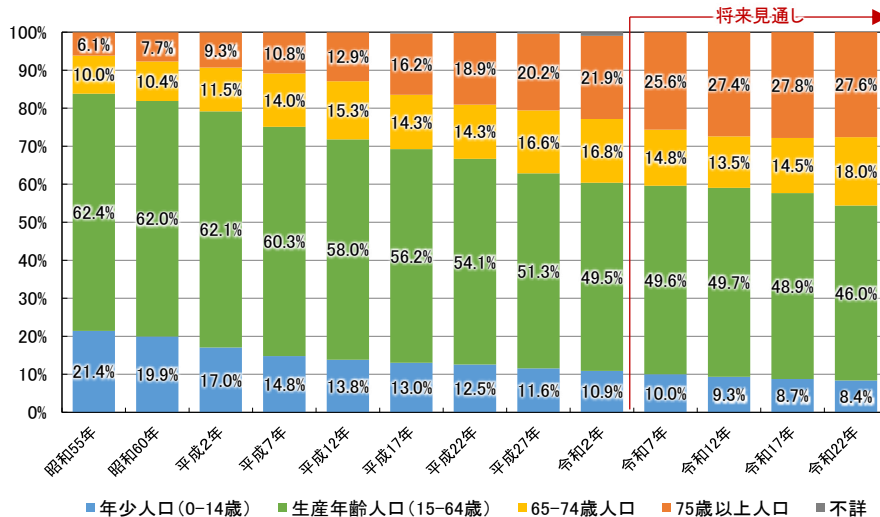
一貫して人口が減少する中で、老年人口はほぼ横ばいで推移していることから、令和22年には人口の約45.6%が65歳以上、4人に1人が75歳以上となる見込みとなっています。

■人口の推移と将来予測



資料：国勢調査（令和2年以前）、国立社会保障・人口問題研究所推計（令和7年以降）

■年齢構成比の推移と将来予測



資料：国勢調査（令和2年以前）、国立社会保障・人口問題研究所推計（令和7年以降）

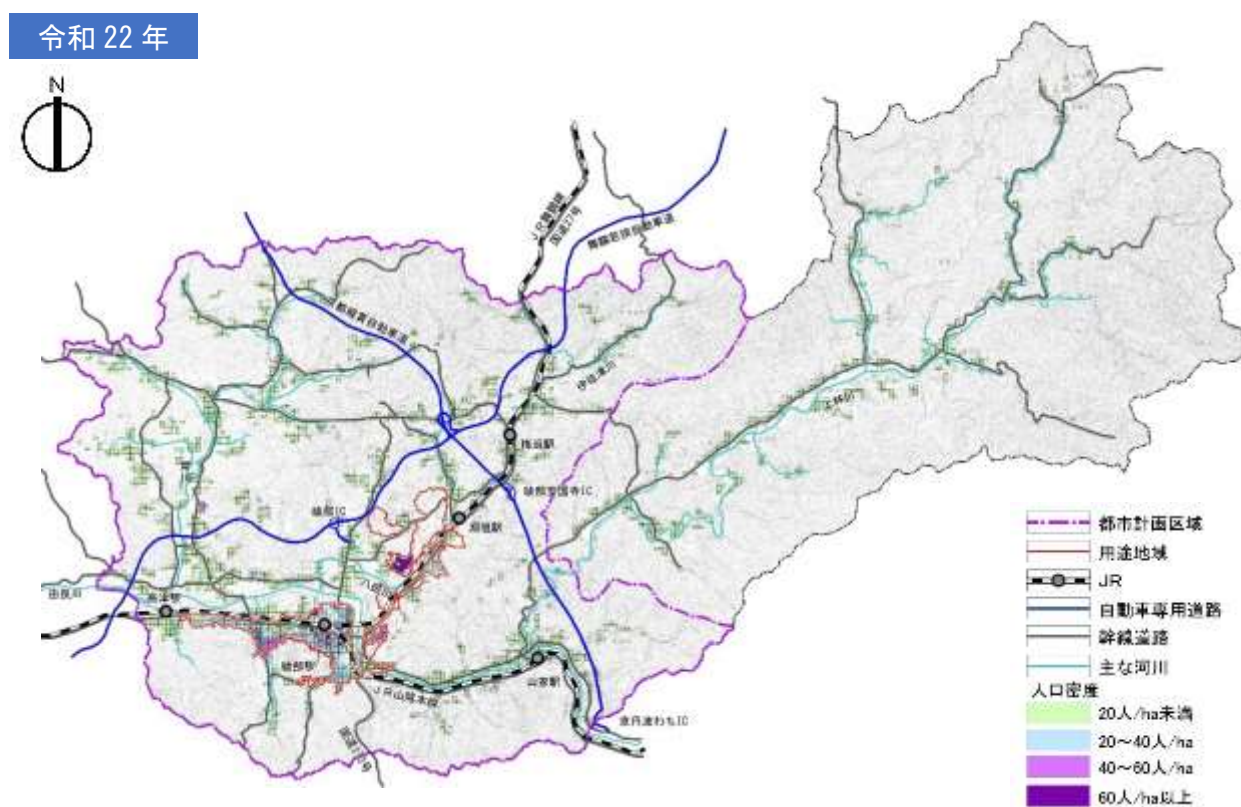
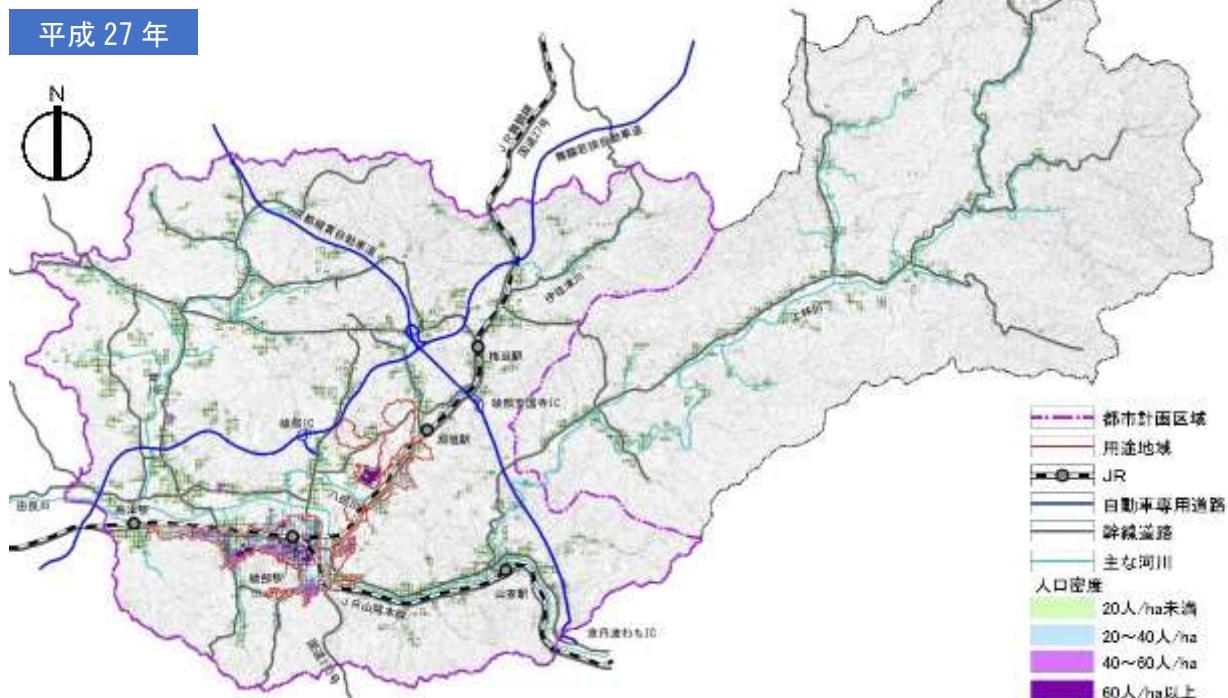
(2) 地区別人口

① 人口密度

人口密度 40 人/ha 以上の地区は、用途地域指定区域内（工業地域及び工業専用地域を除く）に集中しており、それ以外のほとんどの地区では 40 人/ha 未満となっています。

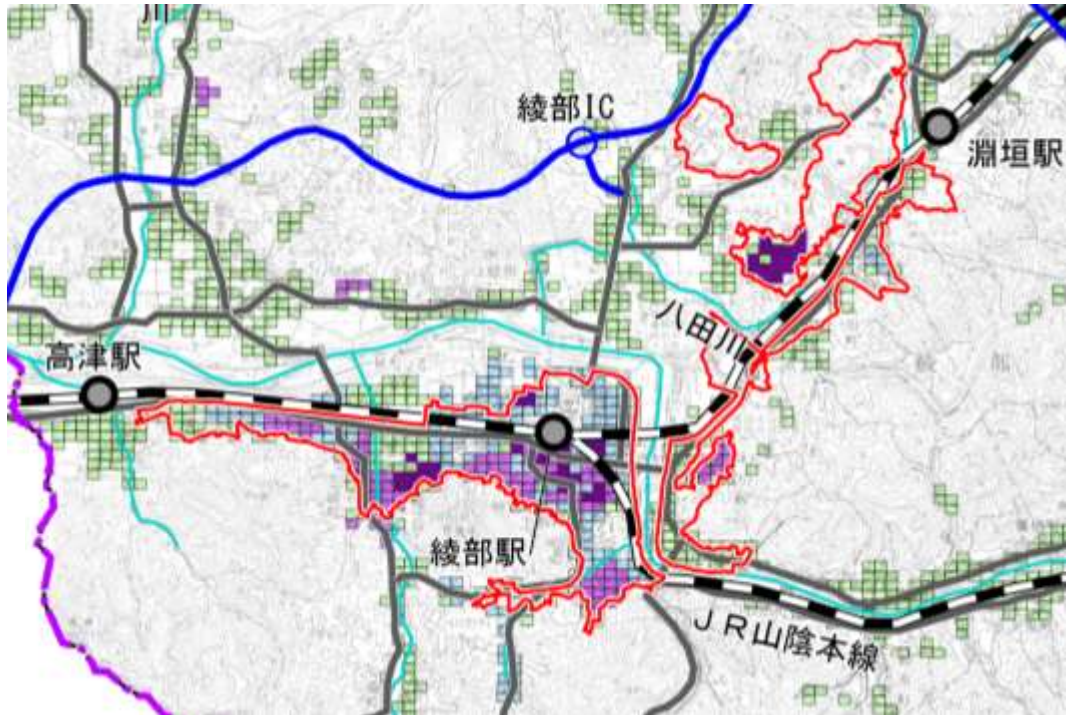
令和 22 年には、用途地域指定区域内でも 40 人/ha 未満の地区が増える見込みとなっています。

■人口密度の将来予測



■人口密度の将来予測(用途地域内)

平成 27 年



- 都市計画区域
- 用途地域
- JR
- 自動車専用道路
- 幹線道路
- 主な河川
- 人口密度
- 20人/ha未満
- 20~40人/ha
- 40~60人/ha
- 60人/ha以上

令和 22 年



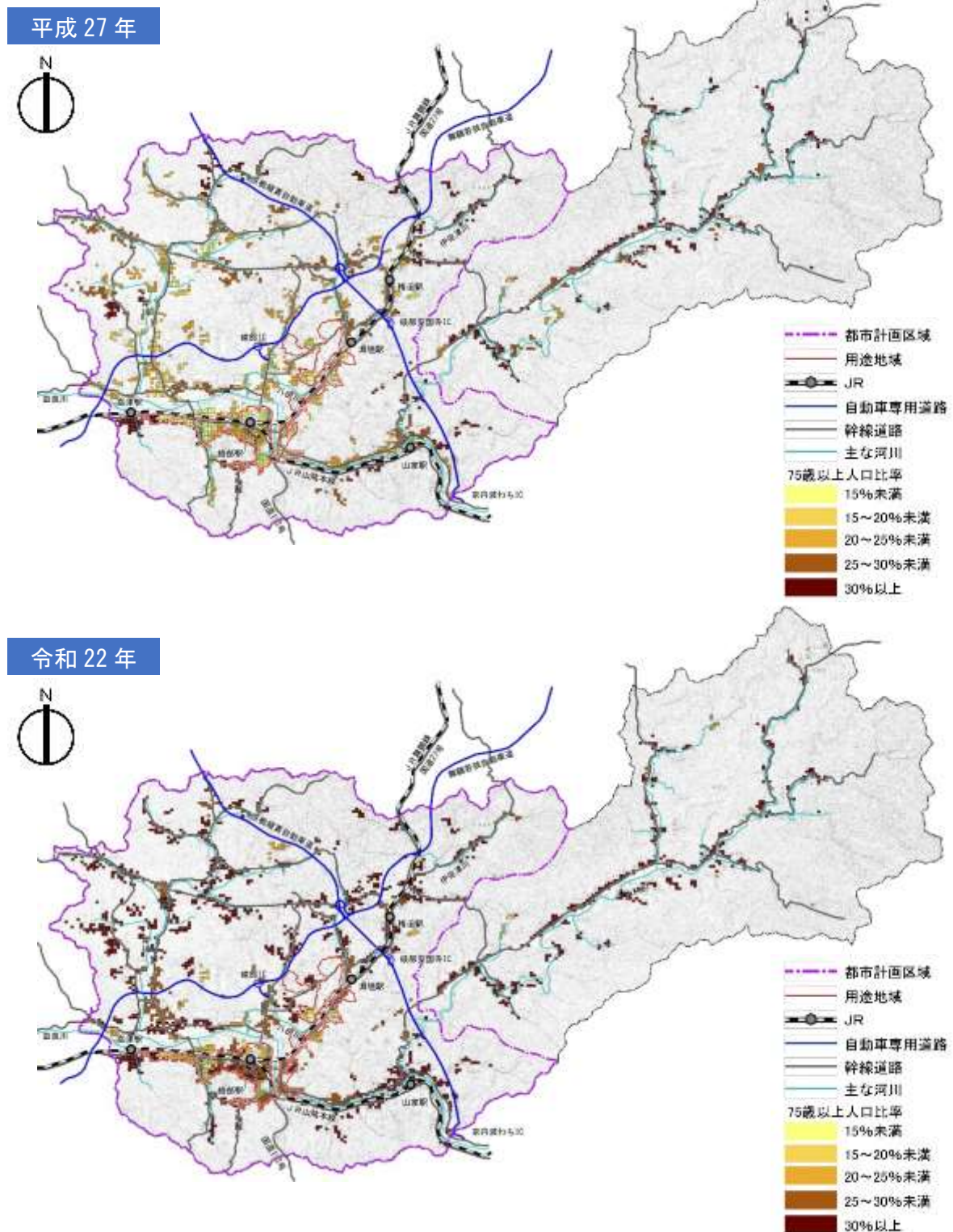
- 都市計画区域
- 用途地域
- JR
- 自動車専用道路
- 幹線道路
- 主な河川
- 人口密度
- 20人/ha未満
- 20~40人/ha
- 40~60人/ha
- 60人/ha以上

② 75歳以上人口比率

平成27年における本市全体の75歳以上人口比率は約2割となっており、特に、用途地域指定区域外で75歳以上人口比率の高い地区が多くみられます。

令和22年では、用途地域指定区域内でも75歳以上人口比率の高い地区が増える見込みとなっています。

■75歳以上人口比率の将来予測



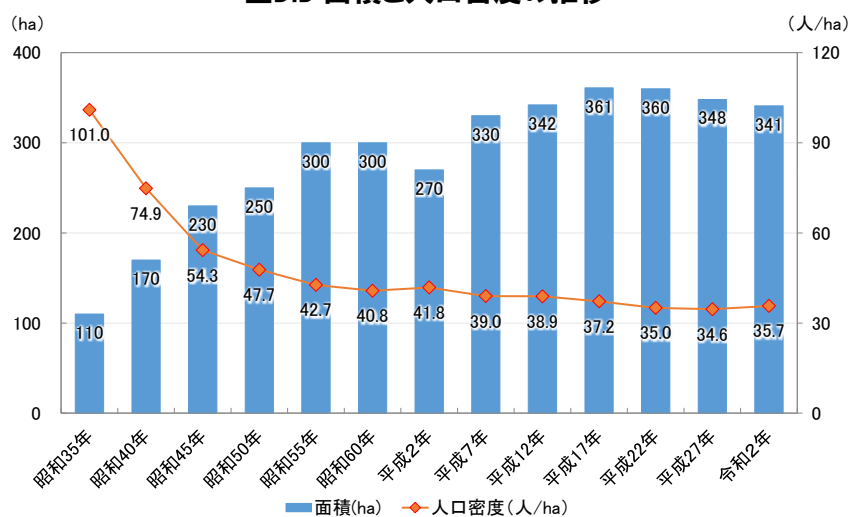
(3) 人口集中地区

本市の人口集中地区（DID）は、JR綾部駅周辺の市街地を中心に分布しています。

DID面積は、令和2年には341haであり、平成17年の361haをピークに減少に転じています。

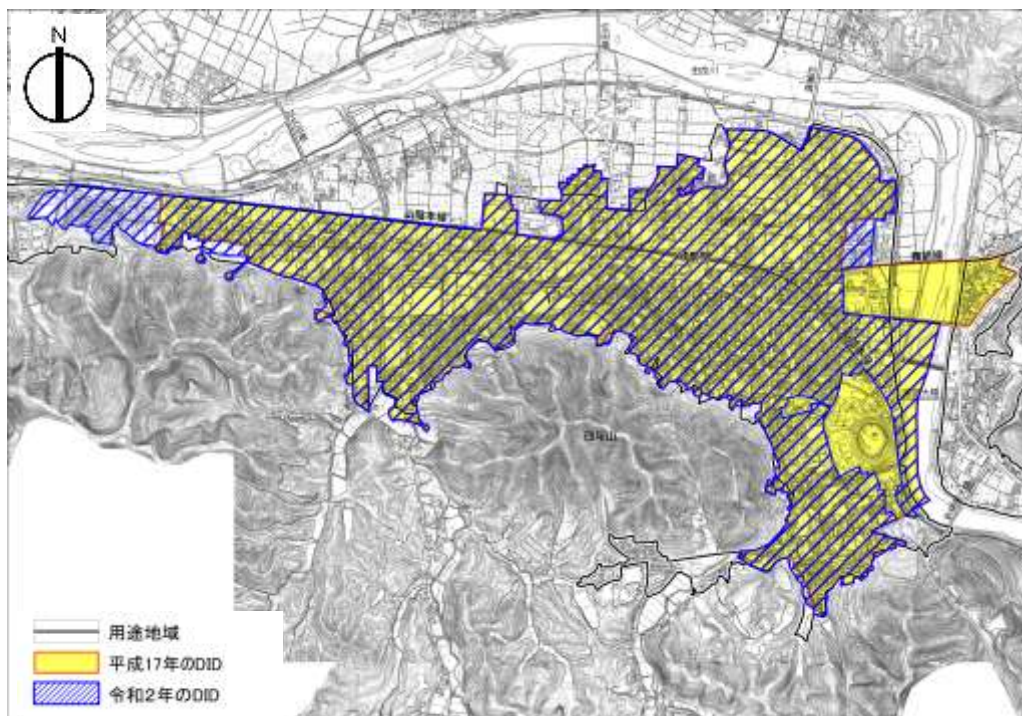
DID内人口密度は、面積が減少に転じた平成17年以降も減少傾向がみられます。

■DID面積と人口密度の推移



資料：国勢調査

■DIDの変遷



資料：国勢調査

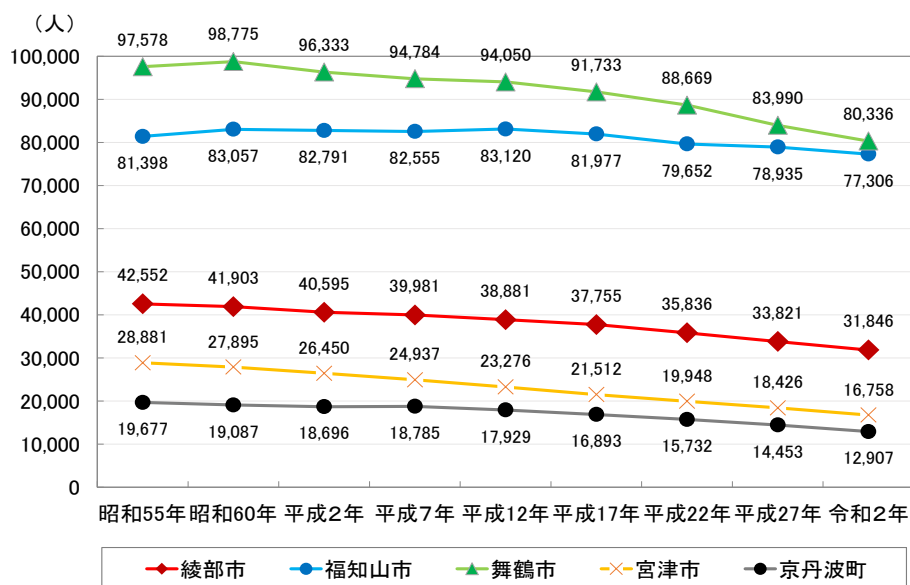
(4) 人口・世帯数の隣接市町との比較

隣接する福知山市の令和2年の人口は約7.7万人、舞鶴市は約8.0万人で、本市の人口規模はこの2市の1/2未満、京丹波町の人口1.2万人の約2.5倍の規模となっています。

いずれの近隣市町においても、人口は減少している状況にあります。

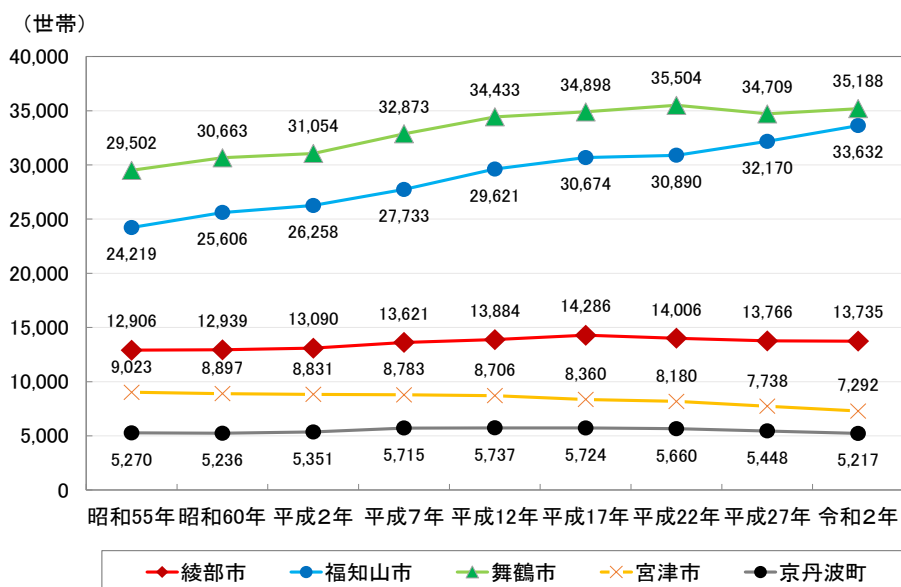
令和2年の本市の世帯数は13,735世帯で、推移状況をみると、本市と宮津市、京丹波町は、ほぼ横ばいで推移していますが、福知山市、舞鶴市では増加傾向がみられます。

■本市と周辺都市の人口推移



資料：国勢調査

■本市と周辺都市の世帯推移



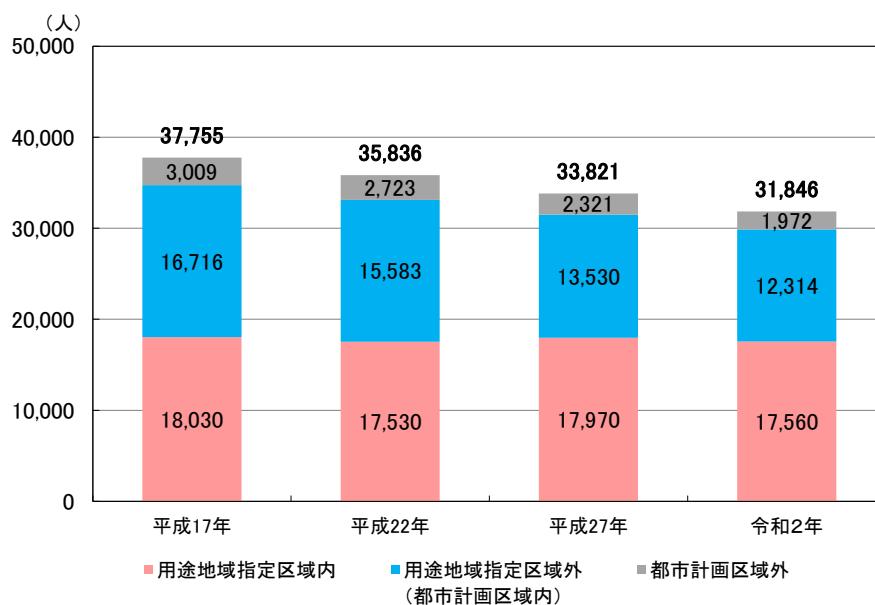
資料：国勢調査

(5) 都市計画の地域区分・地区別人口の推移

用途地域指定区域内の人口は、令和2年時点で17,560人、用途地域指定区域外の都市計画区域で12,314人、都市計画区域外は1,972人となっています。

用途地域指定区域内の人口は、ほぼ横ばいで推移しており、一部の地区では増加傾向がみられます。一方、用途地域指定区域外では一貫して人口が減少しています。

■都市計画の地域区分別人口の推移



資料：国勢調査

■都市計画区域内地区別人口の推移

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		平成17年から令和2年までの人口推移
		人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	構成比(%)	
用途地域指定区域内	西八田	500	454	373	388	1.3%	0.78
	吉美	841	1,143	1,350	1,293	4.3%	1.54
	綾部	12,061	11,412	11,352	11,005	36.8%	0.91
	中筋	4,628	4,521	4,895	4,874	16.3%	1.05
	計	18,030	17,530	17,970	17,560	58.8%	0.97
用途地域指定区域外 (都市計画区域内)	山家	1,736	1,581	1,327	1,170	3.9%	0.67
	東八田	2,237	2,072	1,706	1,450	4.9%	0.65
	西八田	1,311	1,209	1,173	1,237	4.1%	0.94
	吉美	1,304	1,215	1,097	940	3.1%	0.72
	綾部	970	892	722	713	2.4%	0.73
	中筋	1,390	1,423	1,294	1,235	4.1%	0.89
	豊里	4,466	4,162	3,609	3,301	11.1%	0.74
	物部	1,847	1,688	1,423	1,255	4.2%	0.68
志賀郷	1,455	1,341	1,179	1,012	3.4%	0.70	
計	16,716	15,583	13,530	12,314	41.2%	0.74	
都市計画区域		34,746	33,113	31,500	29,874	100.0%	0.86

資料：市資料（国勢調査ベースの推計値）

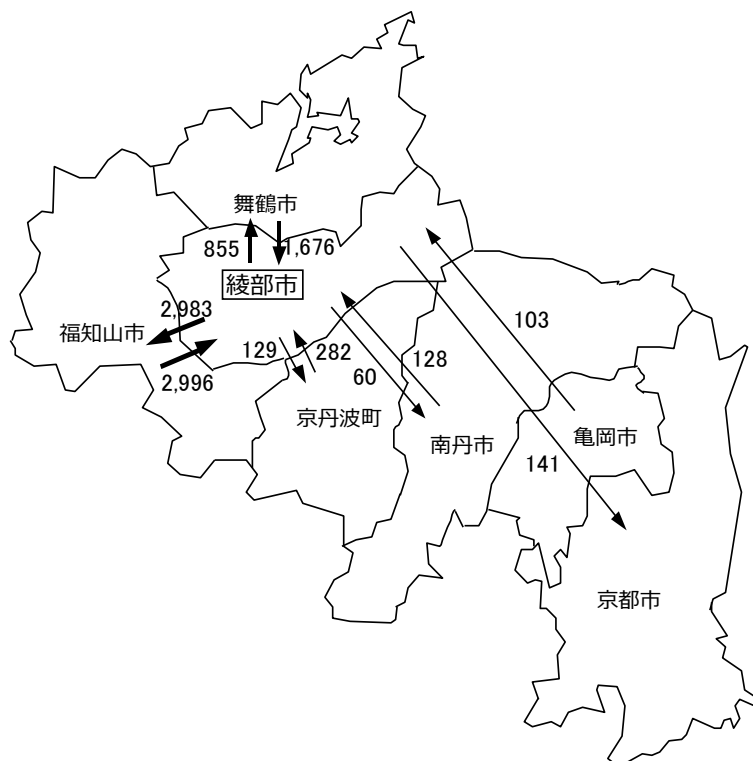
(6) 就業者の推移と流動状況

令和2年の就業者は、本市に常住する就業者数が16,378人、本市で従業する就業者数は17,395人となっています。

本市に常住する就業者のうち、市外を従業地とする就業者は4,832人(約29.5%)で、主な従業地は福知山市(2,983人)や舞鶴市(855人)となっています。

直近の20年間では、流入者数が流出者数を上回っている状況が続いています。

■綾部市に係わる就業者の流動状況(令和2年)

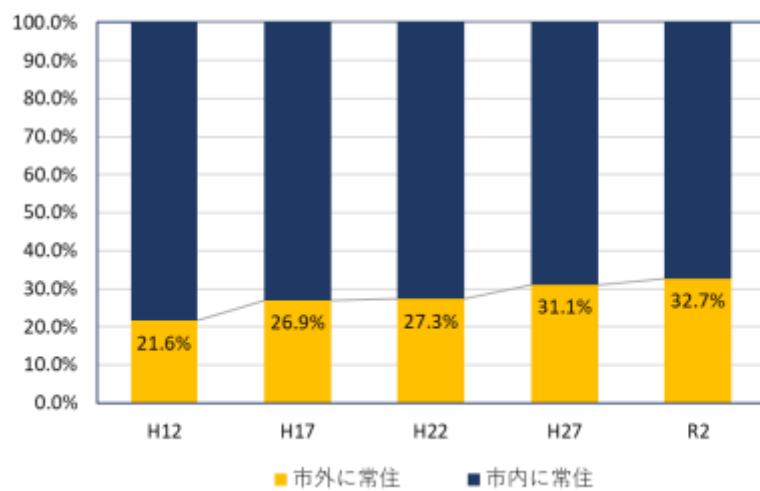
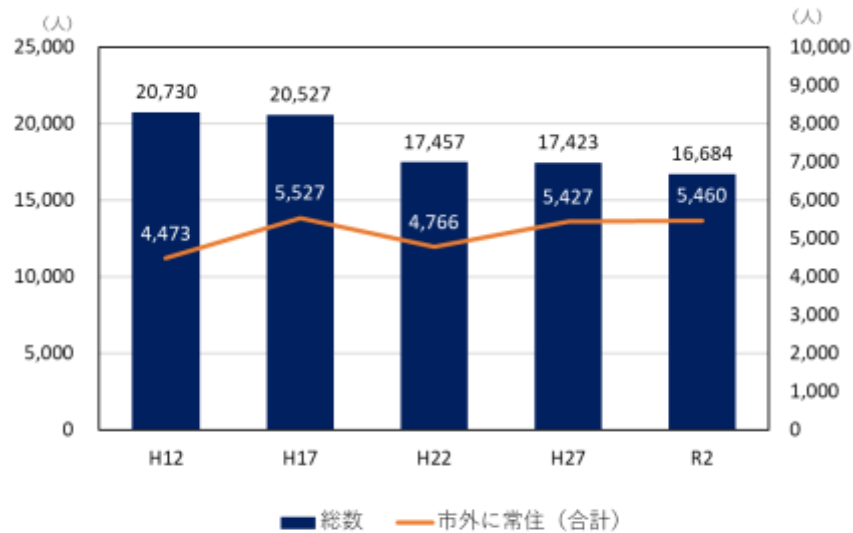


	常住地における就業者・通学者数計 (人) A	流出		従業地における就業者・通学者数計 (人) C	流入		流入超過数 (人) D-B	流入超過率 (%) (D-B)/C
		就業者数 (人) B	流出率 (%) B/A		就業者数 (人) D	流入率 (%) D/C		
平成12年	20,242	3,985	19.7%	20,730	4,473	21.6%	488	2.4%
平成17年	19,161	4,161	21.7%	20,527	5,527	26.9%	1,366	6.7%
平成22年	16,750	4,333	25.9%	17,456	4,766	27.3%	433	2.5%
平成27年	17,522	5,158	29.4%	18,208	5,844	32.1%	686	3.8%
令和2年	16,378	4,832	29.5%	17,395	5,849	33.6%	1,017	5.8%

資料：国勢調査

従業地による就業者数は減少傾向ですが、市外常住者の数が上昇傾向となっており、市外に居住しながら本市へ通勤する人が増加の傾向にあります。平成12年の市外常住者の割合は21.6%、令和2年には32.7%まで増加しています。

■就業人口に占める市外常住者（流入人口）の割合



2 産業動向

(1) 事業所・従業者数の推移

令和3年の従業者数は、第1次産業が308人(約1.9%)、第2次産業が5,986人(約36.7%)、第3次産業が10,020人(約61.4%)となっています。

事業所数は第1次産業が33事業所(約2.1%)、第2次産業が331事業所(約21.5%)、第3次産業が1,178事業所(約76.4%)となっています。

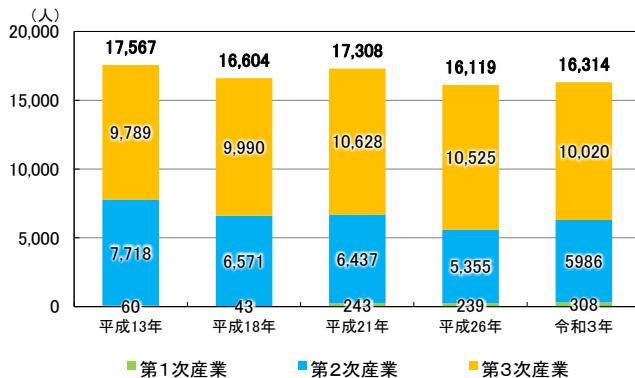
事業所数は減少傾向が続いていますが、従業者数はほぼ横ばいで推移しています。

■産業大分類別事業所数・従業者数(令和3年)

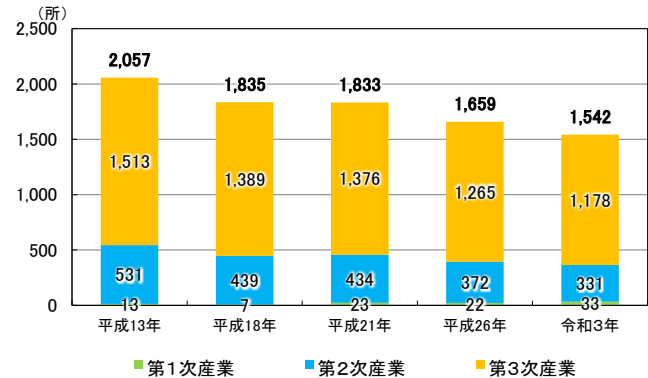
	従業者数		事業所数	
	(人)	構成比(%)	(所)	構成比(%)
総数	16,314	100.0%	1,542	100.0%
第1次産業	308	1.9%	33	2.1%
農林漁業	308	1.9%	33	2.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
第2次産業	5,986	36.7%	331	21.5%
建設業	752	4.6%	152	9.9%
製造業	5,234	32.1%	179	11.6%
第3次産業	10,020	61.4%	1,178	76.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	79	0.5%	6	0.4%
情報通信業	34	0.2%	8	0.5%
運輸業、郵便業	648	4.0%	36	2.3%
卸売業、小売業	2,100	12.9%	304	19.7%
金融業、保険業	144	0.9%	14	0.9%
不動産業、物品賃貸業	202	1.2%	50	3.2%
学術研究、専門・技術サービス業	318	1.9%	54	3.5%
宿泊業、飲食サービス業	785	4.8%	174	11.3%
生活関連サービス業、娯楽業	480	2.9%	131	8.5%
教育、学習支援業	537	3.3%	63	4.1%
医療、福祉	2,975	18.2%	140	9.1%
複合サービス事業	306	1.9%	23	1.5%
サービス業(他に分類されないもの)	902	5.5%	155	10.1%
公務(他に分類されるものを除く)	510	3.1%	20	1.3%

資料：経済センサス活動調査

■従業者数の推移



■事業所数の推移



資料：事業所・企業統計報告書(平成13年、平成18年)、経済センサス基礎調査(平成21年、平成26年)、経済センサス活動調査(令和3年)

(2) 農業

令和2年の農家数は1,930戸、耕地面積は2,550haとなっており、農家数と耕地面積はともに減少しています。

■農家数、耕地面積の推移

	総農家数 (戸)	販売農家数(戸)		自給的農家 (戸)	耕地 面積 (ha)
		専業農家数 (戸)	兼業農家数 (戸)		
平成17年	3,197	1,898	602	1,299	2,750
平成22年	2,801	1,571	513	1,230	2,730
平成27年	2,382	1,278	535	1,104	2,640
令和2年	1,930	938	—	992	2,550

資料：農林業センサス、耕地及び作付面積統計

(3) 工業

平成3年に京都府綾部工業団地の第一工区、平成6年に第二工区が分譲を開始し、平成12年には綾部市工業団地が操業を開始しており、工業団地における全ての区画が完売しています。

令和元年の事業所数は98事業所、従業者数は5,621人、製造品出荷額は約146,534百万円になっています。

従業者数と製品出荷額は増加傾向にありますが、事業所数は減少しています。

■工業(従業者数4人以上)の推移

	製造品出荷額等(百万円)	製造業事業所数 (所)	製造業従業者数 (人)
平成23年	97,837	110	4,548
平成24年	77,814	95	3,952
平成25年	102,937	95	4,294
平成26年	116,902	97	4,786
平成27年	124,749	98	4,971
平成28年	126,216	98	4,971
平成29年	140,133	97	5,461
平成30年	144,555	92	5,637
令和元年	146,534	91	5,621
令和2年	—	91	5,339

資料：工業統計調査、経済センサス-活動調査(平成27年)

(4) 商業

令和3年の卸売・小売業は、事業所数が272事業所、従業者数が1,846人、年間販売額が46,527百万円になっています。このうち、小売業は、事業所数が240事業所、従業者数が1,625人、年間販売額が30,037百万円になっています。

事業所数、従業者数、年間販売額ともに減少傾向がみられます。

■卸売業・小売業の推移

		年間販売額 (百万円)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
卸・小売業 (総数)	平成16年	53,468	551	2,718
	平成19年	55,372	514	2,614
	平成24年	46,249	348	1,996
	平成26年	55,131	322	2,002
	平成28年	47,877	309	1,852
	令和3年	46,527	272	1,846
うち小売業	平成16年	37,259	485	2,374
	平成19年	39,658	448	2,244
	平成24年	29,138	299	1,765
	平成26年	35,403	272	1,740
	平成28年	32,501	270	1,663
	令和3年	30,037	240	1,625

資料：商業統計調査、経済センサスー活動調査（平成24年、平成28年、令和3年）

3 土地利用

(1) 土地利用現況

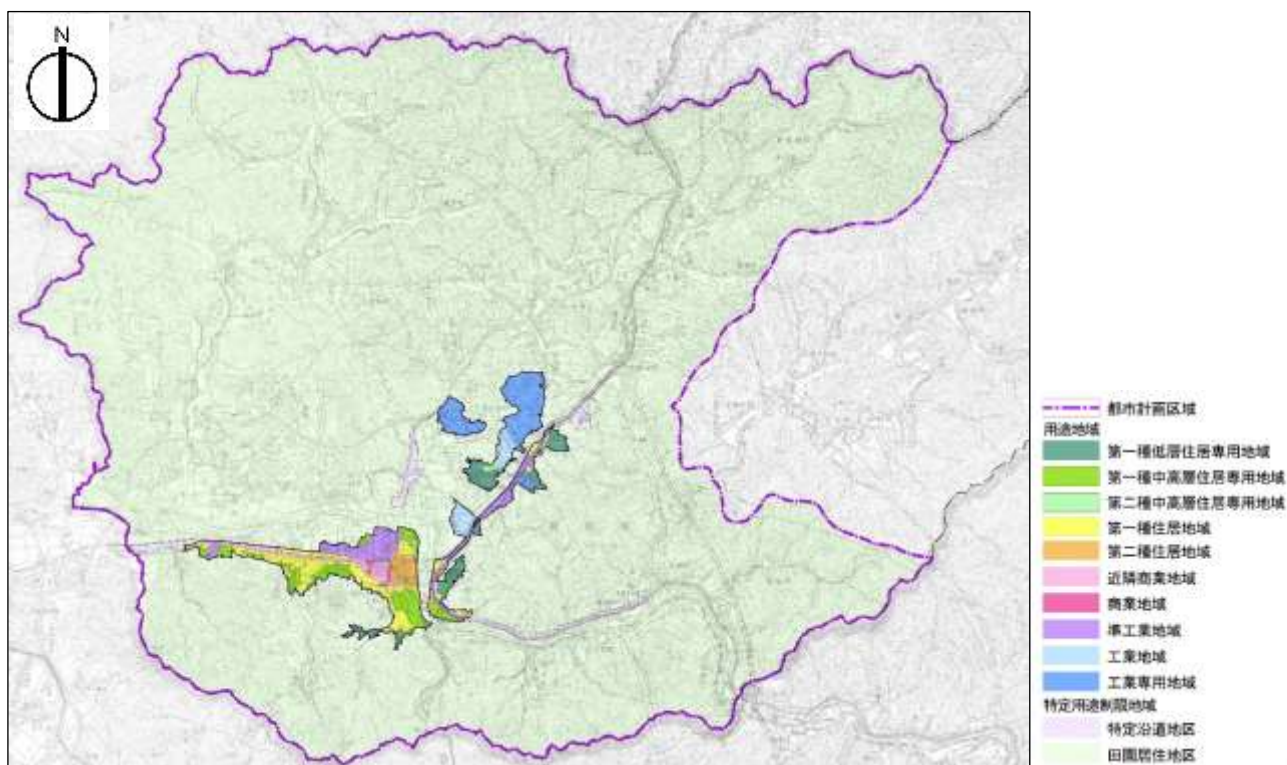
本市は、市域（34,710ha）の約 56.3%が都市計画区域に指定され、JR 綾部駅周辺や綾部工業団地等の市街地において、適正な土地利用を誘導するために用途地域を指定（都市計画区域の約 3.8%）しています。また、用途地域指定区域外では特定用途制限地域を指定（都市計画区域の約 96.2%）し、緩やかな土地利用規制を行っています。

用途地域の指定状況をみると、商業系用途地域が約 7.4%、住居系用途地域が約 51.1%、工業系用途地域が約 41.5%となっています。

■用途地域別面積(令和4年度)

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	19,543.0	—
用途地域	739.6	100.0
第一種低層住居専用地域	90.0	12.2
第一種中高層住居専用地域	101.1	13.7
第二種中高層住居専用地域	6.7	0.9
第一種住居地域	147.6	20.0
第二種住居地域	31.8	4.3
近隣商業地域	49.6	6.7
商業地域	5.4	0.7
準工業地域	113.9	15.4
工業地域	44.6	6.0
工業専用地域	148.9	20.1
特定用途制限地域	18,803.4	—

■用途地域指定状況(令和4年度)



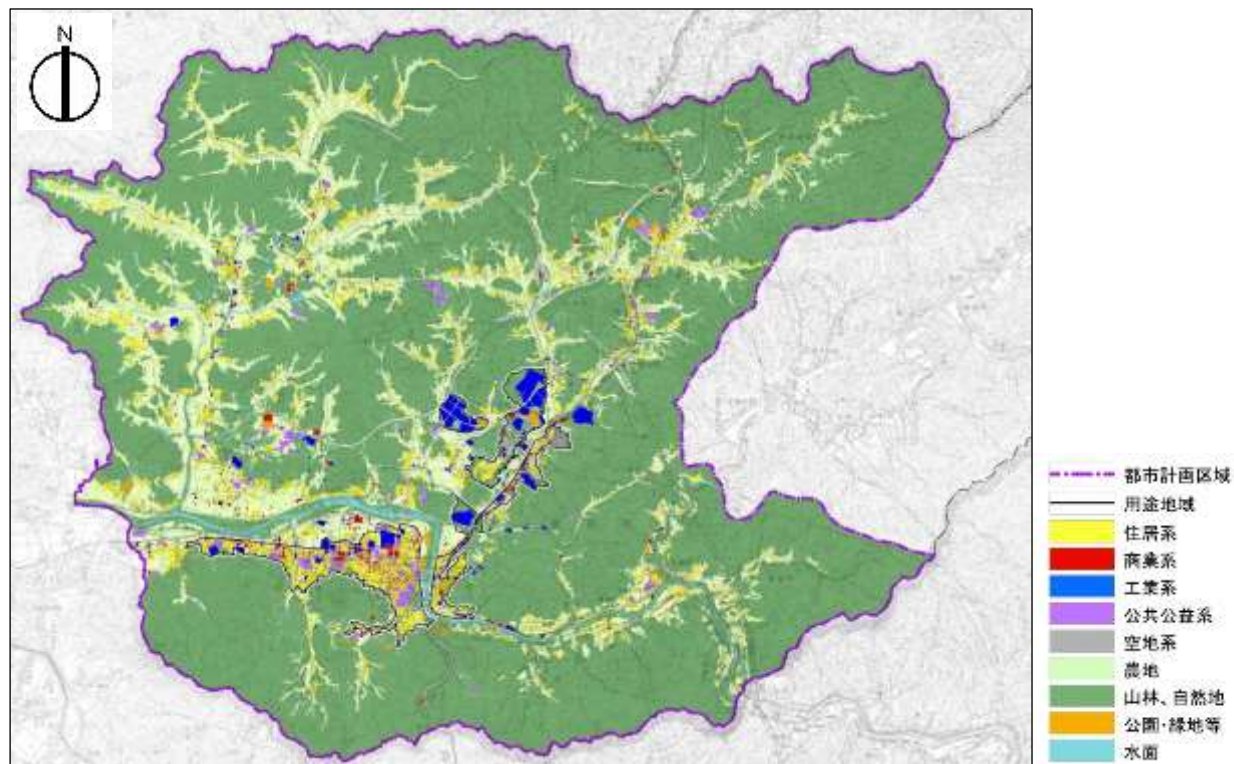
用途地域指定区域内の土地利用は、宅地等の都市的土地利用が約 73.1%を占め、農地や山林が約 17.5%残っています。

都市計画区域の土地利用をみると、山林等の自然的土地利用が約 89.9%を占めています。

■土地利用現況面積(令和2年度)

土地利用		用途地域指定区域内		用途地域指定区域外		都市計画区域		
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
自然的 土地利用	農地	田	18.9	2.6	2,004.8	10.7	2,023.7	10.4
		畑	28.8	3.9	922.0	4.9	950.8	4.9
		小計	47.7	6.5	2,926.8	15.6	2,974.5	15.3
	山林	81.3	11.0	13,490.7	71.8	13,572.0	69.4	
	水面	8.0	1.1	265.7	1.4	273.7	1.4	
	その他自然 地小計	61.1	8.3	675.6	3.6	736.7	3.8	
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	183.0	24.7	540.8	2.9	723.8	3.7
		商業用地	37.3	5.0	40.3	0.2	77.6	0.4
		工業用地	117.5	15.9	58.7	0.3	176.2	0.9
		小計	337.8	45.6	639.8	3.4	977.6	5.0
	農林漁業施設用地	0.8	0.1	24.7	0.1	25.5	0.1	
	公益施設用地	51.1	6.9	115.5	0.6	166.6	0.9	
	道路用地	84.1	11.4	517.1	2.8	601.2	3.1	
	交通施設用地	13.8	1.9	23.6	0.1	37.4	0.2	
	公園・緑地	17.3	2.3	67.0	0.4	84.3	0.4	
	その他公的施設用地	0.0	0.0	5.1	0.0	5.1	0.0	
	ゴルフ場	0.0	0.0	2.8	0.0	2.8	0.0	
	太陽光発電施設用地	8.4	1.1	7.7	0.0	16.1	0.1	
	平面駐車場	14.6	2.0	4.2	0.0	18.8	0.1	
	建物跡地・資材置場等	13.6	1.8	37.1	0.2	50.7	0.2	
小計	541.5	73.1	1,444.6	7.6	1,986.1	10.1		
合計	739.6	100.0	18,803.4	100.0	19,543.0	100.0		

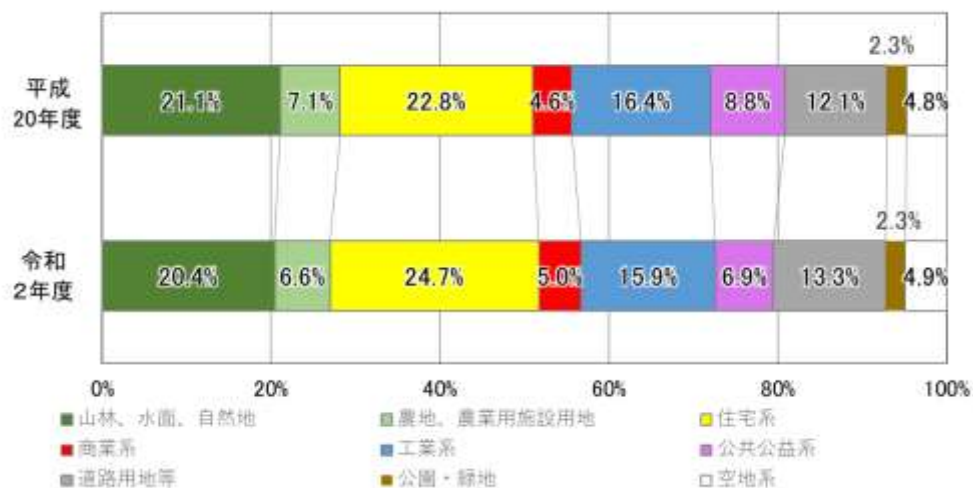
■土地利用現況(令和2年度)



(2) 低未利用地の状況

用途地域指定区域内の土地利用では、平成 20 年から令和 2 年にかけて空地系の土地利用面積が増加しています。

■用途地域指定区域内の土地利用面積の構成

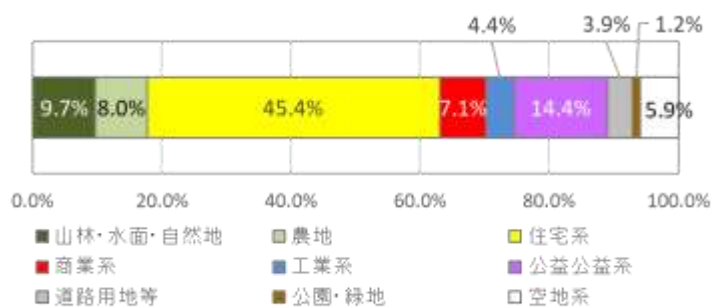


資料：平成 20 年度都市計画基礎調査等

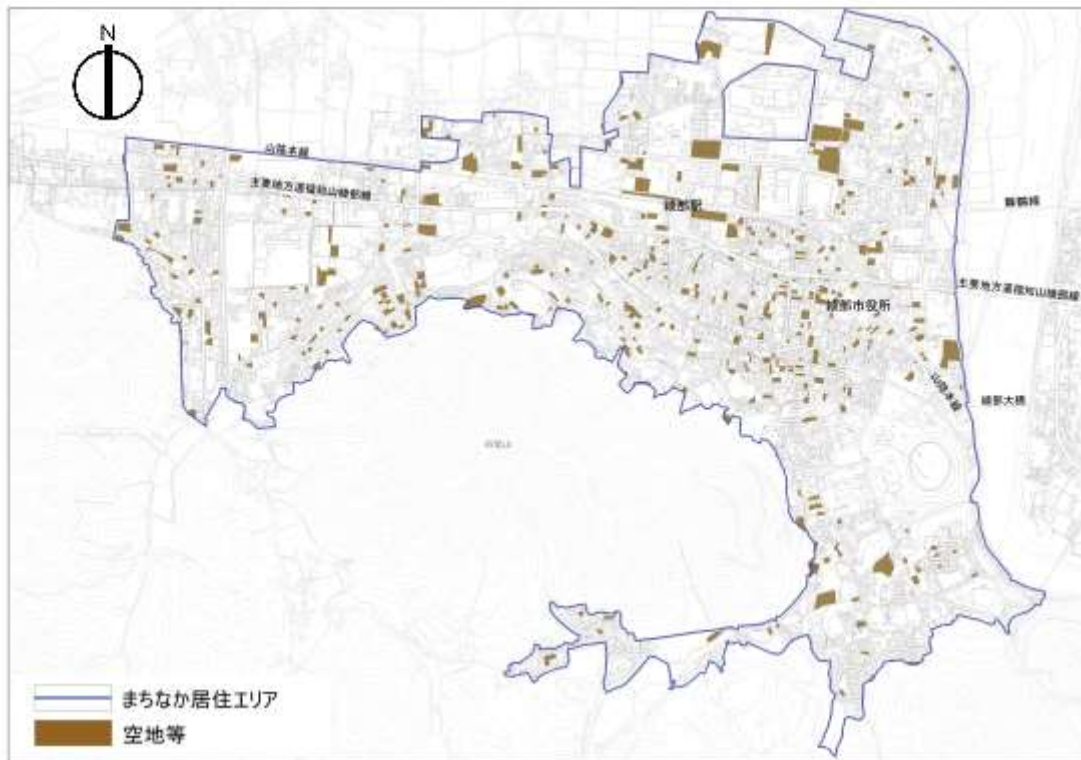
まちなか居住エリア(綾部市立地適正化計画・居住誘導区域)内にも多くの空地(約 20ha)が存在しています。一方、商業施設等の駐車場など必要な土地もあります。

■まちなか居住エリア内の土地利用面積(令和2年度)

土地利用		面積(ha)	構成比(%)
自然的土地利用	農地	7	2.1
	畑	20	5.9
	小計	27	8.0
	山林	17	5.0
	水面	4	1.2
その他の自然地	12	3.5	
小計	60	17.7	
都市的土地利用	宅地	154	45.4
	商業用地	24	7.1
	工業用地	15	4.4
	小計	193	56.9
	公益施設用地	49	14.4
	道路用地	5	1.5
	交通施設用地	8	2.4
	公園・緑地	4	1.2
平面駐車場	14	4.1	
その他(建物跡地、資材置場等)	6	1.8	
合計	339	100.0	



■JR 綾部駅周辺(まちなか居住エリア)における空地系の状況(令和2年度)



(3) イ. 開発動向

線引き廃止直後は、宅地開発のほとんどが用途地域内（旧市街化区域）で行われていた
 すが、平成 30 年度には特定用途制限地域内（旧市街化調整区域）での分譲宅地開発が進
 んでいます。これらはいずれも旧市街化区域近郊での開発ですが、市街化調整区域では不
 可能な宅地開発であり、地域の特性に応じたきめ細やかな土地利用を目指した線引き廃止
 の効果が確認できます。

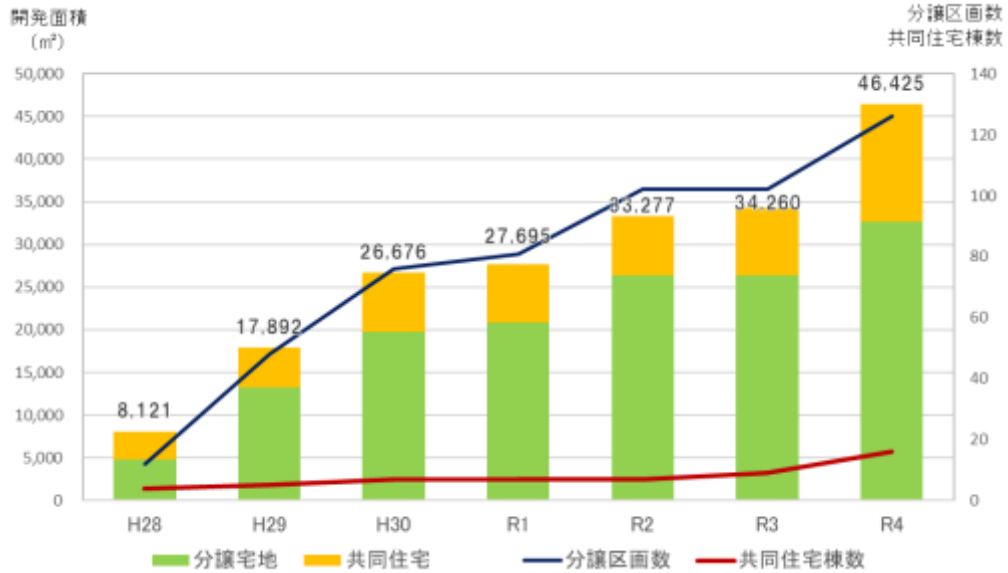
■ 区域区分廃止後の旧市街化調整区域における開発

年度	開発事業の内容	開発区域面積 (㎡)	備考
平成 28 年度	社会福祉施設	4,554.68	物部町
	産業廃棄物 中間処理施設	95,551.35	十倉志茂町
平成 29 年度	分譲宅地 (12 区画)	2,823.75	大島町
	農業用倉庫	2,965.37	西坂町
	林業用倉庫	1,516.57	向田町
平成 30 年度	分譲宅地 (4 区画)	782.70	大島町
	共同住宅	895.85	岡安町
	分譲宅地 (4 区画)	1,757.62	井倉町
	分譲宅地 (7 区画)	1,172.44	味方町
令和元年度	倉庫	1,426.82	青野町
	自動車整備作業場	2,515.17	高津町
令和 2 年度	倉庫	1,426.82	青野町
	事務所	2,305.26	青野町
	分譲宅地 (8 区画)	1,999.27	井倉町
	事務所	2,361.91	岡安町
令和 3 年度	福祉施設	2,971.92	里町
	倉庫	2,756.25	位田町
令和 4 年度	幼保連携認定こども園	1,508.88	里町
	分譲宅地 6 区画	1,411.10	延町
	車庫	986.96	味方町
	分譲宅地 10 区画	2,759.70	井倉町

ロ. 住居系の開発状況（分譲宅地、共同住宅）

住居系の宅地需要は、企業立地の進行などに伴い増加傾向にあります。

■平成28年度を起点とした住居系開発面積と、分譲区画数、共同住宅棟数の累計値

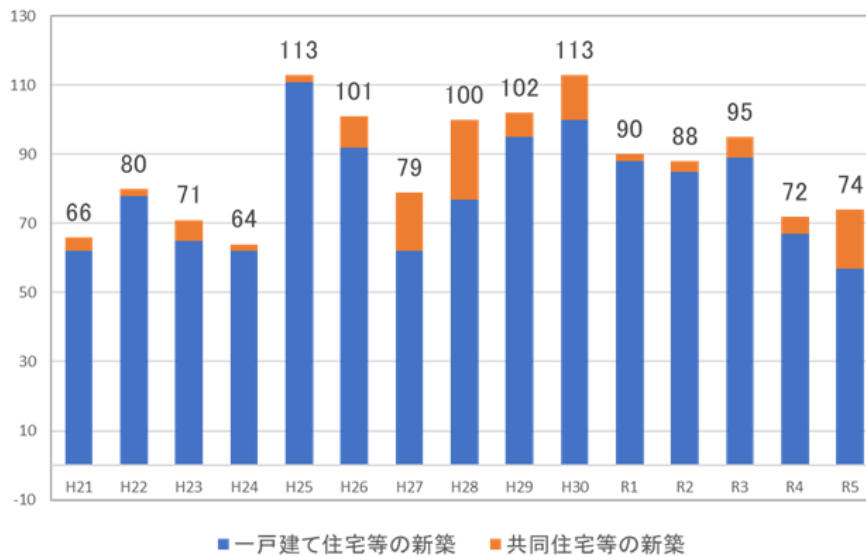


資料：綾部市
 ※共同住宅棟数は開発協議を行ったもののみ

ハ. 住宅建築の状況

住宅（1戸建て住宅・共同住宅）の建築件数は、平成25年以降多くなっています。

■建築確認申請事前届出件数の推移（1戸建て住宅及び共同住宅等）



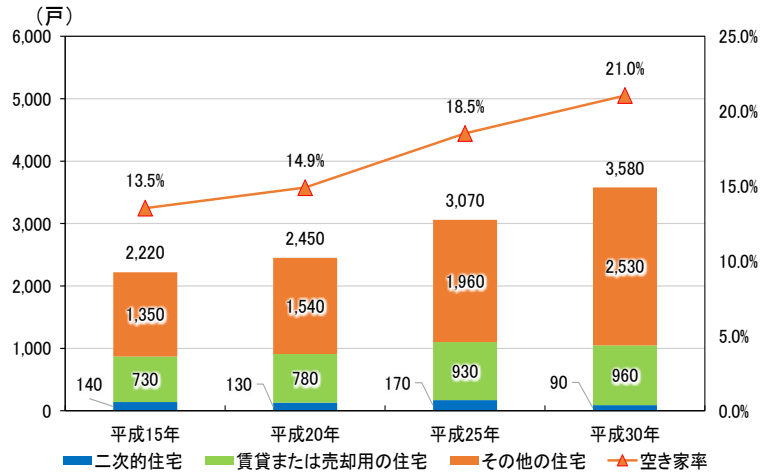
資料：綾部市

(4) 空き家の動向

本市の空き家率は21.0%（平成30年）となっており、その内訳では「その他の住宅」が53.4%を占めています。

空き家数、空き家率ともに近年増加傾向で推移し、全国的な空き家率（15.8%）と比較して高い水準となっており、高齢者のみの世帯は増加し続けていること等から、今後も空き家の増加が見込まれます。

■空き家数と空き家率の推移



資料：住宅土地統計調査

注1：住宅土地統計調査結果を加工せずに掲載している

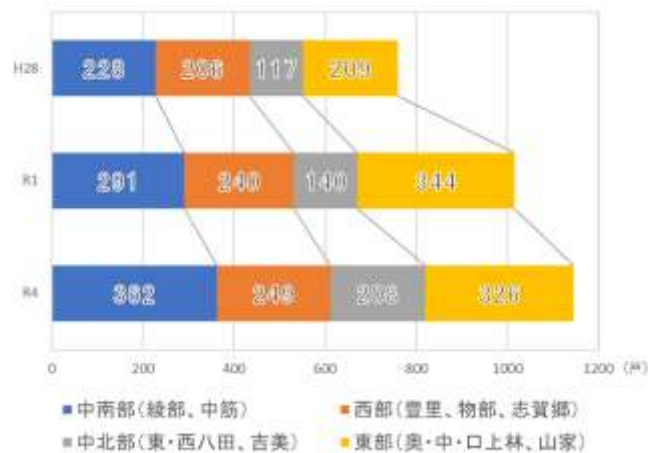
注2：二次的住宅とは、別荘等普段は人が住んでいない住宅

注3：賃貸または売却用の住宅とは、新築・中古問わず、賃貸・売却のために空き家になっている住宅

注4：その他の住宅とは、上記以外の方が住んでいない住宅

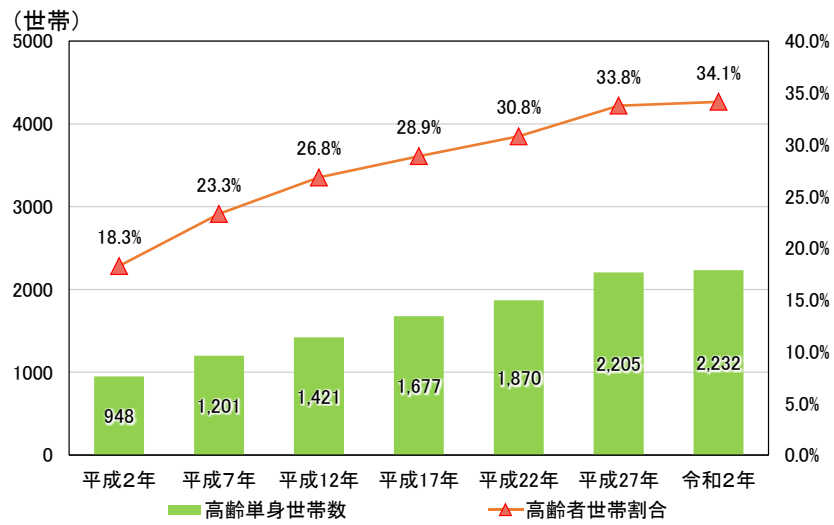
市街地のある中南部地域（綾部・中筋）においても空き家数の増加が見られます。

■地区別の空き家数推移



資料：綾部市空き家調査

■高齢者世帯数と高齢者世帯比率の推移



資料：国勢調査

注：高齢者単身世帯は65歳以上の者1人のみの世帯

(5) 土地利用に係るその他の法規制

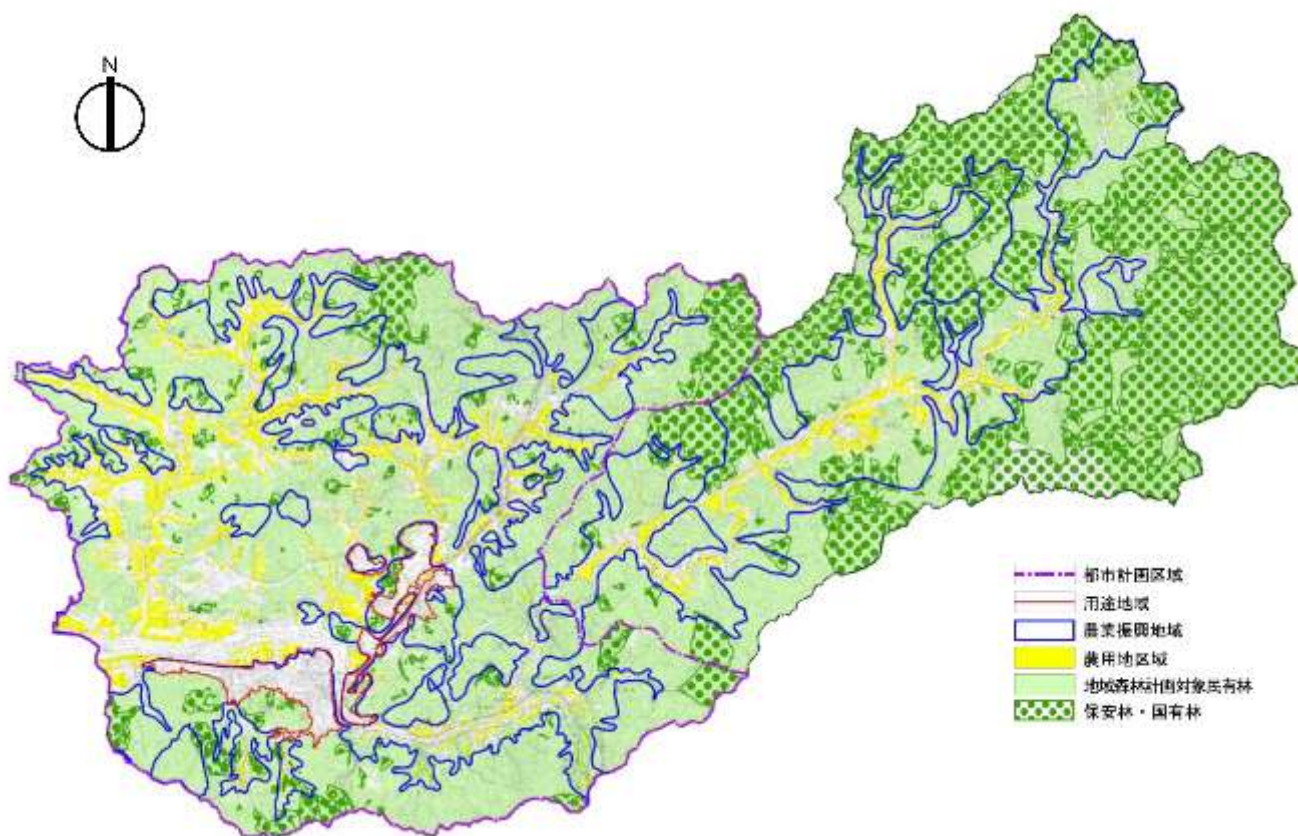
その他の各種法指定状況としては、農業振興地域が用途地域の指定区域を除いて広く指定され、農用地区域が谷部の集团的農地に指定されています。

また、地域森林計画対象民有林が谷部等の一部を除いて広く指定され、保安林が於与岐町、内久井町、安場町周辺の山林に指定されています。

■その他の法規制指定面積(令和4年度)

	面積 (ha)
農業振興地域	15,578
農用地区域	1,893
地域森林計画対象民有林	26,145
保安林・国有林	9,868

■その他の法規制現況図(令和4年度)



注：農用地区域は、令和元年12月時点の資料をもとに作成している

4 都市施設

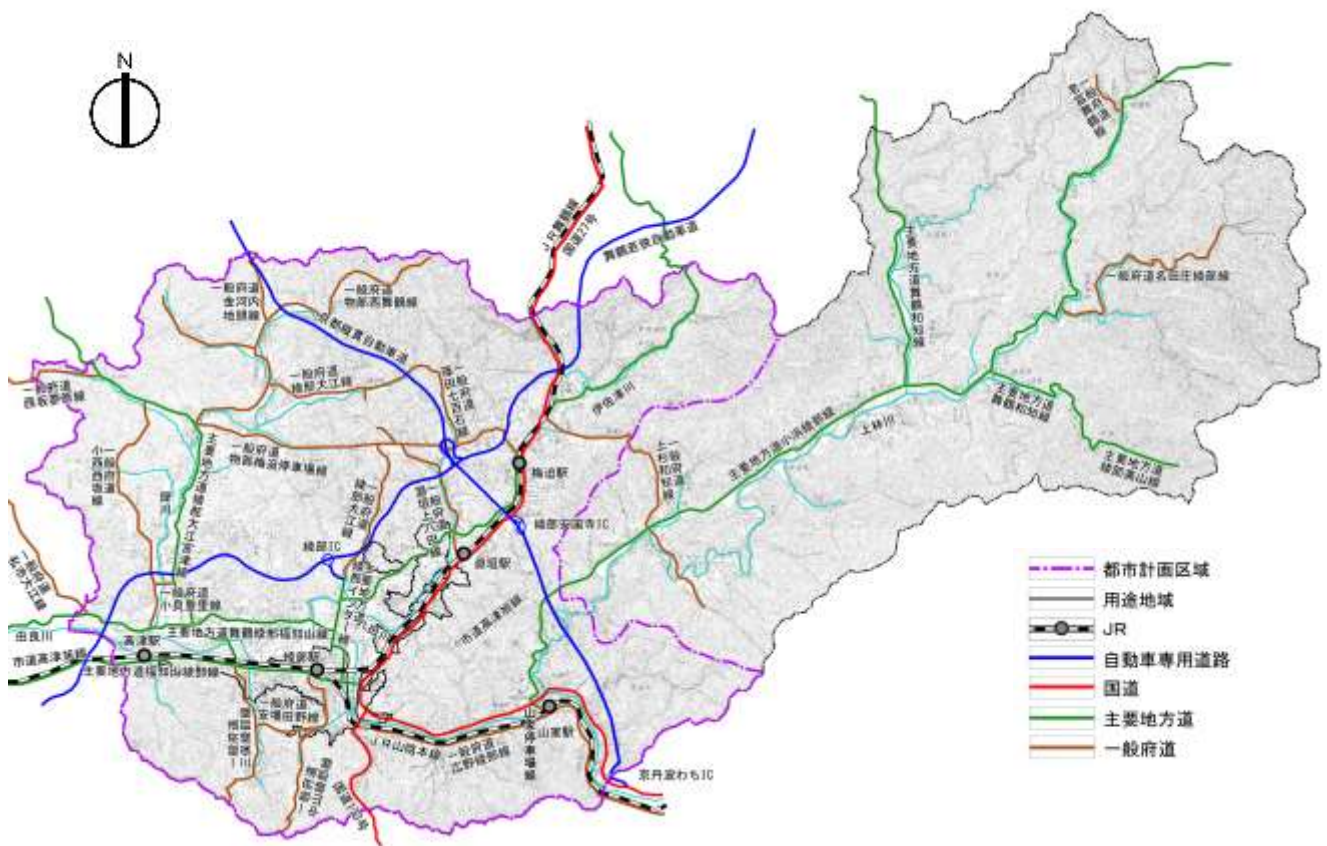
(1) 主要な交通施設

舞鶴若狭自動車道が阪神都市圏と若狭湾方面に、京都縦貫自動車道が京都府南部地域と北部地域に連絡し、北近畿有数の交通結節点となっています。

また、国道27号と173号が京都府域を南北方向に縦断し、京都市や舞鶴市方面に連絡しており、主要地方道福知山綾部線等の府道6路線が福知山市、舞鶴市、福井県方面等に連絡しています。

市域内には、国道、主要地方道の他、一般府道や市道の一部（都市計画道路）等により道路網が形成され、市街地や周辺地域の集落地と連絡しています。

■主要な交通施設の現状



(2) 公共交通

鉄道は、JR山陰本線（高津駅、綾部駅、山家駅）が京都、福知山・山陰方面に、JR舞鶴線（湊垣駅、梅迫駅）が舞鶴市・若狭方面に綾部駅から連絡しています。

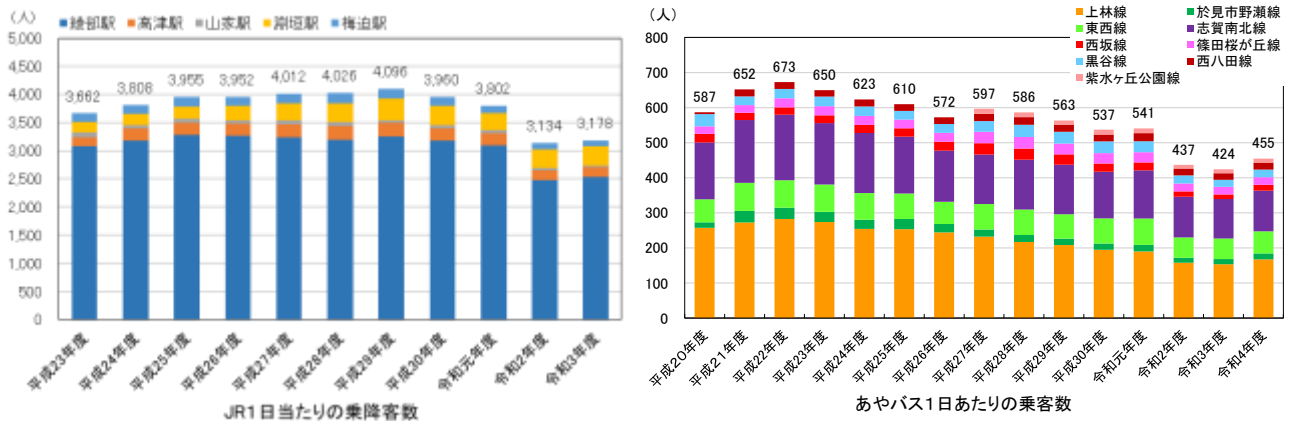
鉄道の日あたり乗降客数は平成23年度以降緩やかな増加傾向となっていました、平成29年度以降は減少傾向となっています。

バス交通は、あやバス、京都交通株式会社、福知山市営バスが運行されています。

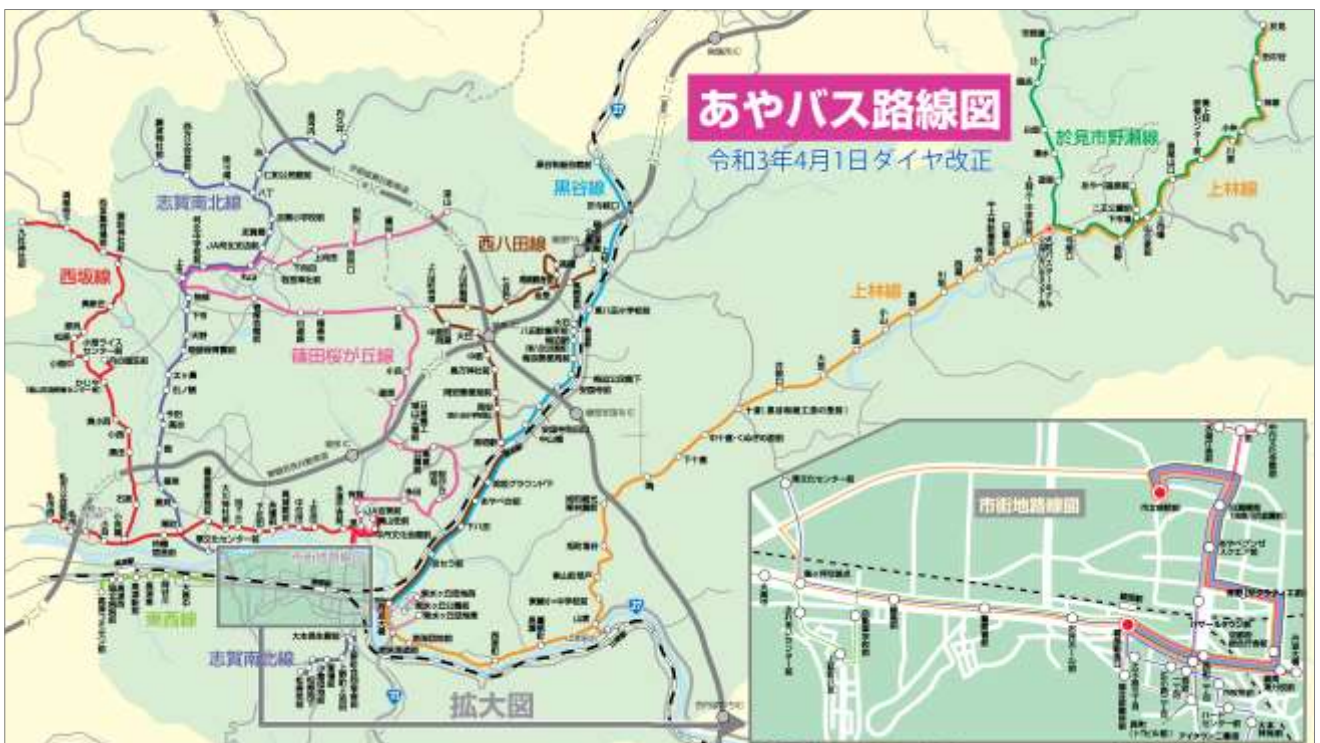
あやバスは、綾部市立病院、綾部駅南口等を中心に9路線、1日4～12往復/路線を運行しています。一日平均の乗客数は平成20年度から令和元年度にかけて600人前後の水準で推移していましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等で乗客数の減少がみられます。

京都交通は福知山線として綾部駅と福知山駅、福知山市民病院を連絡し、1日9往復を運行、福知山市営バスは川合大原線として辻（福知山市）と綾部駅、綾部市立病院を連絡し、1日6往復を運行しています。

■鉄道・バスの利用者数の推移



■あやバス路線



(3) 都市計画道路・都市計画公園の整備状況

都市計画道路については、18路線・延長約46.1kmが都市計画決定されており、令和3年度末現在における整備済延長は約37kmで、整備率は約80%となっています。

また、市内には都市公園が44箇所、約63.6ha開設されています。そのうち、紫水ヶ丘公園や綾部総合運動公園等10箇所が都市計画決定されており、計画面積約58.5haに対して、整備済面積が約44.6ha（9箇所）で、整備率が約76.2%となっています。

■都市計画道路の整備状況(令和4年度)

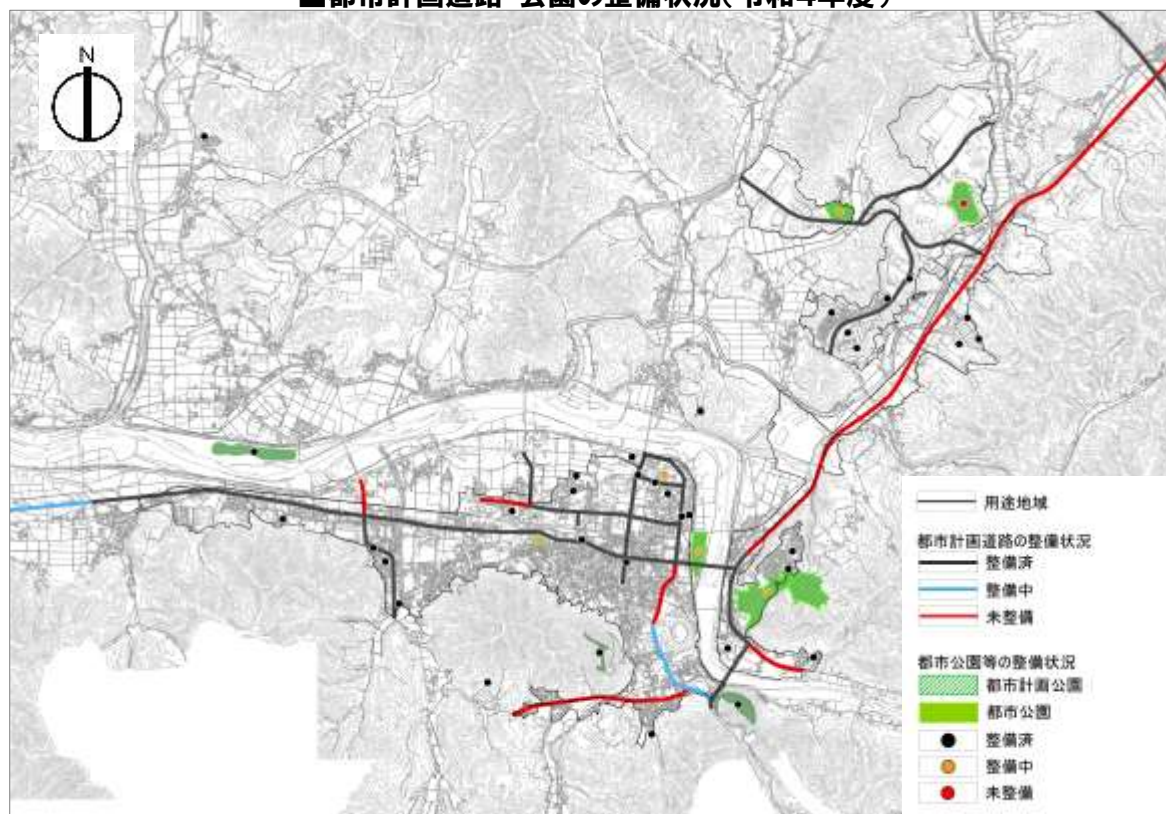
種別	路線数	計画延長 (m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
幹線街路	16	28,910	19,751	68.3
自動車専用	2	17,210	17,210	100.0
合計	18	46,120	36,961	80.1

注：整備済み延長は令和4年3月31日現在。概成済を含む

■都市計画公園の整備状況(令和4年度)

種別	箇所数	計画面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)
街区公園	5	1.2	0.9	75.0%
地区公園	1	3.2	3.1	96.9%
総合公園	1	16.1	12.0	74.5%
運動公園	2	32.0	28.6	89.4%
風致公園	1	6.0	0	0.0%
合計	10	58.5	44.6	76.2%

■都市計画道路・公園の整備状況(令和4年度)



5 財政状況

(1) 財政状況

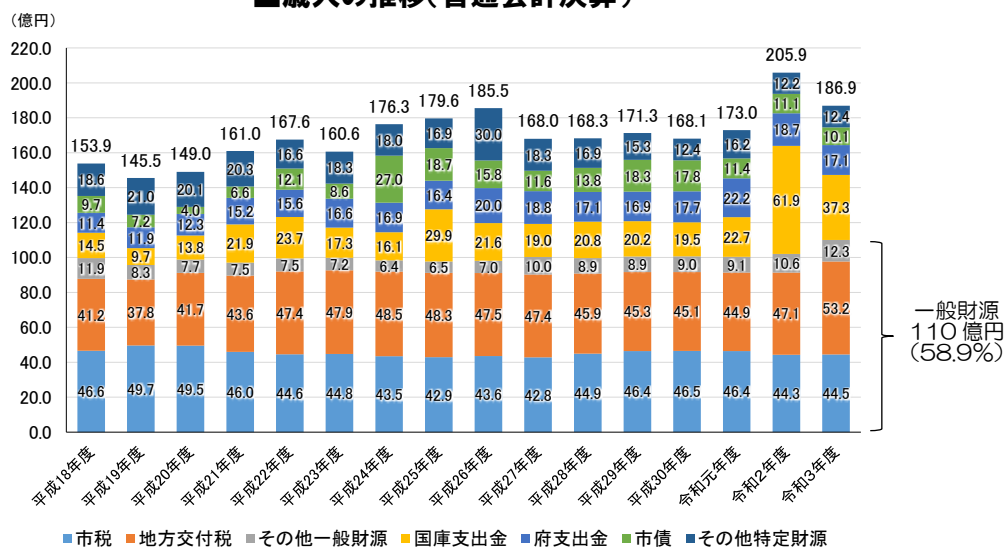
本市の歳入状況をみると、市税や地方交付税等の一般財源が歳入総額に占める割合は6割程度となっています。

近年、市税収入は減少傾向にあり、今後予想される生産年齢人口の減少により市税収入の大幅な伸びは見込めない状況となっています。

歳出についてみると、高齢化や子育て支援の充実等を背景に扶助費が増加傾向にあり、義務的経費がやや増加傾向で推移しています。

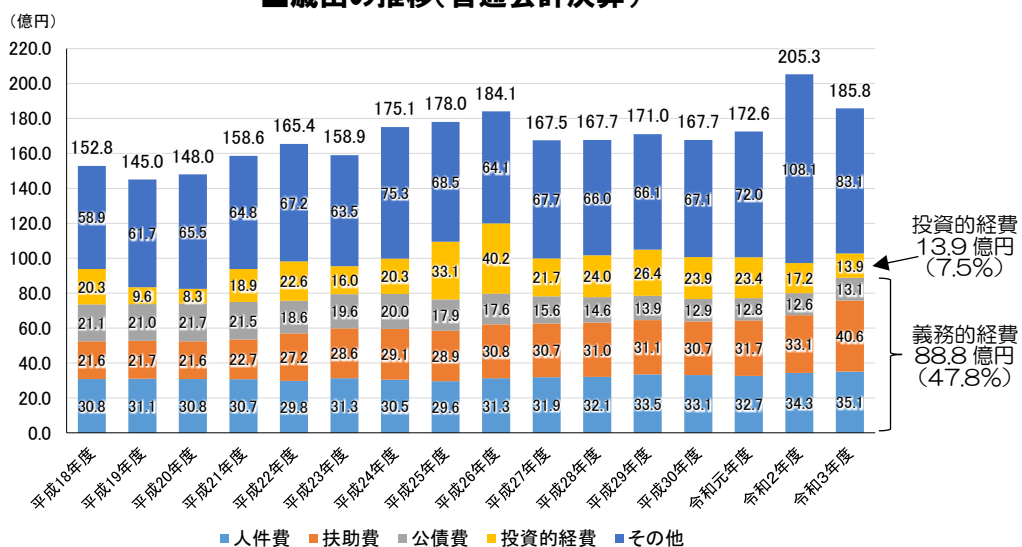
歳出全体に占める義務的経費の割合は5割に近く、投資的経費の確保が困難となることが予想されています。

■歳入の推移(普通会計決算)



資料：地方財政状況調査
注：四捨五入の関係上、内訳と合計が一致しない場合がある

■歳出の推移(普通会計決算)



資料：地方財政状況調査
注1：四捨五入の関係上、内訳と合計が一致しない場合がある
注2：投資的経費には「災害復旧事業費」が含まれているため、災害復旧が必要となった年度では投資的経費が増加している

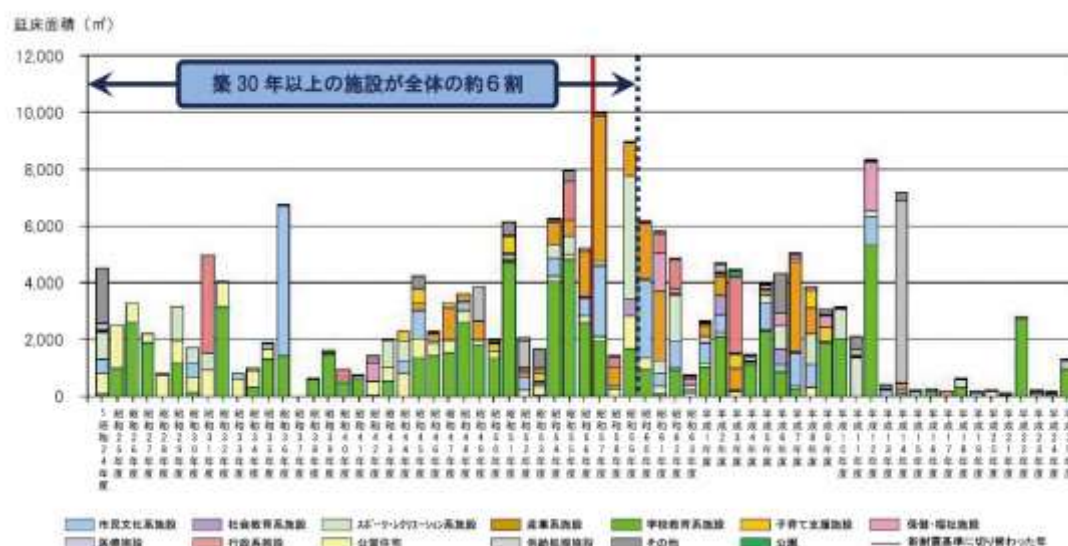
(2) 公共建築物の維持管理・更新

施設の築年別整備状況を見ると、昭和40年代半ばから平成10年前後を中心に多くの施設が整備されています。

築30年以上の施設が約6割を占め、施設の老朽化が顕著となっており、旧耐震基準の施設も半数近く存在することから、今後一斉に大規模改修や耐震化対応、建替え等のニーズが高まるものと予想されています。

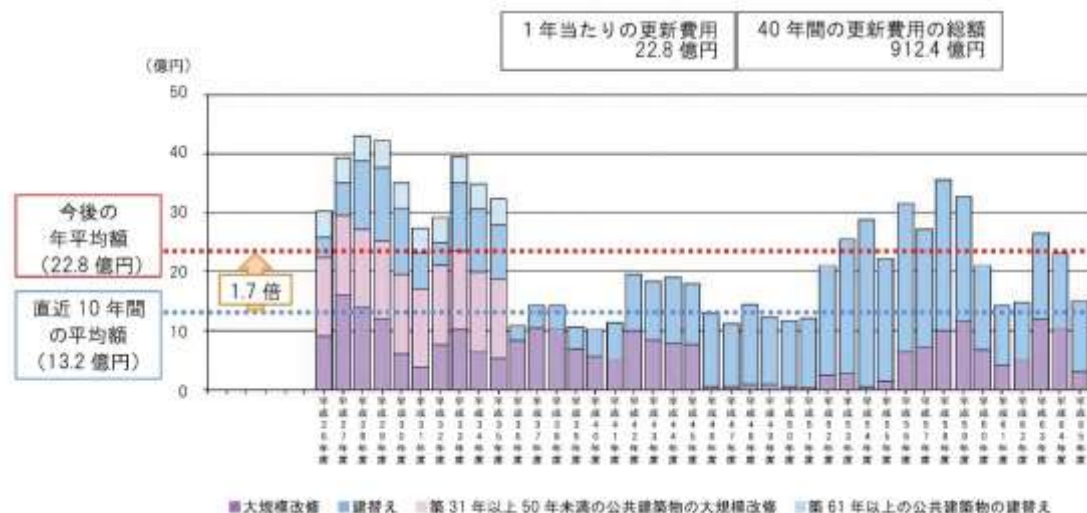
また、今後40年間の更新費用の総額は912.4億円、年平均では22.8億円の負担が見込まれています。直近10年間の公共施設の維持・更新に係る費用の平均額は13.2億円であり、現状の施設数の維持と現状の財政状況が継続すると仮定した場合、年間9.6億円が不足すると考えられています。

■公共建築物の築年別整備状況



資料：綾部市公共施設等総合管理計画（平成28年2月）

■公共建築物の更新費用の試算結果



資料：綾部市公共施設等総合管理計画（平成28年2月）

6 災害

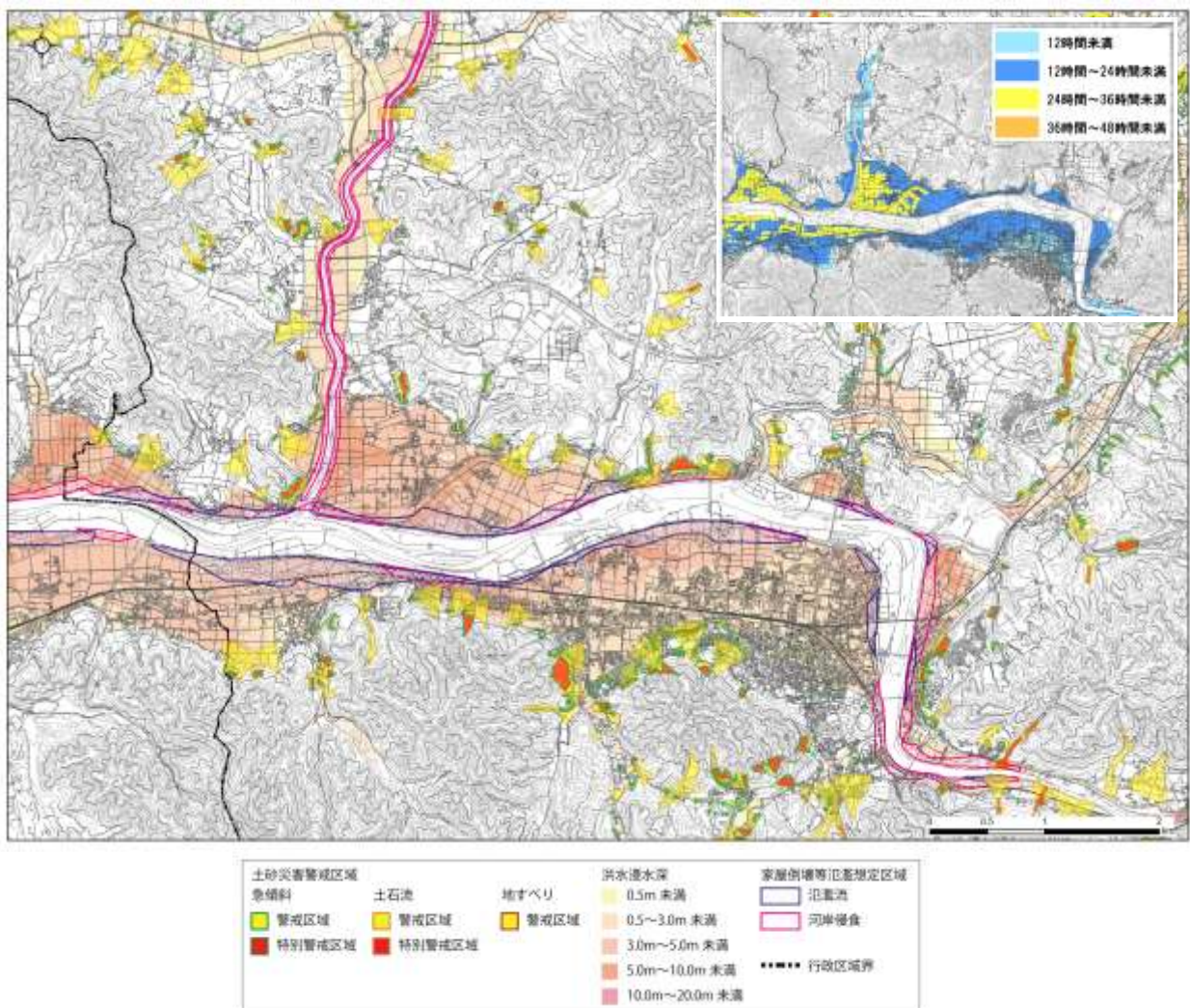
(1) 洪水・土砂災害

想定最大規模（1,000年に一度以下の確率）の降雨が発生した場合、由良川等の氾濫により、市街地においても0.5～3.0m未滿の浸水エリアが広がっており、半日以上0.5m以上の浸水が継続すると想定されています。

由良川沿い地域等では、家屋が倒壊するような激しい氾濫流や河岸浸食が発生するおそれが高い地域である家屋倒壊等氾濫想定区域が指定され、国道・府道等の幹線道路や鉄道が区域内に含まれている状況となっています。

また、土砂災害のおそれのある区域として土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されており、まちなか居住エリア（綾部市立地適正化計画・居住誘導区域）においても一部（神宮寺町や宮代町、岡町等）で指定されています。

■由良川洪水・土砂災害ハザードマップ(想定最大規模降雨)



資料：綾部市ハザードマップ（令和4年度作成）

注1：土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（通称：イエローゾーン）

注2：土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域（通称：レッドゾーン）

注3：洪水浸水想定区域図とは、水防法に基づき大きな河川が氾濫する場合に想定される浸水範囲と浸水深を公表するもの

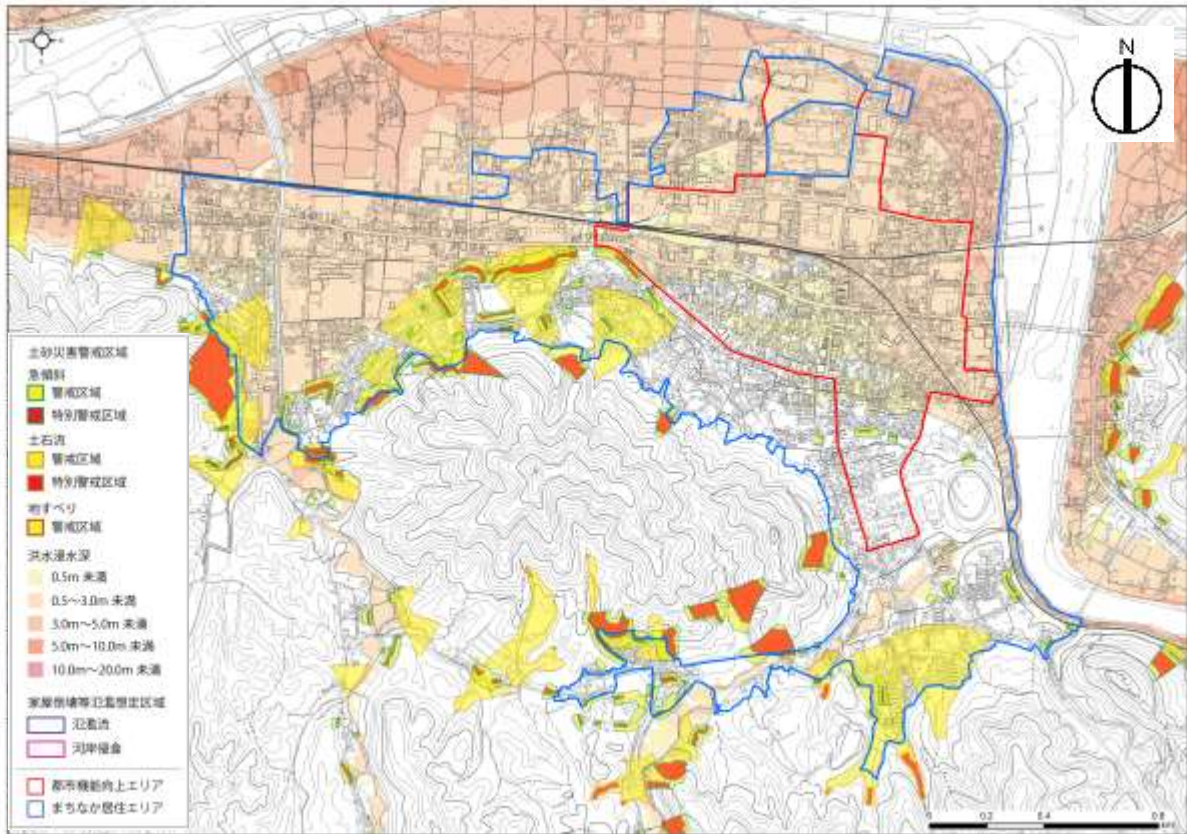
注4：由良川における想定最大規模降雨の降雨量とは、48時間で494mm、規模は、年超過確率1/1000程度の降雨量を上回るもの

注5：家屋倒壊等氾濫想定区域とは、堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流や河岸浸食が発生するおそれが高い地域

注6：浸水継続時間とは、浸水深が0.5mに達してからその浸水深を下回るまでにかかる時間

(2) まちなか居住エリア（綾部市立地適正化計画・居住誘導区域）における土砂災害警戒区域・特別警戒区域

■中心市街地地区



資料：綾部市ハザードマップ（令和4年度作成）

■桜が丘地区



資料：綾部市ハザードマップ（令和4年度作成）

(3) 地震災害

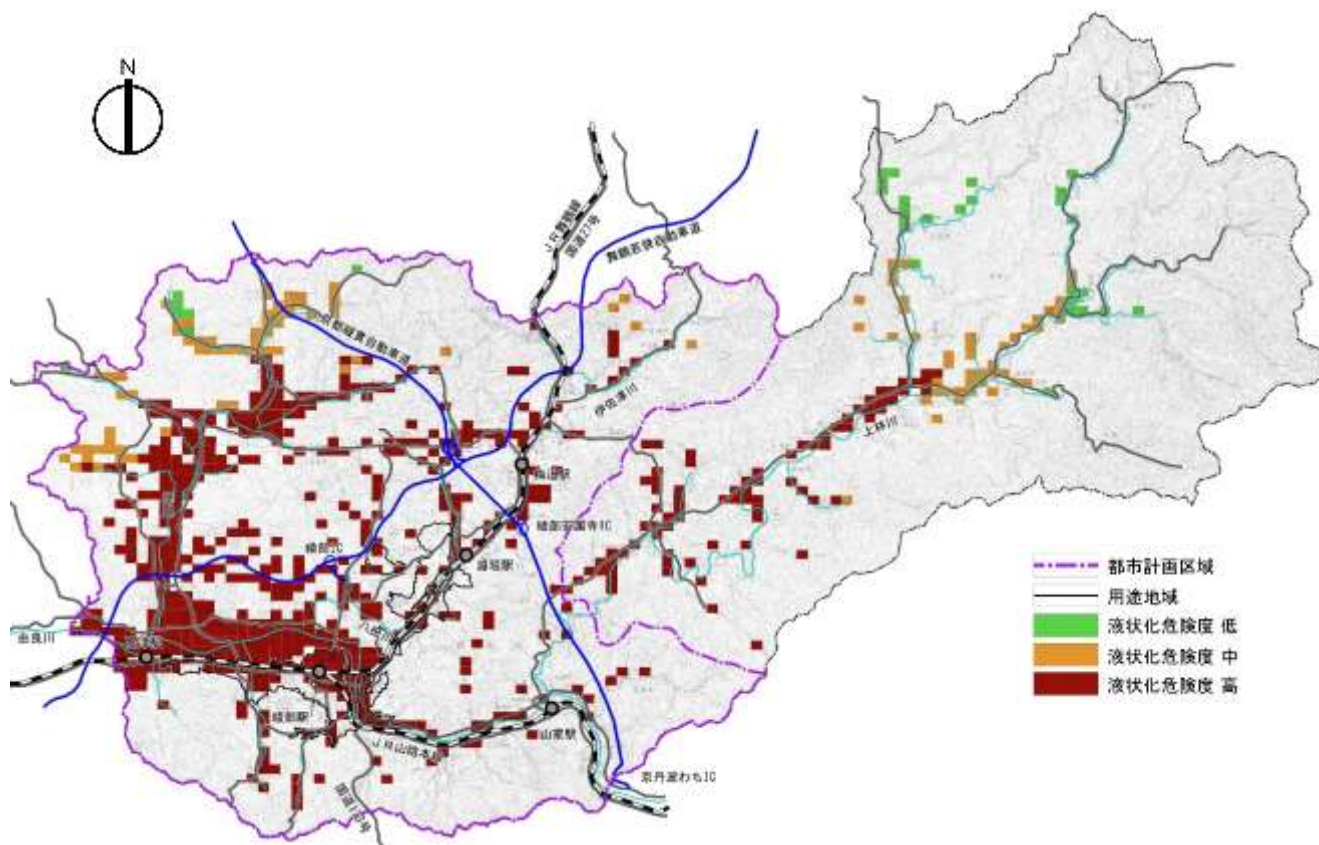
上林川断層地震や三峠断層地震が発生した場合、大きな被害が想定されています。また、由良川や犀川等の河川沿いで、液状化リスクが高い地形条件がみられます。

■地震被害想定

		上林川 断層地震	三峠 断層地震
主な震度		5弱～7	4～7
建物 被害	全壊	16,300 棟	9,880 棟
	半壊・一部損壊	8,670 棟	8,670 棟
死者数（冬早朝）		470 人	300 人
負傷者数（冬早朝）		2,390 人	1,620 人
短期避難所避難者数		24,460 人	19,120 人

資料：綾部市地域防災計画（令和5年6月）

■液状化ハザードエリア(上林川断層地震)



資料：京都府液状化危険度予測図

§3 市民意識

1 アンケート調査概要

第6次綾部市総合計画の策定等に向けて、令和元年8月から9月にかけて実施した市民アンケート調査の結果を基に、本市のまちづくりについて市民の意見をとりまとめます。

■アンケート調査概要

調査	対象	実施時期 調査方法	回収数
市民意識調査	16歳以上の市民 3,000人	令和元年8月26日～ 9月11日実施 郵送による配布・回収	回収数：1,199票 回収率：40.0%
中学生意識調査	市立中学校に通う 中学2年・3年生 545人	令和元年8月26日～ 9月13日実施 学校による配布・回収	回収数：511票 回収率：93.8%
企業従業員（市外 在住）意識調査	市内企業に勤める 市外居住者 1,000人	令和元年8月26日～ 9月17日実施 企業による配布 郵送による回収	回収数：434票 回収率：43.4%

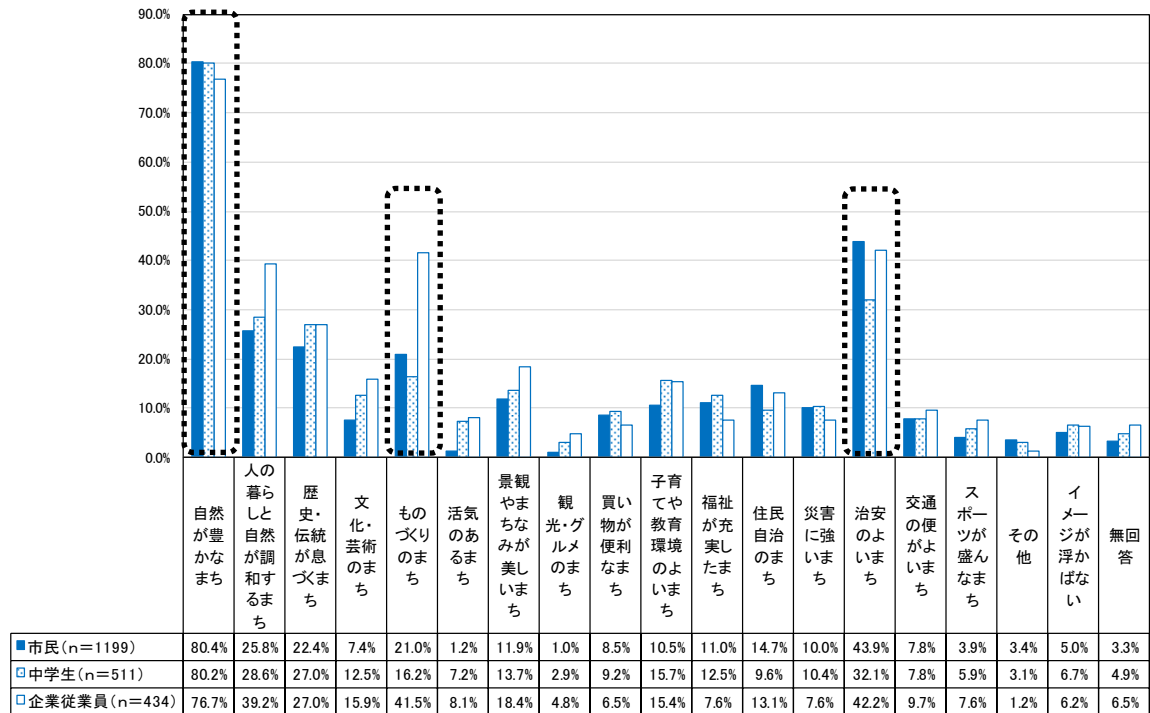
2 アンケート調査の主な結果

(1) 綾部市に対するイメージ

市民、中学生、企業従業員で共通して「自然が豊かなまち」が最も割合が高く、次いで「治安のよいまち」が高くなっています。

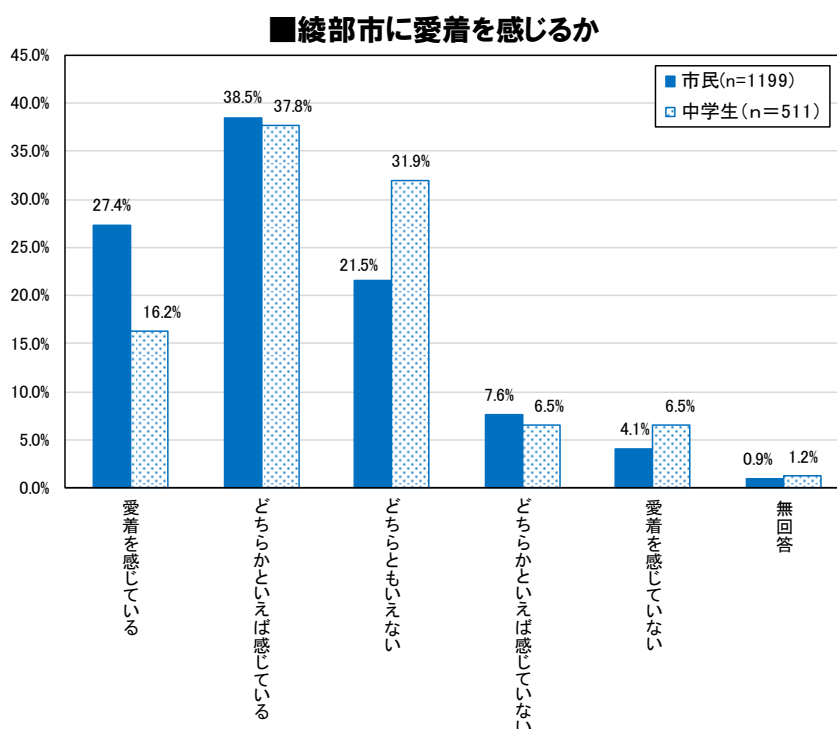
「ものづくりのまち」については、企業従業員では41.5%と3番目に高くなっている一方で、市民では21.0%、中学生では16.2%となっています。

■綾部市に対するイメージ



(2) 綾部市に愛着を感じるか

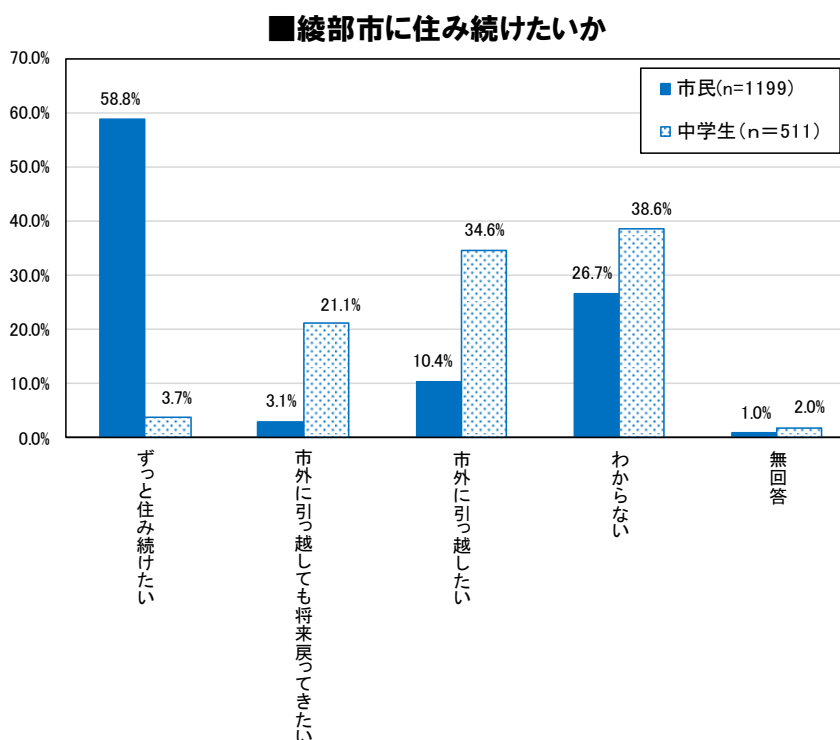
「愛着を感じている」「どちらかといえば感じている」を合わせた『愛着を感じている』の割合は、市民で65.9%、中学生で54.0%といずれも過半数を超えています。



(3) 綾部市に住み続けたいか

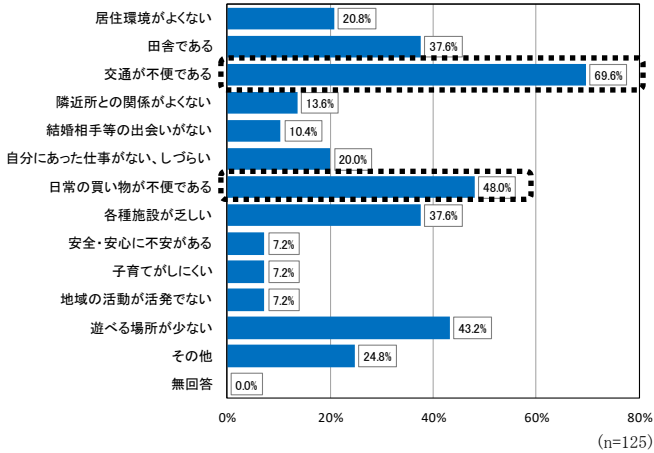
市民と比較して、中学生は「ずっと住み続けたい」割合が低く、「市外に引っ越したい」割合が高くなっています。

住みたくない理由としては、市民・中学生に共通して「交通や買い物等の生活の不便さ」の割合が高くなっています。

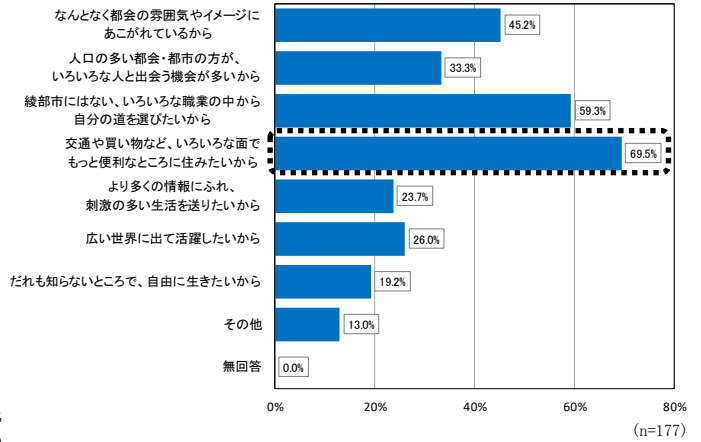


■住みたくない理由

<住みたくない理由(市民)>



<住みたくない理由(中学生)>

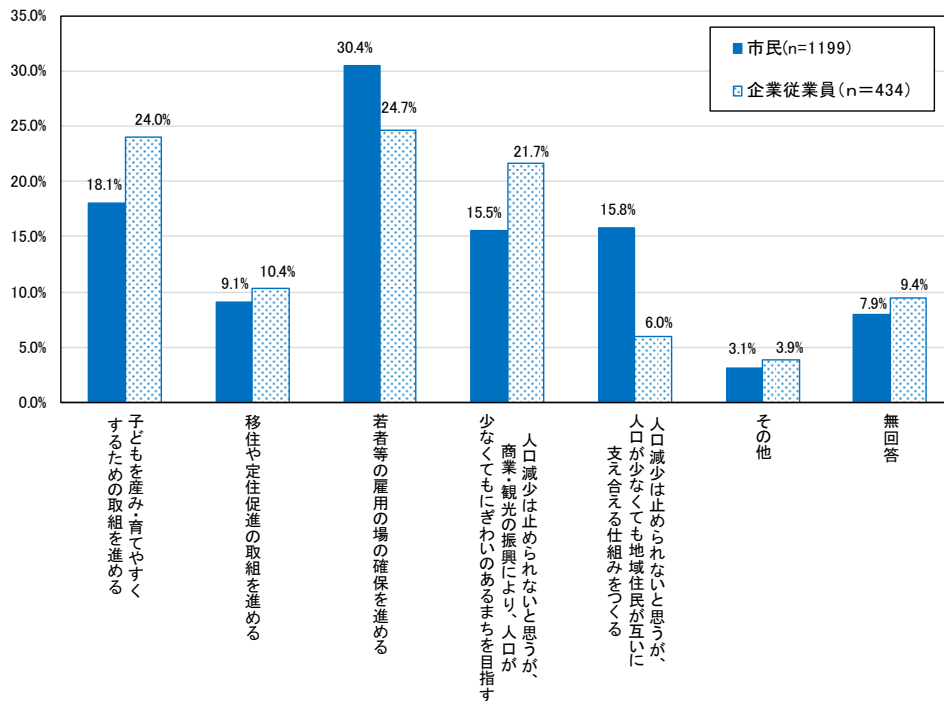


(4) 綾部市の人口減少対策を進める際の方向性

市民、企業従業員に共通して「若者等の雇用の場の確保を進める」の割合が最も高く、次いで「子どもを産み・育てやすくするための取組を進める」割合が高くなっています。

市民では、企業従業員と比較して、「人口減少は止められないと思うが、人口が少なくても地域住民が互いに支え合える仕組みをつくる」の割合が高くなっています。

■綾部市の人口減少対策を進める際の方向性



(5) 綾部市がどのようなまちになると良いか

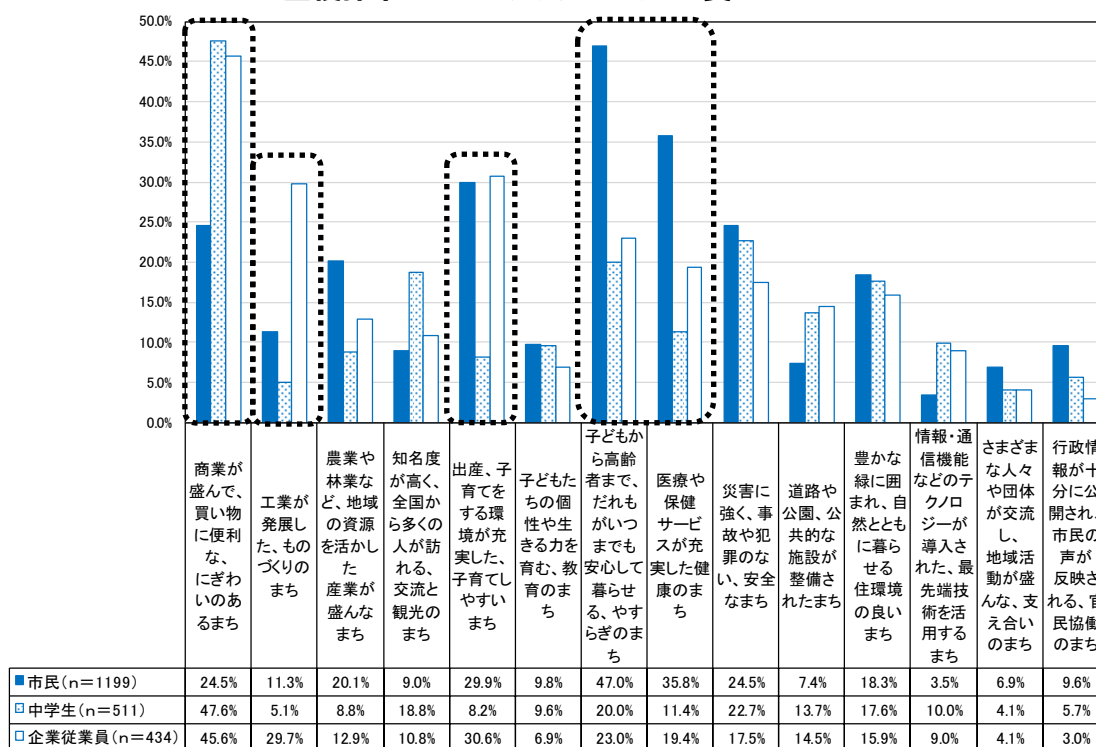
「商業が盛んで、買い物に便利な、にぎわいのあるまち」については、中学生、企業従業員で特に割合が高くなっています。

「工業が発展した、ものづくりのまち」については、市民、中学生と比較して、企業従業員で特に割合が高くなっています。

「出産、子育てをする環境が充実した、子育てしやすいまち」については、中学生と比較して、市民、企業従業員で特に割合が高くなっています。

「子どもから高齢者まで、だれもがいつまでも安心して暮らせる、やすらぎのまち」「医療や保健サービスが充実した健康のまち」については、中学生、企業従業員と比較して、市民で特に割合が高くなっています。

■綾部市がどのようなまちになると良いか



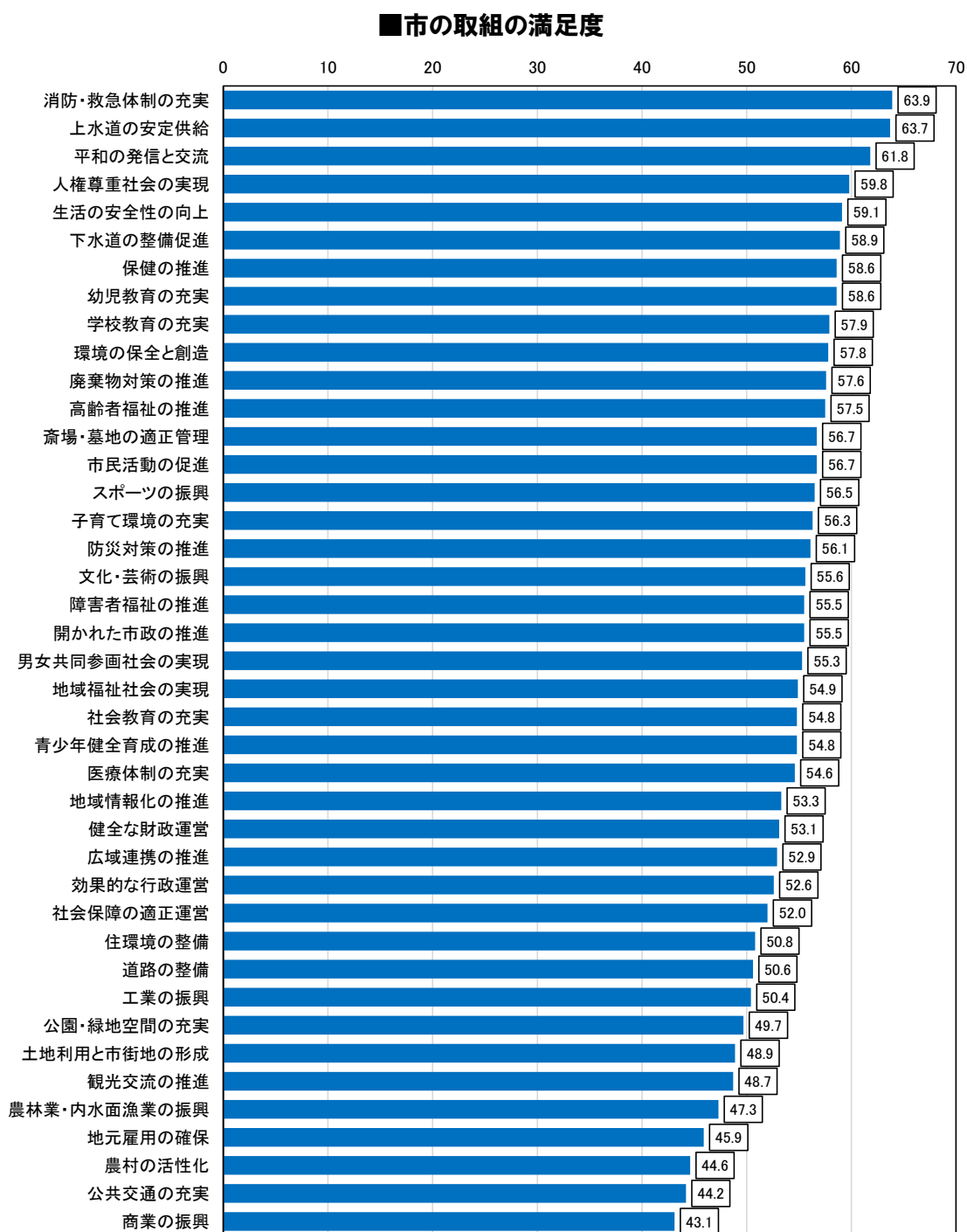
(6) 市の取組の満足度・改善度・重要度

市民意識調査における「まちづくりの満足度・改善度・重要度」を点数化し、取りまとめた結果は以下の通りです。

① 満足度

最も満足度が高い取組は「消防・救急体制の充実」で63.9となっています。

最も満足度が低い取組は「商業の振興」で43.1となっています。



注：満足度の評価点

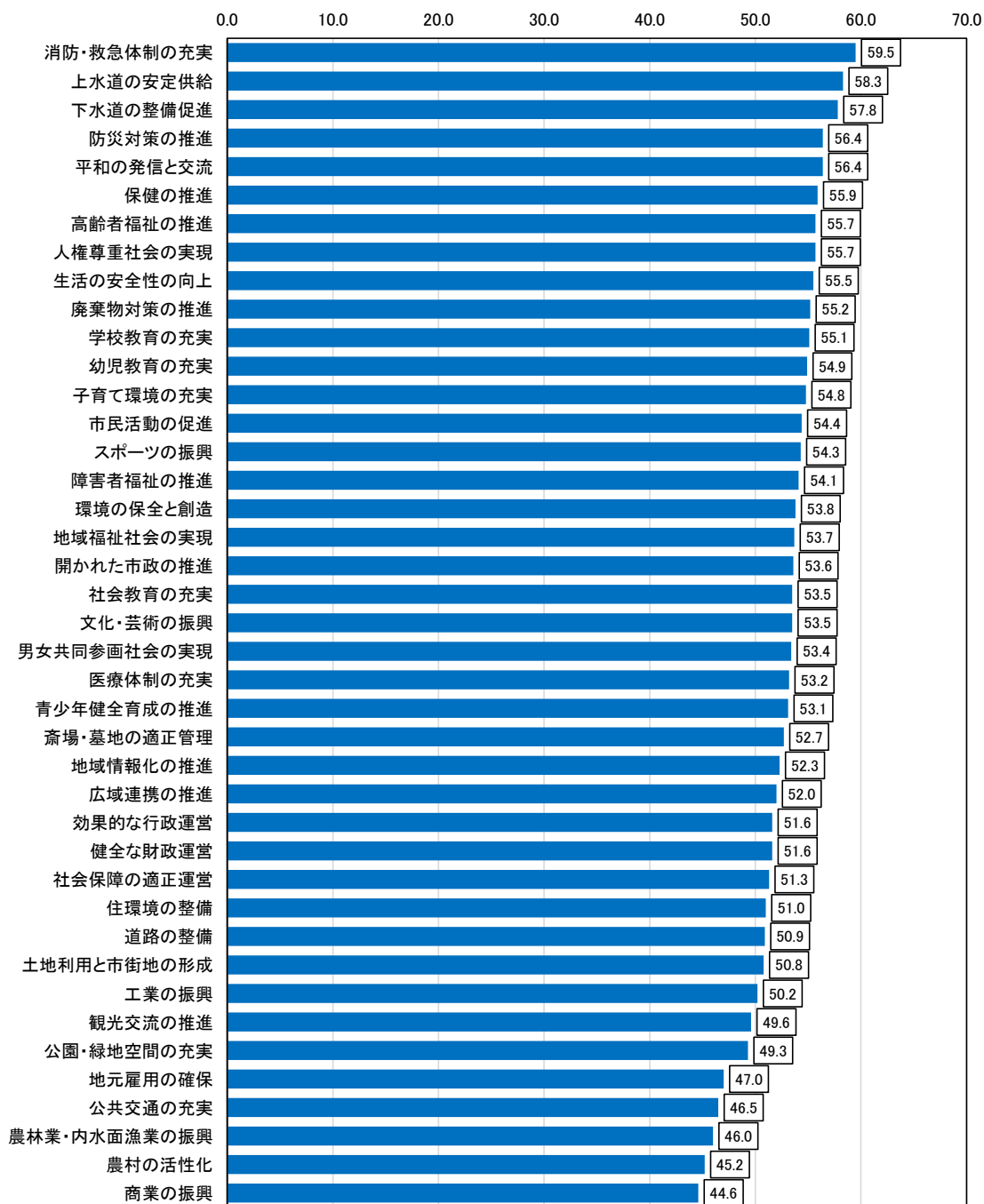
満足×100点+やや満足×75点+どちらともいえない×50点+やや不満×25点+不満×0点

② 改善度

最も改善度が高い取組は「消防・救急体制の充実」で59.5となっています。

最も改善度が低い取組は「商業の振興」で44.6となっています。

■市の取組の改善度



注：改善度の評価点

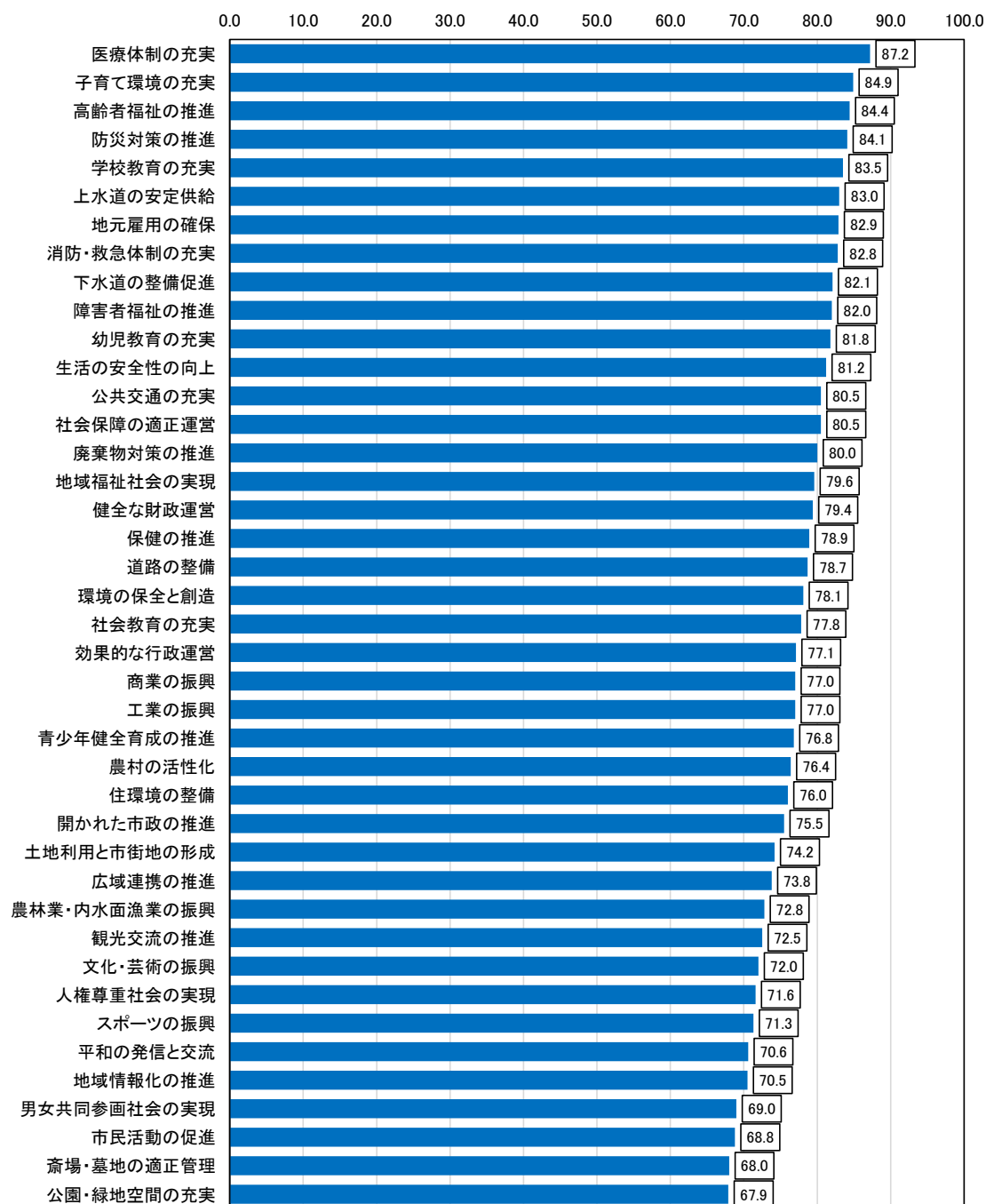
改善された×100点+やや改善された×75点+どちらともいえない×50点+あまり改善されていない×25点+改善されていない×0点

③ 重要度

最も重要度が高い取組は「医療体制の充実」で87.2となっています。

最も重要度が低い取組は「公園・緑地空間の充実」で67.9となっています。

■市の取組の重要度



注：重要度の評価点

重要×100点+やや重要×75点+どちらともいえない×50点+あまり重要でない×25点+重要でない×0点

§4 都市づくりの課題

課題1 適切な人口密度が維持された市街地の形成

【現状】

- 国勢調査による人口は、市制施行時(昭和25年)から一貫して減少が続いており、令和2年の総人口は3.2万人。生産年齢人口の減少が著しい
- 人口減少は市全体で進行しているが、JR綾部駅周辺の市街地中心部においても人口減少が加速している
- 市街地にも空き家や空き地など低未利用地が存在している
- 日用品や食料品を販売する大型の店舗等は市街地中心部に集積して立地している
- 都市機能を充実させた高機能な市街地を形成していくため、立地適正化計画を策定して、市街地への更なる都市機能の集約・適正配置を推進している

【課題】

- 人口減少や低未利用地の増加といった市街地の低密度化が更に進行すると、市民の生活を支えているサービス施設の維持に必要な利用圏人口の確保が困難となり、市全体の活力が低下するおそれがあることから、空き家や空き地等の有効活用を図りつつ、居住を誘導することで、適切な人口密度が維持された市街地を形成する必要がある

課題2 住宅用地の不足

【現状】

- 工業団地に工場を持つ企業は、業績好調が続いており、一部の企業では工場の増設に伴い、新たに求人募集を行っている
- 人手を確保するため、企業では他地域から従業員の移動等も検討しているが、市内に従業員を住まわせるためのアパート等が不足しており、人手不足が続いている
- 古くからの市街地内は狭い道路が多く、建て替えなどに支障があり、住宅やアパートを建てるための土地が不足している

【課題】

- 市内に工場を持つ企業への経営支援としてだけでなく、生産年齢人口が大きく減少する本市において子育て世代等の定住促進のためにも、新たな住宅用地の確保に取り組む必要がある
- 市街地内の低未利用地を活用しまちなか居住を進める必要があるが、狭あい道路などの課題があり、これらの問題を解決し土地利用を進めるには長期間を要する
- 生活サービス施設の維持や効率的な公共投資等の観点から、コンパクトな市街地を形成する必要があるため、住宅地は市街地周辺に誘導を図ることが重要となる
- 市街地周辺の農地等には農振農用地など土地利用転換に対する他法令の制限があり開発できるエリアが限られている

課題3 農村地域における持続可能な生活圏の確保

【現状】

- 農村地域では、人口の約半数が居住しているが、人口減少と高齢化が著しく進行
- 旧町村時代の各地区の中心地では学校や商店等が立地して生活圏を形成してきたが、現在日用品や食料品を販売する店舗等といった生活サービス施設はほとんど立地がみられない
- 各地区では、自治会連合会を中心とした地域運営が行われ、地域ごとに特色のあるまちづくりに取り組まれている
- 「小さな拠点(志賀郷地区)」の形成や「水源の里集落」の指定を推進することで、都市との交流を図り、移住・定住を促進している
- 平成28年には、市街化区域と市街化調整区域の区分を廃止して、市街化調整区域の厳しい建築規制を緩和して、農村地域の土地利用の可能性を広げている

【課題】

- 効率的な地域運営を可能とし、日常生活に必要なサービスが受け続けられる環境を維持していくため、各地区の中心地を核としたコンパクトな生活圏を形成して、地域特性をいかしたまちづくりを進める必要がある(地域拠点)
- 持続可能な生活圏を確保するため、地域拠点と市街地中心部、及び地域拠点間の公共交通等によるネットワークを維持・確保する必要がある

課題4 高齢者等の移動手手段の確保

【現状】

- 本市の公共交通ネットワークは鉄道とバス路線で構成されており、バス路線は、民間バス会社の路線を補完するためにあやべ市民バス(あやバス)が運行している
- あやバスの運行には多額の予算を必要としているのが現状であり、人口減少による利用者等の減少が進めば、生活交通のサービスレベルの維持が困難になるおそれがある
- 高齢者の運転免許自主返納により、日常生活において自家用車での移動が困難となる交通弱者が更に増加することが予想される
- 東八田地区の於与岐町等では自主運行バスが運営されており、東部地域においてもラストワンマイル対策が進んでいる

【課題】

- 公共交通により高齢者の移動・外出を支えることは、高齢者が運転する自動車事故の低減や高齢者の健康づくりの面からも重要であるため、自家用車から鉄道やバス等の公共交通への移動手手段の転換を図るとともに、交通事業者・地域住民・行政が連携して、地域の実情に応じた移動手手段を維持・確保することが必要である
- 自動運転、ITを活用した新たなモビリティサービスの実証実験や導入が全国的に進められる中で、公共交通を利用したスムーズな移動を実現するため、地域ニーズに沿った新たな移動・交通システムの構築が必要である

課題5 新たな産業用地の確保と既存工場の操業環境の維持

【現状】

- 舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道のクロスポイントである綾部インターチェンジに隣接する工業団地は全区画が完売しており、企業の業績も好調で、安定した雇用創出の拠点となっている
- 京都縦貫自動車道により府南部の物流拠点にアクセスできるため、国道27号等の周辺に工業団地・企業が集積している
- 由良川沿いの市街地近郊部は、古くからグンゼの本社が置かれる等、繊維産業やものづくり企業等の工場が立地しているが、一部の事業所においては特定用途制限地域との不適合により市場の要請にあった産業用地が確保できないといった状況に直面している

【課題】

- 恵まれた交通アクセスをいかして更なる企業誘致を推進するため、新たな産業用地の確保が必要である
- 高速道路網の整備による交通アクセスの向上等の地域特性をいかした物流関連産業や物流の拠点・倉庫を集積させる必要がある
- 主要道路沿道という交通アクセスの良さをいかし、既存工場が立地している地区においては、企業の土地需要を的確に捉えつつ、柔軟な土地利用を図ることで、既存工場の操業環境を維持する必要がある

課題6 公共施設の老朽化への対応

【現状】

- 昭和40年代から平成10年前後にかけて多くの公共施設を整備しており、特に学校や市役所等の公共建築物は、その約6割が築30年以上経過している
- 公共施設の老朽化により安全性の低下や維持管理・更新費の増大が懸念されている
- 生産年齢人口の減少によって税収増を望むことは難しく、高齢化に伴い社会保障費は増加傾向にあることから、今後厳しい財政状況が続くことが予想され、現状の規模で公共施設を維持し続けることは困難となる
- JR綾部駅北側に図書館と子育て支援施設を複合化した施設を整備しています
- 旧市民センターの跡地には、公園を整備する予定

【課題】

- 市民サービスの維持と財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設の適切な配置や維持管理・更新による長寿命化に取り組む必要がある
- 公共建築物の統廃合により余剰となる旧施設やその跡地は、地域に必要なサービスの誘導や観光産業拠点の創出等、有効活用を図っていく必要がある

課題7 都市施設等の整備推進

【現状】

- 都市計画道路の整備率は約79%、都市公園は約76%、汚水処理人口普及率は86%という状況
- 都市の骨格を形成する幹線道路や広域ネットワークに資する道路に未整備区間が存在しており、道路ネットワーク機能が不完全な状態となっている
- 子育て世代から選ばれるまちを目指して、市街地中心部に子育て支援施設や教育文化施設の集約化を図っている
- 京都府が策定した京都フードテック基本構想において、京都府農林水産技術センターを、京都府畜産センター・京都府立農業大学校用地内に移転し、一次産業の研究開発・人材育成の拠点として整備することになっている
- 市街地中心部を含む広い範囲に災害リスクがある。

【課題】

- 都市施設や都市公園を適正な配置となるよう計画を見直し、必要な都市機能の整備を図る
- 不足している都市機能を誘導し、都市の利便性を向上させるためには、都市施設等の整備を推進することで積極的に機能の誘導を図っていく必要もある
- 広域ネットワークの形成は、交通利便性や災害時における安全性、産業の活性化による活力の向上に繋がることから、都市計画道路の未整備区間の整備を推進する必要がある
- 京都フードテック基本構想に基づく拠点整備を促進するため、拠点となるエリアの建物用途等の制限内容を必要な施設整備・拡充が可能になるよう対応する必要がある
- 市街地の災害リスクを踏まえ、四尾山南部地域のまちづくりを進めるために綾部環状道路構想の実現を進める必要がある

課題8 地域資源や自然環境の保全と活用

【現状】

- 本市は豊かな自然環境を有し、市域東部の一部は京都丹波高原国定公園に指定され、京野菜や綾部茶等の農産物、黒谷和紙や安国寺等の伝統と歴史資産にも恵まれ、農家民宿、古民家カフェ、体験型ツアー、アウトドアスポーツ等の新たな取組が活発に展開されている
- 近隣市町と京都府による地域の観光資源をいかした「海の京都」、「森の京都」の取組を促進し、国内だけでなく、海外からの観光客の取込みを目指している
- 農村と都市との交流の推進による関係人口の拡大を目指し、田園回帰の流れに対応するため、移住立国プロジェクト等、国や京都府と連携して移住・定住を促進
- 令和3年9月に「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指している
- 「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を受けて、令和4年度に脱炭素ロードマップを作成、エネルギー環境基本計画策定とあわせて2030年の温室効果ガス排出量の目標を2013年比49%削減とした省エネ・再エネの取組を進めている

【課題】

- 多様な地域資源を次世代に継承するため、歴史的な観光資源や京都丹波高原国定公園等の効果的な活用、農村集落での体験型交流実施等、関係人口の拡大に向けて、府と連携しながら引き続き取り組む必要がある
- ゼロカーボンシティの実現に向け、施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入・理解促進に努める必要がある

課題9 災害リスクの増大への対応

I 安全な避難ルート等の確保

【現状】

- 近年、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している
- 地震災害は、上林川断層地震や三峠断層地震が発生した場合、大きな被害が予想される
- 原子力災害が発生した場合、避難渋滞によって迅速な避難が困難となる恐れがある
- 土砂災害警戒区域や特別警戒区域が市街地においても指定され、由良川沿いの市街地は広範囲にわたって浸水想定区域となっている
- 本市では、大雨や台風による由良川や上林川等の氾濫、土砂崩れ等の風水害により過去に大きな被害を受けている（平成16年の台風23号や、平成30年7月豪雨の際には、高速道路や国道をはじめ隣接市町につながる主要地方道、府道等のすべてが寸断され、一時孤立）
- 第1次緊急輸送路である国道27号の味方町以南は代替する道路がなく、災害により寸断された場合はもとより、避難が集中した場合の迂回路も無い状況となっている

【課題】

- 災害時の安全な避難ルートを確保するため、未整備となっている道路等の整備と代替道路の検討を進める必要がある
- 自然災害による被害を軽減するためには、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災対策を推進する必要がある

II 市街地内の密集地の改善

【現状】

- JR綾部駅南側の古くからの市街地は、狭あい道路や老朽化木造住宅が多く存在する密集地となっており、災害発生時に住宅等が倒壊する危険性が高く、火災の延焼や拡大のおそれがある
- 居住者の高齢化、住宅の老朽化、空家の増加等に伴い、密集地における災害リスクは増大している
- 居住者が訪問介護サービス等を受ける際においても、密集地ではアクセスの確保等の観点から問題が生じてくる

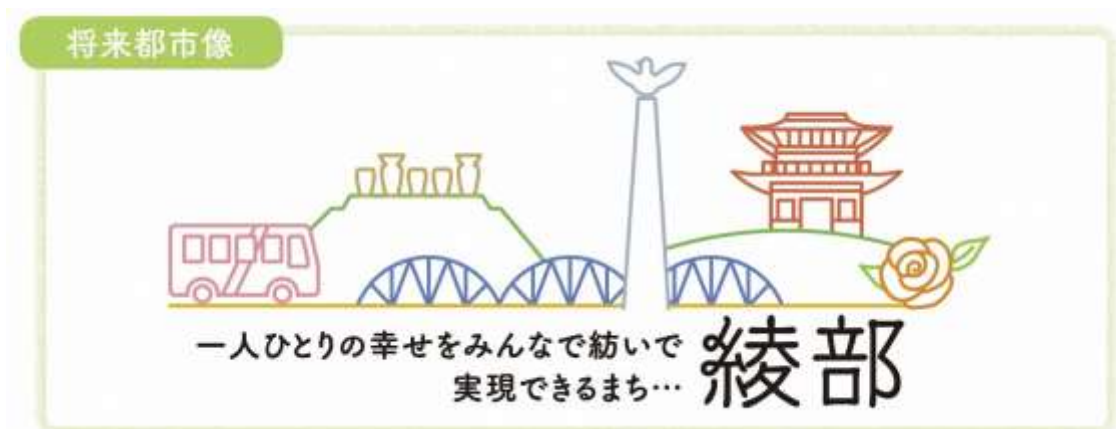
【課題】

- 安全で暮らしやすい市街地を形成するため、密集地については、道路等の整備や住宅の耐震・不燃化の促進等、防災機能の向上をはじめとする住環境の改善に取り組む必要がある

§5 将来目標の設定

5-1 将来都市像の設定

本市の最上位計画である「第6次綾部市総合計画」で掲げられる将来都市像「一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部」の実現を目指します。



本市は、市民と行政、また市民同士が、お互いに顔の見える関係を築いており、市民一人ひとりがこのまちで良かったと幸せで安心して暮らせるよう、きめ細やかなまちづくりを進めています。

本市の大きな財産である「豊かな自然」と「人々の心の温かさや地域を愛する熱意」をいかし、一人ひとりの夢や希望を実現できるよう、市民や企業はもちろん、本市に関わるみんなで一緒に紡いでいけるまちを目指します。

5-2 都市づくりの基本目標

将来都市像や都市づくりの課題を踏まえ、今後目指すべき都市づくりの基本目標を定めます。

目標1 快適で住みよい生活圏と活力ある都市づくり

- 市街地においては、道路や下水道など整備された都市基盤をいかし、商業・業務機能の向上や、商店街の活性化を促進するとともに、医療や子育て支援機能の充実など都市機能の整備を計画的に行い、市街地内に居住の誘導を図ることで、適切な人口密度が維持された利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指す。
- 子育て世代等の定住を促進する新たな住宅用地の確保にあたっては、コンパクトな市街地を形成する観点から市街地周辺での確保に取り組み、都市機能や公共交通の利用圏人口を確保することを目指す。
- 農村地域では、各地区の中心地を核としたコンパクトな生活圏を形成することで地域コミュニティや日常生活に必要なサービスの維持を目指す。
- 都市機能が集積する市街地中心部と各地区の中心地を結ぶ交通ネットワークを形成するため、地域の実情に応じた移動手段の確保と充実を図ることで「コンパクトアンドネットワーク」の都市構造の実現を目指す。
- 地域が抱える課題の解決や魅力の向上を図るため、地域特性やニーズをいかしたデジタル実装に取り組み、誰もが住みやすい都市（スマートシティ）の実現を目指す。

目標2 生活・産業基盤が整った魅力ある都市づくり

- 道路、公園、上水道、下水道等の都市施設の整備、充実及び適切な管理により利便性、快適性の維持・向上を目指す。
- 公共施設の適切な配置や維持管理・更新による長寿命化に取り組むとともに、公共建築物の統廃合により余剰となる旧施設やその跡地を有効活用して、地域に必要なサービスの誘導を推進する。
- 良好な交通アクセスをいかして更なる企業誘致を推進するため、新たな産業用地の確保を図るとともに、既存工場の操業環境を維持するために柔軟な土地利用の誘導を図る。

目標3 由良川水系等の自然・風土と調和した持続可能な都市づくり

- 由良川、犀川、八田川、上林川、伊佐津川沿いの豊かな自然環境、資源、景観について保全する。
- 水源の里集落や里山集落等の個性をいかし、魅力ある集落づくりによる地域振興と活性化を目指す。
- 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーを活用した取組などにより、ゼロカーボンシティの実現を目指す。

目標4 安全で災害に強い都市づくり

- 災害時の安全な避難ルートを確保するため、未整備となっている道路等の整備と代替道路の検討を推進する。
- 自然災害による被害を軽減するためには、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災対策を推進する。
- 安全で暮らしやすい市街地を形成するため、密集地では、道路等の整備や住宅の耐震・不燃化の促進等、防災機能の向上をはじめとする住環境の改善を図る。
- 市域に点在する災害危険の高い区域などから安全な区域への居住誘導などについて、長期的な視点に立って検討し、安全でコンパクトな都市づくりを目指す。

目標5 市民等と行政の協働による個性をいかした都市づくり

- 本市が育んできた文化や風土を共有して人と人との絆を大切に育てるとともに、市民や事業者等が都市づくりに参画できる機会を増やし、都市づくりの多様な場において市民等と行政の協働による都市づくりを目指す。

5-3 将来目標人口の設定

本市の人口は、市制施行時（昭和 25 年）の 5.4 万人をピークに一貫して減少が続いており、令和 2 時点で約 3.2 万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所がとりまとめた「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3 月推計）」では、令和 17 年における本市の人口は、令和 2 年より約 0.7 万人少ない約 2.5 万人まで減少する見込みとなっています。

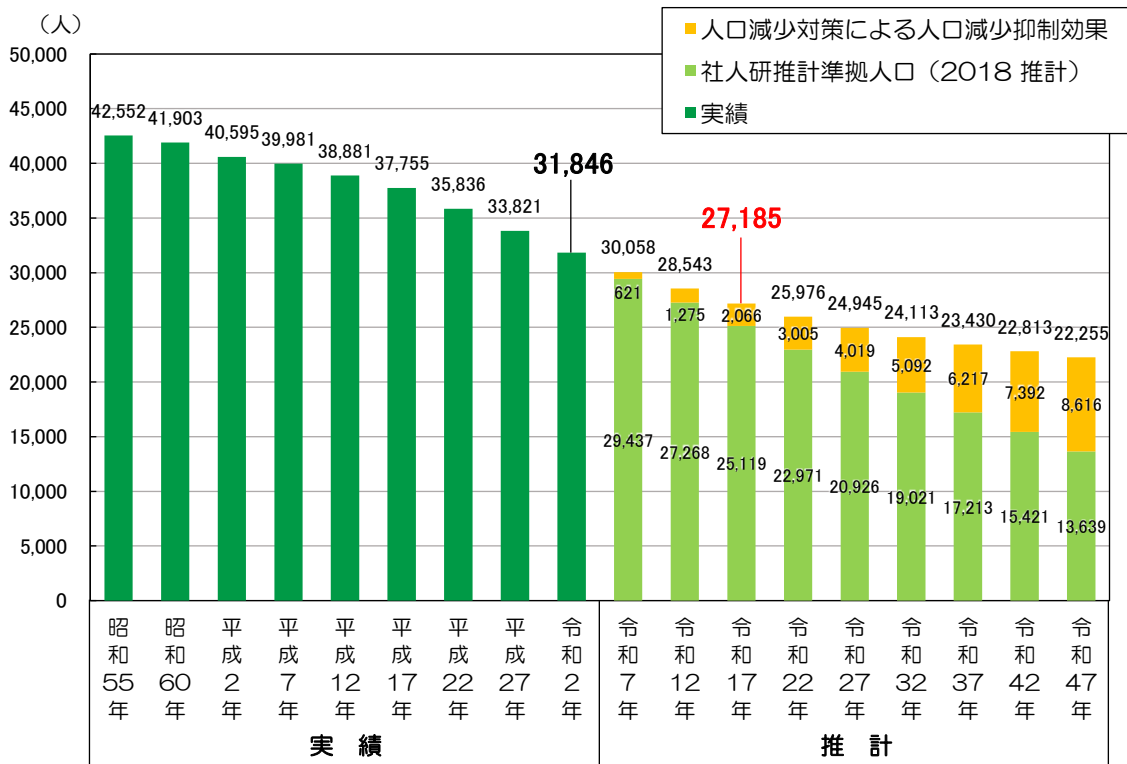
全国的に少子化に伴う人口減少が進行する中、本市では、令和元年度に人口の長期的な将来展望を示す「綾部市人口ビジョン」を改定するとともに、「第 2 期綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和 17 年に約 2.7 万人の人口を維持することを目標として設定しています。

また、「第 6 次綾部市総合計画」では、「綾部市人口ビジョン」に沿って、計画期間である令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の人口フレームを約 3.0 万人として設定しています。

本計画においては、上位計画との整合を図るものとして、令和 15 年の将来目標人口を約 2.8 万人として設定するものとします。

令和 15 年の将来目標人口 約 2.8 万人

■綾部市の人口推移と将来目標



資料：国勢調査（令和 2 年以前）、綾部市人口ビジョン（令和 7 年以降）

5-4 将来の都市構造

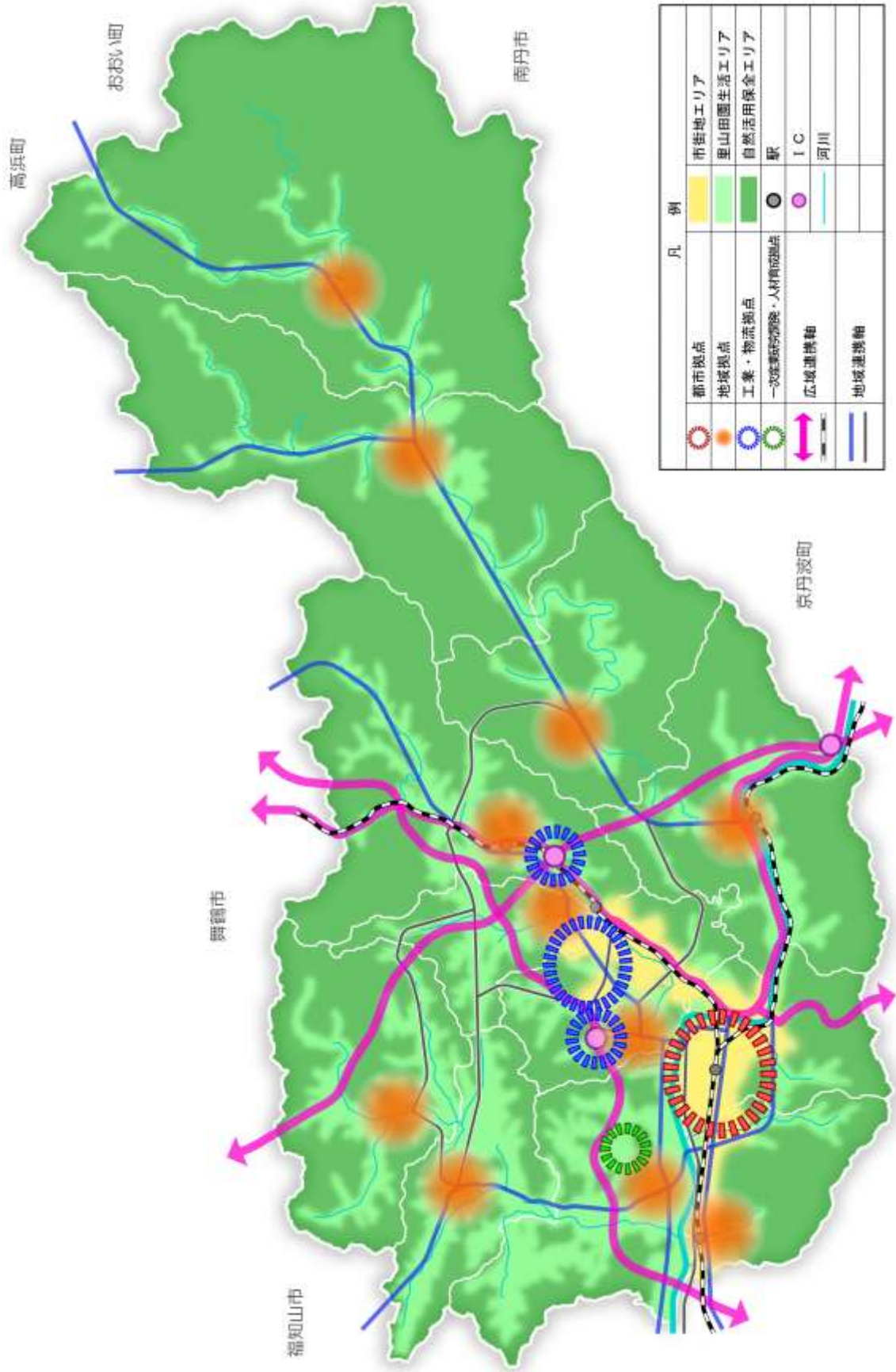
本市は昭和25年に1町6村が合併して市制を施行、その後6村（佐賀村の一部を含む）を合併し、12の旧町村が現在も自治会連合会を組織しています。それぞれに町や村時代の中心地があり、学校や商店等が立地し小さな拠点が形成されてきました。

本市では、これらの地域（自治会連合会）ごとに特色あるまちづくりを進めることにより、市全体の活性化を図ろうとしています。

そこで、各拠点が地域特性に応じたまちづくりによって輝き、それぞれの拠点を交通ネットワークでつなぐ「コンパクトアンドネットワーク」による都市構造を目指します。

都市構造は、利便性の高い市街地中心部から自然豊かでゆとりある農村地域まで、多様な地域特性に応じて、都市機能の適切な維持・充実を図る「拠点」、拠点をつなぐことにより地域間の連携・交流を促進させる「都市連携軸」、土地利用のあり方を大きく示す「エリア」で構成します。

区 分		内 容
拠 点	都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・JR綾部駅、市役所、綾部市立病院周辺を位置づけ ・商業・業務、文化、医療、福祉、行政、交通結節等の都市機能の集積を促進し、多様で高度なニーズに対応する都市サービスを提供する複合的な都市機能の充実を図る
	地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点を除く、各地区の生活圏の中心地を位置づけ ・都市拠点と有機的に連携しつつ、日常生活を支えるサービスの確保を図ることで、生活利便性を確保する
	工場・物流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府綾部工業団地、綾部市工業団地、綾部インターチェンジ、綾部安国寺インターチェンジを位置づけ ・主要産業となる工業、物流等の振興を図るとともに、既存企業との交流促進や、新たな企業誘致等により地域経済の活性化と就業場所の拡充を図る
	一次産業研究開発・人材育成拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・以久田野の京都府立農業大学校周辺を位置づけ ・京都府フードテック基本構想に基づく拠点整備の推進を図る
都市連携軸	広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道27号、173号、JR山陰本線及びJR舞鶴線を位置づけ ・行政区域を越えた広域的な交通・物流・交流に資する動線軸の形成を図る
	地域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道及び一般府道・市道の一部を位置づけ ・市民の日常生活における利便性、アクセス性の向上を目指し、地域間の交通・交流に資する動線軸の形成を図る
エ リ ア	市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の人口や都市機能が集積する区域を位置づけ ・住みやすく、快適で便利な都市環境が形成されるべきエリアとして、都市機能の維持・充実と計画的な都市施設整備を図る
	里山田園生活エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地エリアを除く、里山、田園に囲まれ自然環境の優れた集落や農地等からなる区域を位置づけ ・豊かな自然や、農業との調和を図りつつ、日常生活を支えるサービスが確保された居住環境を守ることにより、エリアの魅力向上に努め、田舎暮らしを希望する人々の移住・定住の促進を図る ・地域資源をいかした産業、観光、交流を促進することにより、地域の活性化の促進を図る
	自然活用保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と里山風景をつくりだす森林、原野、河川等の区域を位置づけ ・美しく清らかな自然環境に恵まれ、その保全が優先されるべき地域として景観に配慮し、森林の保全や林業の振興、自然環境をいかしたレクリエーションの場として活用を図る



■ 将来都市構造図

§6 全体構想

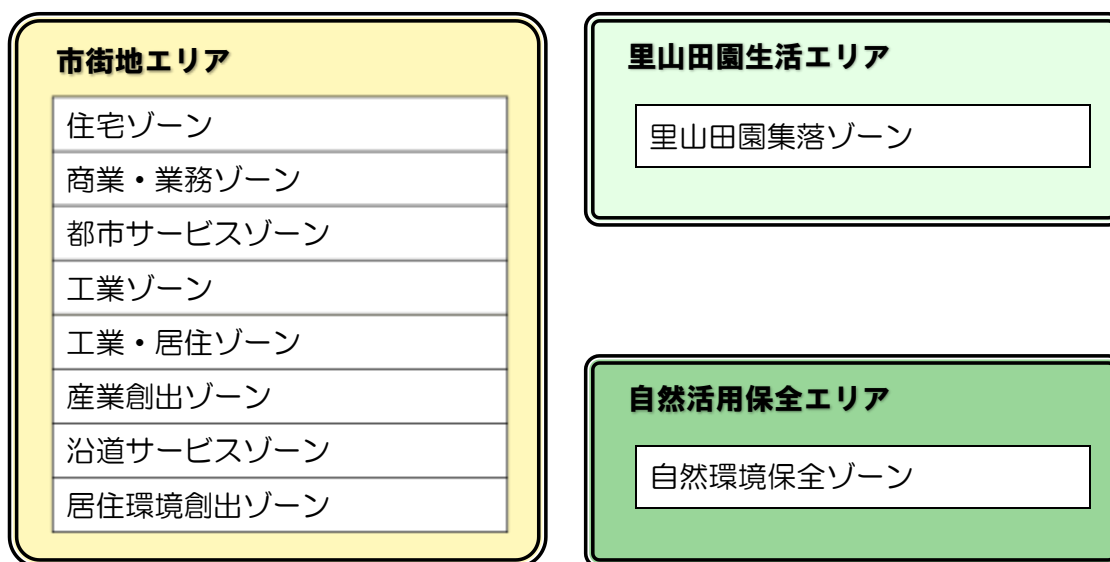
6-1 土地利用の方針

1 土地利用区分の考え方

土地利用区分は、将来都市構造で定める「市街地エリア」、「里山田園生活エリア」、「自然活用保全エリア」の整備方針に基づき、現在の土地利用状況を踏まえつつ、適正かつ合理的な土地利用の推進を図るため、次のように区分し配置します。

なお、社会情勢の変化や土地利用動向等により、必要に応じて土地利用の区分や配置を見直します。

■土地利用区分



2 土地利用の方針

(1) 市街地エリア

①住宅ゾーン

市街地の住宅地を、住宅ゾーンに位置づけます。

このうち、良好な住環境を守るため計画的に宅地開発された地域を低層住宅地、市街地内の既成住宅地や土地区画整理事業により整備した地域を中高層住宅地として、周辺環境に配慮し、良好な住宅地の形成を図ります。なお、市街地南側の狭あい道路や老朽建築物が密集する地域の対策をはじめ、災害の危険性を考慮した市街地再編の検討を進め、安全安心な住宅地の形成に努めます。

また、主要地方道福知山綾部線、国道27号沿道周辺の住宅地は、自然環境に配慮した住宅地の形成を図ります。

②商業・業務ゾーン

JR綾部駅周辺から市役所周辺までの商業地一帯を、商業・業務ゾーンに位置づけます。

商業・業務、文化、福祉、行政等の複合的な都市機能の集積をいかし、空き地や未利用地等の活用による、商業・業務等の機能強化やまちなか居住を促進し、都市拠点の中心地として活性化を図ります。また、歩行者空間や広場、案内板等の充実や駐車場等の適正配置・整備を促進し、市民の多様なニーズに応じた都市サービスが提供できるゾーンとして土地利用を図ります。

③都市サービスゾーン

市街地の主要地方道福知山綾部線及び国道27号の沿道を都市サービスゾーンに位置づけます。

JR綾部駅周辺の商業・業務ゾーン及び京都府綾部工業団地、綾部市工業団地等の工業ゾーンを補完する地域として、既存の各種業務施設の活性化を促進するとともに、交通の利便性をいかし、商業、工業、物流等の業務施設の立地を促進し、都市サービスが提供できる地域として土地利用を図ります。

④工業ゾーン

京都府綾部工業団地、綾部市工業団地等の既存の工業利用地を、工業ゾーンに位置づけます。

本市の主要な産業集積地として、未利用地の有効活用、既存企業の規模拡大、既存産業との連携交流を推進し、経済の活性化と雇用の促進を図ります。なお、引き続き利便の増進と周辺の住環境や自然環境との調和を保ち、工業、物流等の企業が集積する地域として土地利用を図ります。

⑤工業・居住ゾーン

JR綾部駅北側及び国道27号、主要地方道福知山綾部線沿道の工業系市街地を、工業・居住ゾーンに位置づけます。本市の工業発展を担ってきた工場が集積し、周辺には住宅地

が形成しており、緩衝帯となる緑地や空地の確保や、周辺の住環境に配慮した生産環境の形成に努め、住宅と工業が共存する区域として土地利用を図ります。

⑥産業創出ゾーン

綾部インターチェンジ周辺、綾部安国寺インターチェンジ周辺において、既存の工業団地周辺とあわせ府北部の産業の中心となる新たな産業用地の充実を図ります。

⑦沿道サービスゾーン

国道27号、主要地方道福知山綾部線、綾部インター線、青野町から延町までの区間の市道高津旭線沿いの市街地とインターチェンジ等の交通の要衝と連絡する沿道区域を、沿道サービスゾーンに位置づけます。

周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、恵まれた交通アクセスをいかし、主要な幹線道路沿いの都市機能の充実を図ります。

⑧居住環境創出ゾーン

JR綾部駅を中心に都市機能が集約した市街地形成を基本としながら、人口減少の抑制に向けた住環境の整備を図るため、宅地開発ニーズ等の高まりに応じて、JR綾部駅北側や高津駅周辺において災害リスクや周辺農地への影響を考慮しつつ、計画的な宅地化を検討します。

(2) 里山田園生活エリア

①里山田園集落ゾーン

里山田園生活エリアに点在する集落を、里山田園集落ゾーンに位置づけます。

人口減少、少子高齢化に対応するため、居住環境の維持、向上を図って定住人口の安定化や増加を促進し、地域特性に応じた土地利用を図ります。

また、周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、身近な生活圏内に日常生活に必要な店舗等を配置し、快適に暮らしやすい生活環境が形成可能な土地利用を進めます。

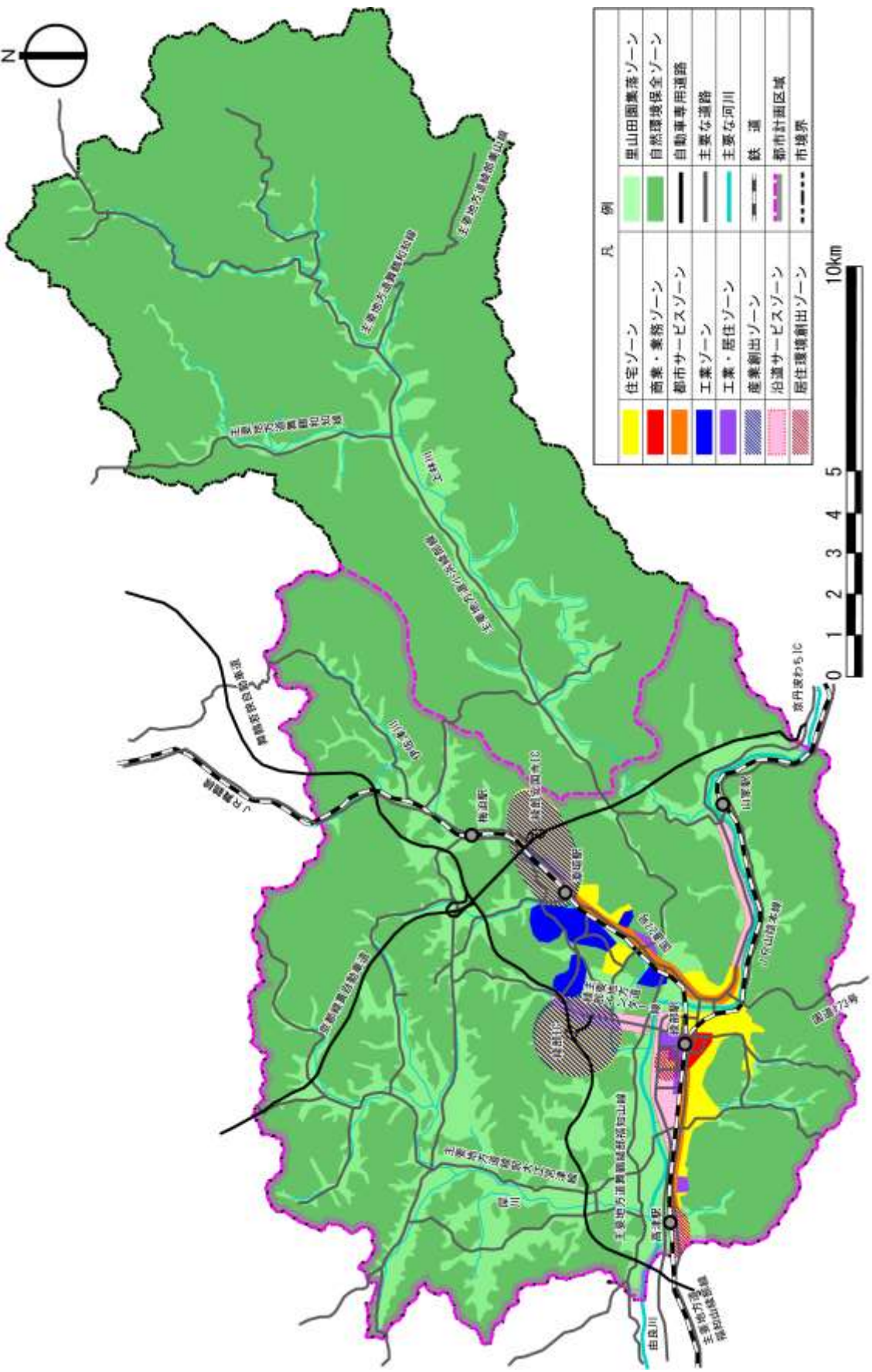
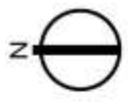
農業用水利施設や農道の保全等により農業生産性の向上や農業経営の安定に努め、優良農地として保全を図ります。

さらに、担い手の育成や農地流動化、農作業受委託を推進するための仕組みづくりを進めるとともに、農産物のブランド化や特産品の生産拡大、観光農園や市民農園の推進等を促進し、農業の活性化に努めます。

(3) 自然活用保全エリア

①自然環境保全ゾーン

豊かな自然環境や、里山風景をつくりだす、森林、原野、河川等は、土砂流出防止等の防災機能の維持を図るとともに、土地の保全や水源かん養のほか、景観等の観点から自然環境の保護・保全に特に配慮し、開発行為等を抑制して森林の育成、保全、林業の振興を図ります。また、自然環境の保全を最大限に配慮して自然とのふれあいの場として活用を図ります。



凡 例	
住宅ゾーン	黒山田園集落ゾーン
商業・業務ゾーン	自然環境保全ゾーン
都市サービスゾーン	自動車専用道路
工業ゾーン	主要な道路
工業・居住ゾーン	主要な河川
産業創出ゾーン	鉄 道
沿道サービスゾーン	都市計画区域
居住環境創出ゾーン	市境界



■ 土地利用方針図

6-2 都市施設整備の方針

1 道路・交通施設

(1) 基本的な考え方

①道路ネットワーク・機能の充実

広域交流の利便性の向上や産業の振興を図るため、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道といった高速道路や主要な幹線道路の充実により、他都市との連携を促進する広域交通ネットワークの強化に努めます。

また、誰もが快適に利用できるよう、都市拠点と周辺地域を連絡する幹線道路網、公共交通網の充実を図るとともに、利便性が高く、災害時にも対応可能な生活道路の整備を目指します。

②将来都市構造を踏まえた公共交通づくり

コンパクトアンドネットワークの実現に向けネットワークを担う地域内交通の維持・発展と、他都市との連携・交流を促進する広域交通の強化に努め、誰もが利用しやすい公共交通サービスを提供します。

(2) 主要な施設の整備の方針

①道路

ア 京都縦貫自動車道等の整備促進

高規格道路網と鉄道網共に交差する交通の要衝地として、京阪神地域、日本海側地域とのつながりを強化して産業基盤の充実、交流を活性化することを目指し、京都縦貫自動車道の4車線化など、府北部周辺の高速道路ネットワークの充実のための整備促進に努めます。

イ 主要な幹線道路（国道27号、173号）の改良と活用

国道27号、173号は周辺都市と連絡する主要な幹線道路であり、本市の交通の骨格を形成しています。

特に、国道27号については、京都府の南部・北部、福井県等への主要な連絡道路であり、更なる改良整備を国土交通省等関係機関と連携し整備促進に努めます。

ウ 幹線道路ネットワークの拡充

幹線道路である主要地方道、一般府道、市道の一部（都市計画道路）は、都市拠点と周辺地域を連絡する幹線道路網の充実を図るための整備を推進します。

福知山綾部線や小浜綾部線、綾部大江宮津線、舞鶴和知線、綾部美山線等の主要地方道及び上杉和知線等の一般府道について京都府等関係機関と連携し整備促進に努めます。

また、市街地の活性化に資する四尾山南部地域のまちづくりを進めるため、一般府道広野綾部線、安場田野線、三俣綾部線及び都市計画道路寺安場線からなる綾部環状道路の整備を関係機関と連携し整備促進に努めるとともに、都市計画道路須知山線の整備を推進します。

エ 市民との協働による道路づくり

生活道路となっている市道は、関係者との協働により緊急性の高い路線から順次整備を推進し、日常生活の利便性の向上に努めます。

市道高津小貝線は拡幅改良整備を推進し、府道福知山綾部線と市道高津旭線の連絡を強化します。

また、綾部環状道路から市街地へのアクセス機能を担う市道上野試験場線の拡幅改良整備を推進します。

橋りょうは、事後的修繕から予防的修繕及び計画的な架け替えを基本とし、綾部市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、コストの縮減を図りながら計画的な改修・維持管理に努めます。

オ 安全・安心な道路ネットワークの機能充実

主要な道路の段差の解消や歩車道分離等バリアフリー化に努めるとともに、通学路等の交通安全施設整備を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境の創出を推進します。

高齢者や障害のある人、来訪者等にわかりやすい案内標識の整備に努めます。

交通量の多い幹線道路は、歩道・自転車道の整備を関係機関と連携し整備促進に努めるとともに、歩道の安全対策の充実に努めます。

②公共交通

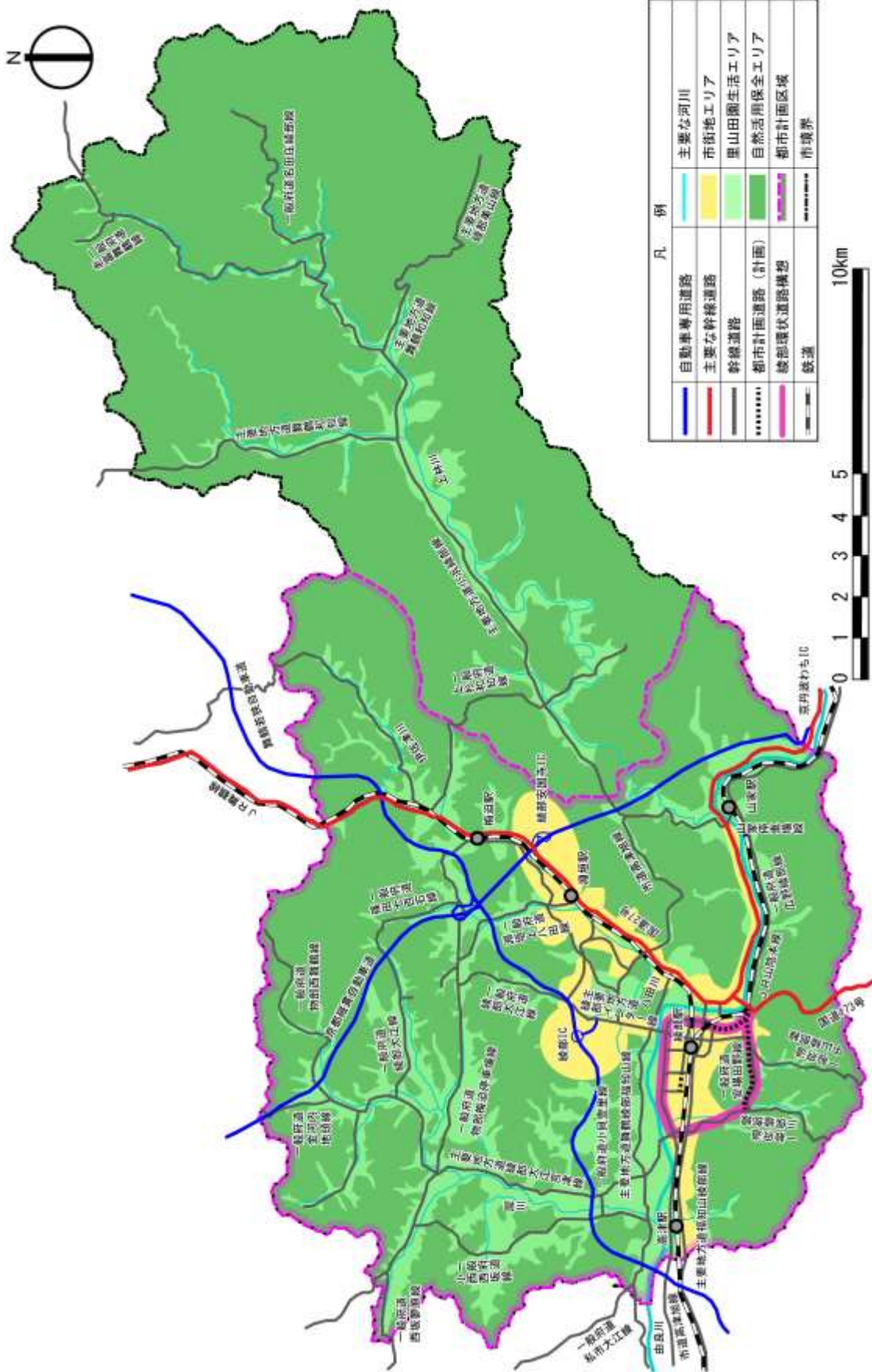
将来にわたって公共交通サービスを安定的・持続的に提供することや、誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供を目指し、コンパクトアンドネットワークによる都市構造の実現を念頭に置いた「綾部市地域公共交通計画」に基づき必要な施策を推進します。

ア 地域内交通の維持と利便性の向上

将来の都市構造を見据え、あやバスをはじめとする地域内交通の維持や見直しに努めるとともにラストワンマイル対策等に取り組みます。

イ 広域的な連携・交流の強化

鉄道やバスなどの広域的な公共交通との連携による隣接市や都市部との結節機能の強化に取り組みます。



■ 道路・交通施設整備方針図

2 公園・緑地

(1) 基本的な考え方

①住環境に潤いと安心を与える公園の充実

ゆとりや憩い、交流、スポーツ・レクリエーション等の場として、また災害時の避難場所として、安全・安心な公園・緑地づくりを推進します。

②賑わいと交流を生む公園と空間の充実

景観や周辺施設等と連携し、市内外から人々が集う魅力発信エリアの検討を進めます。

③市民や民間事業者等の参画と緑化の推進

市民や民間事業者との協働による公園づくりや活用、管理運営など、市民参加と民間活用による緑化の推進や緑地の活用と保全を目指します。

(2) 主要な公園・緑地整備の方針

①都市公園の整備、再生、保全

運動公園、総合公園、地区公園、街区公園等都市公園や都市緑地の適正配置と、市民のニーズに対応した、再生整備やユニバーサルデザイン化に努めます。

旧市民センターの跡地を活用した都市公園の整備事業を推進します。あわせて、上流側の並松地区における堤防整備を契機に下流側の東綾公園など、市街地を貫流する由良川河畔の各施設等と市街地の観光スポットなどとの連携により、由良川の美しい風景を求めて市内外から人々が集まる魅力ある水辺エリアの創出を目指す「かわまちづくり事業」の検討を行います。

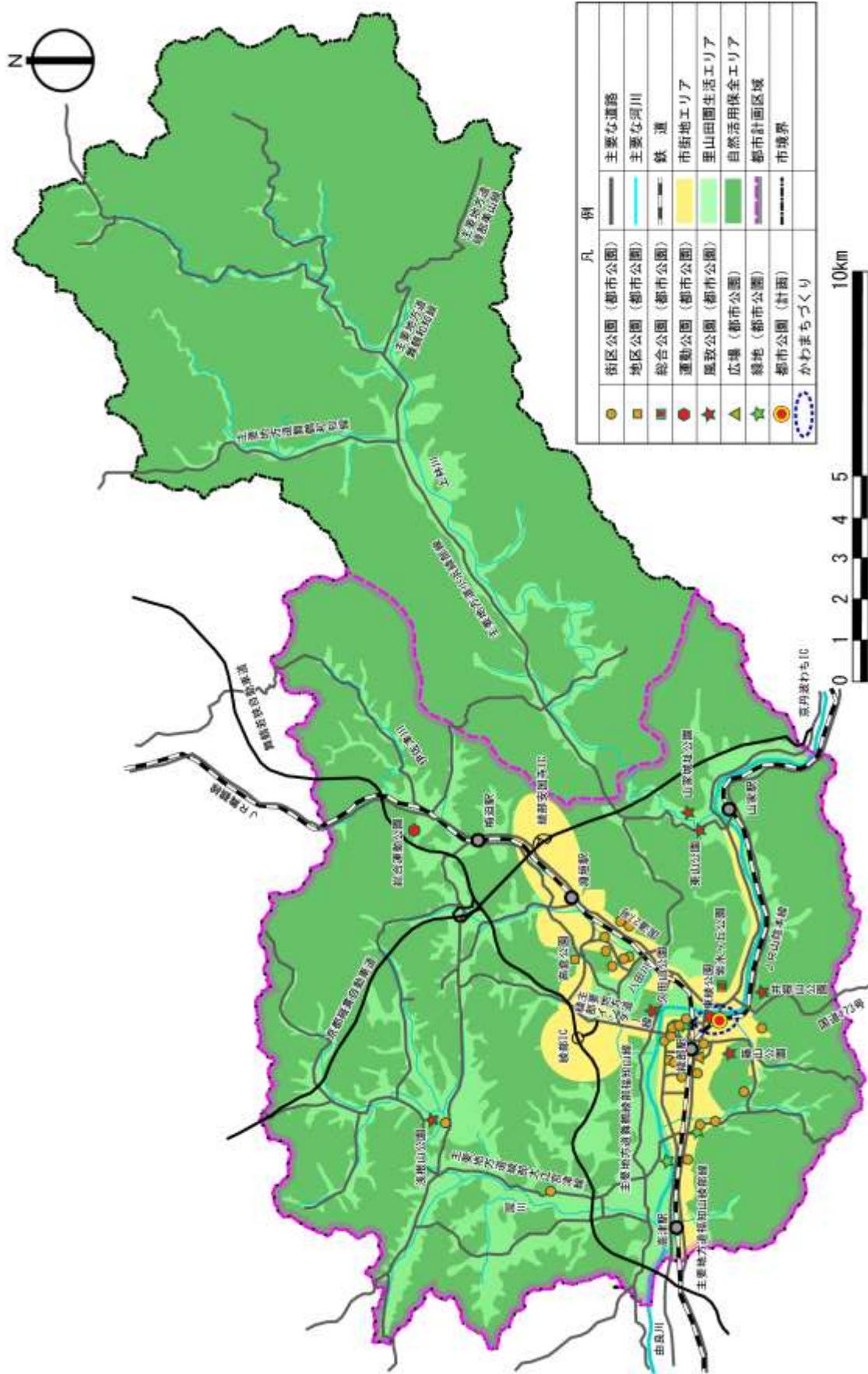
東綾公園については、かわまちづくりにより再整備を検討します。

②公園施設の長寿命化の推進

安全・安心を図るとともに、コスト低減を図るため、綾部市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の維持管理や改築・更新を図ります。

③市民との協働による公園管理

公園・緑地の整備や維持管理に市民が参画できる体制づくりを検討し、地域住民の公園愛護心の育成、地域コミュニティ活動を推進し、市民と協働による個性ある公園づくりを図ります。



■ 公園・緑地整備方針図

3 上下水道・河川

(1) 基本的な考え方

①水道の安定供給

安全で強靱かつ持続可能な水道事業の運営に努め、市民に安全で安心な水を安定的に供給します。

②地域の特性に応じた下水道の整備推進

市民の生活環境の向上と公共水域の水質保全を図るため、地域の特性に応じ、公共下水道及び合併処理浄化槽による水洗化の計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、下水道関係施設のほか、雨水ポンプ場や雨水排水路、樋門等の適切な維持管理等に努めます。

③安全・安心な川づくり

水害に対する安全性の向上を図るため河川流域の関係機関とも連携し、河川の治水事業を促進するとともに、自然と人が共生できる水辺空間の創出を目指し、かわまちづくり事業の検討や河川整備等を促進します。

(2) 主要な施設の整備の方針

①上水道

浄水場等の適切な施設管理に努めるとともに、老朽化した上水道施設・設備の計画的な更新や耐震化等に努め、水の安定供給を図ります。

②公共下水道

公共下水道事業計画区域の早期整備に努めるとともに、全体計画区域について、計画的かつ効率的な整備となるよう検討し、既存施設の長寿命化対策に取り組みます。

綾部工業団地水処理センターの老朽化に伴い、綾部工業団地の生活排水を綾部第2浄化センターにおいて処理することを検討します。

し尿処理施設の老朽化に伴い、汲み取りを行ったし尿や浄化槽汚泥等の公共下水道による処理を検討します。

③農業集落排水

農業集落排水施設の適切な維持管理に努めます。

④合併処理浄化槽

公共下水道や農業集落排水での整備区域以外については、合併処理浄化槽の補助制度の活用や特定地域生活排水処理事業による水洗化を促進します。

⑤雨水対策

内水被害の軽減を図るため、効率的で効果的な雨水対策を推進します。

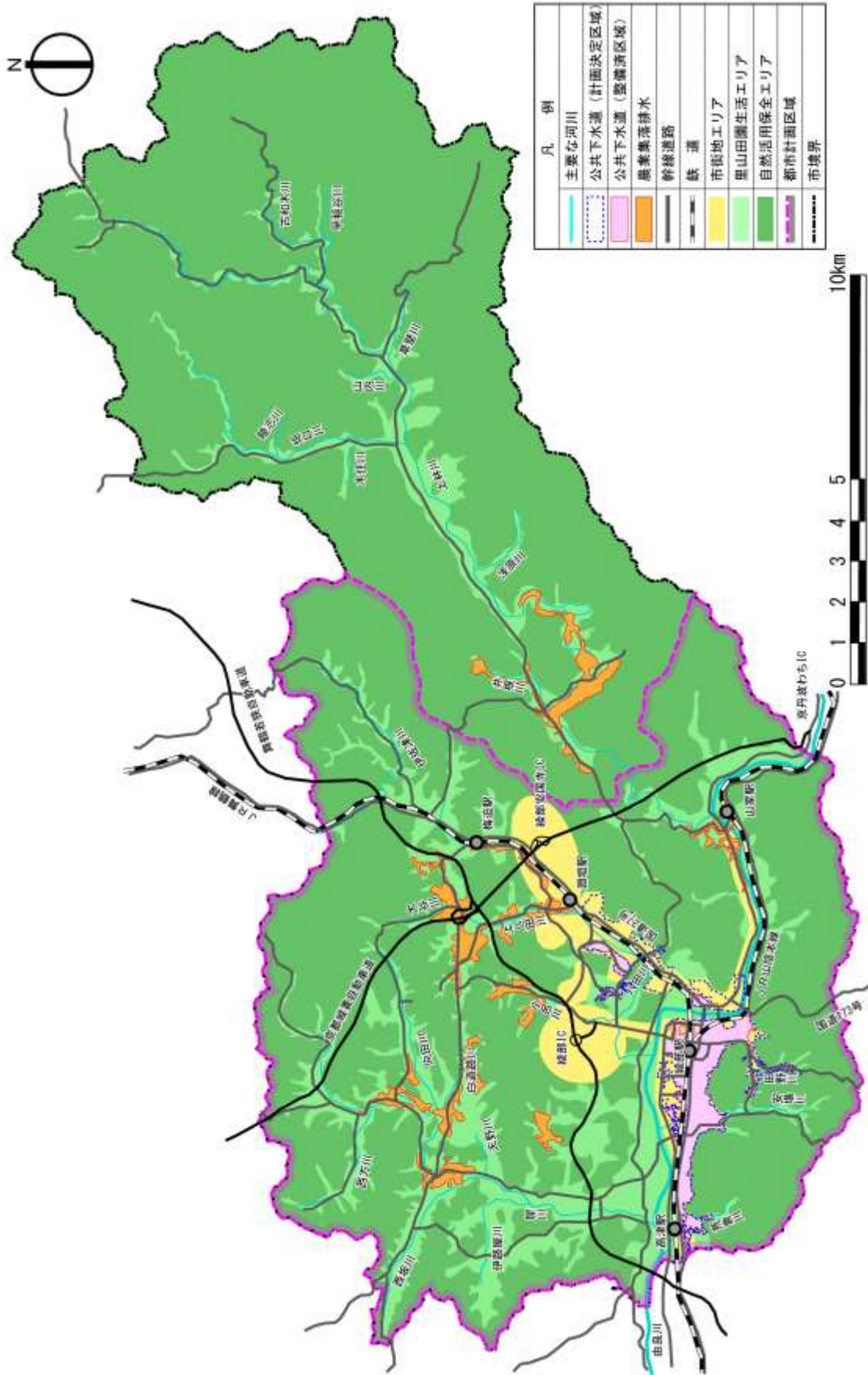
市街地や既存集落での安心な暮らしのために、雨水ポンプ場や雨水排水路、樋門等の適切な維持管理と浸水対策に努めます。

◎河川

由良川の氾濫リスクを抑制するため、並松町での護岸整備や、河道掘削・樹木伐採等を促進するほか、由良川治水促進同盟会、由良川流域治水協議会等に参加し、河川流域の関係機関と連携しながら治水対策を進めます。

なお、並松町での景観に配慮した護岸整備や川糸町に整備する都市公園、既設の東綾公園などと連携したかわまちづくり事業を検討し、水辺空間の活用を推進します。

また、その他の河川や危険溪流等については、必要な河川改修や治水対策を関係機関とともに推進します。



■ 上下水道・河川整備方針図

4 その他の都市施設

(1) ごみの処理施設維持管理と減量化

①ごみ処理施設等の維持管理

クリーンセンターは、ごみの適正な処理と減量化を目指し適正な運転管理を図ります。また、ごみの資源化、減量化を促進し、最終処分場の延命に努めます。

②ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進による減量化

ごみについては、発生抑制、再使用、再生利用の3R〔「リデュース（ごみになるものを減らす）」「リユース（繰り返し使う）」「リサイクル（資源として再び使う）」〕を基本に、市民との協働により、家庭での適正な分別によるごみ減量化の取組を推進します。

また、リサイクルセンターの活用により、分別収集の円滑な実施と資源物の効率的かつ安定的なリサイクルに努めます。

(2) し尿処理施設の適正な維持管理

し尿処理施設は適切な維持管理を図り、し尿、浄化槽汚泥の適正な処理を図ります。

し尿処理施設の老朽化に伴い、汲み取りを行ったし尿や浄化槽汚泥等の公共下水道による処理を検討します。

(3) 斎場・墓地の適切な維持管理

斎場は、長期的な使用に耐えられるよう適切な維持管理と安全な稼働を図ります。共葬墓地は、適切な維持管理を図ります。

(4) 駐車場

駐車場需要を見据えて、市営駐車場の集約化による再配置と運営の見直しを行います。

(5) 一次産業研究開発・人材育成拠点

京都府立農業大学校周辺のエリアにおいて、京都フードテック基本構想に基づく拠点整備を促進するために必要な地区計画等の策定に取り組みます。

6-3 市街地整備・住環境整備の方針

1 市街地整備

(1) 基本的な考え方

①自然環境と調和する都市づくり

豊かな自然と良好なまち並みとの調和に配慮しつつ、市街地における都市機能の向上やまちなかのにぎわい再生等秩序あるまちづくりを目指します。

②市街地中心部の活性化

各種都市機能の整備や商業環境の整備により、人々が出かけたくなるまちづくりを目指します。快適な生活環境の提供により、活力ある市街地づくりを目指します。

さらに、綾部環状道路の整備を契機として沿道における宅地開発等の促進など均衡のとれた市街地づくりを推進します。

(2) 市街地整備の方針

①計画的な土地利用

市街地の良好な環境やまち並みを保全、形成するため、必要に応じて用途地域、建ぺい率、容積率等の見直しを行います。また、きめ細やかなまちづくりを行うため、地区計画の導入を検討します。

②市街地の整備

都市の骨格形成のため、環境、防災、安全に配慮した都市計画道路の計画的な整備を推進します。特に市街地の骨格を形成する綾部環状道路を構成する都市計画道路については、府と連携し早期の実現に努めます。

道路、公園や公共下水道等の都市施設の計画的な整備に努めます。また、都市緑化を推進し、景観に配慮した豊かで潤いのあるまち並み形成に努めます。

③市街地中心部の活性化

立地適正化計画に基づき、都市機能の充実と適正配置によるまちなかへの居住の誘導を図るとともに、市街地中心部の魅力を高めるため、子育て支援施設の整備等による子育て環境の充実や空き地や空き店舗の活用を促進し、商業・業務サービス等の機能の強化を図ります。

市街地中心部の将来像を検討し、将来像の実現に受けた取り組みを進めます。

また、狭あい道路により建築行為ができない土地等は、市街地の再整備を検討するとともに、未利用地や空き家は、流動化や住宅の確保等定住支援に努め、まちなか居住を促進します。

④四尾山南部地域のまちづくり

市街地中心部に近接し、豊かな自然環境をいかした観光交流や産業用地、宅地開発などのポテンシャルの高い綾部環状道路沿道の区域を新たなまちづくりのエリアに定め、道路

交通網の脆弱性から面的な整備が進んでいない四尾山南部地域での宅地開発の促進、居住の誘導や災害時における防災機能の充実、地域の自然環境をいかしたレクリエーション機能の誘致など市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

2 住環境整備

(1) 基本的な考え方

①安全で快適な住環境づくり

誰もが安全で快適な住環境を創出するため、市街地整備や都市基盤の充実、民間活力の活用等を推進します。

(2) 住環境整備の方針

①住環境の整備

安全で快適な住環境を創出するため、市街地では、狭あい道路の拡幅整備等による市街地再整備の検討や、民間開発の誘導及び未利用地や空き家の流動化や住宅の確保等定住支援によりまちなか居住を推進します。特に、市街地中心部ではまちなか居住を促進するため、狭あい道路等の影響で住宅の建て替えに支障がある地区を対象として「まちなか空間向上計画」の策定に取り組みます。また、綾部環状道路の整備を踏まえ、沿道における宅地開発や住宅立地に努めます。さらに、安心・安全な住環境の実現を図るため、長期的には災害危険地域等を居住エリアから除外することなど含めた市街地再編についての検討を進めます。

②公営住宅の整備

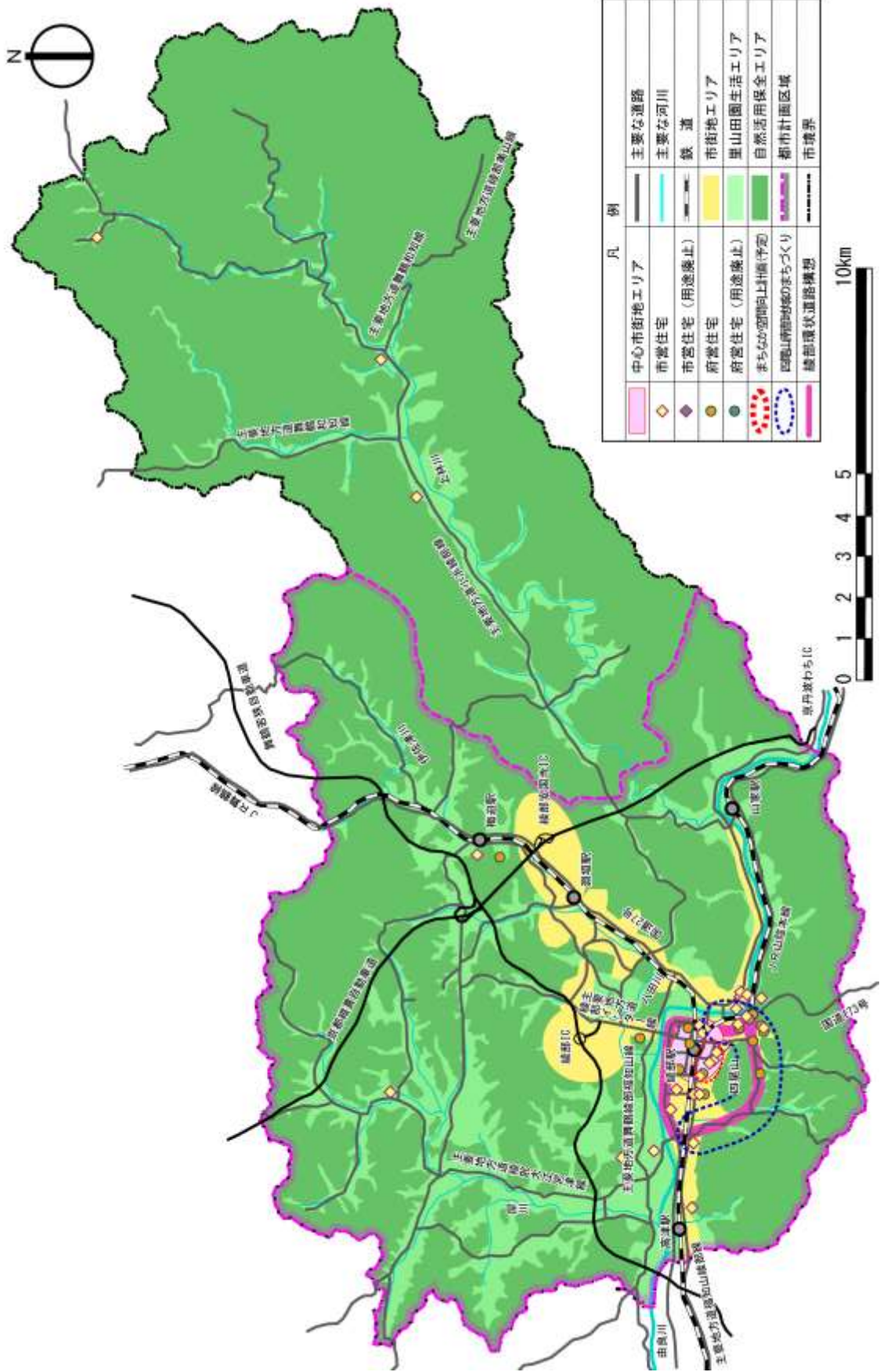
綾部市営住宅基本計画に基づき、公営住宅の計画的な建替えや借上型市営住宅の整備を進めます。市営住宅の建替えや、用途廃止団地の跡地の利活用にはPFIやPPPなど民間資本の活用も含めて検討します。

③定住促進

幅広い年齢層の定住希望者への宅地・住宅の供給促進を図るとともに、新たな生活様式を見据えた田園回帰の流れに対応するため、国や京都府と連携し、移住・定住の促進を図り、持続可能な地域づくりに努めます。

④新たな居住環境の創出

空き家対策など市街地中心部への居住促進策を進める一方で、高い住宅需要を踏まえ当面の人口減少の抑制に向けた住環境の整備と、長期的には利便性の高い地域への住み替えや急傾斜地、崖地など災害危険区域等からの住み替え先としての位置づけも視野に入れ、JR綾部駅北側や高津駅周辺等において農地との利用調整を行い、地区計画や土地区画整理などの手法による土地利用を検討します。



■ 市街地整備・住環境整備方針図

6-4 自然環境の整備又は保全の方針

(1) 基本的な考え方

①自然環境と調和する都市づくり

豊かな自然環境との調和を図りつつ、快適で健全な生活環境を保全、創出し、地域資源をいかした土地利用の誘導を目指します。

②豊かで美しい自然環境の保全

山と清流に恵まれた美しい自然との共生を基本に、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を市民と共に推進します。

(2) 主要な自然環境保全の方針

①計画的な土地利用の規制、誘導

豊かな自然や地域の特性をいかした自然環境の保全の観点から、それぞれの地域特性に応じて、農地法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法等による規制に基づいた、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

②貴重な自然の保全

京都の自然200選（植物部門）に選定された君尾山の「幻の大トチ」、頭巾山のブナ林のほか、古屋の上津灰のミズメ等、全国的にも著名な巨樹・巨木が現存していることを踏まえ、これらの貴重な自然資源の保全を促進します。

京都の自然200選（地形・地質部門）に選定された早稲谷川上流域の滝群、上原町の立岩については貴重な地形の保全を促進します。

京都丹波高原国定公園では、多くの人々が訪れ豊かな自然と歴史的文化に触れることができるよう、京都府と連携して必要な施設整備を進めます。

③市民との協働による自然環境の保全、活用

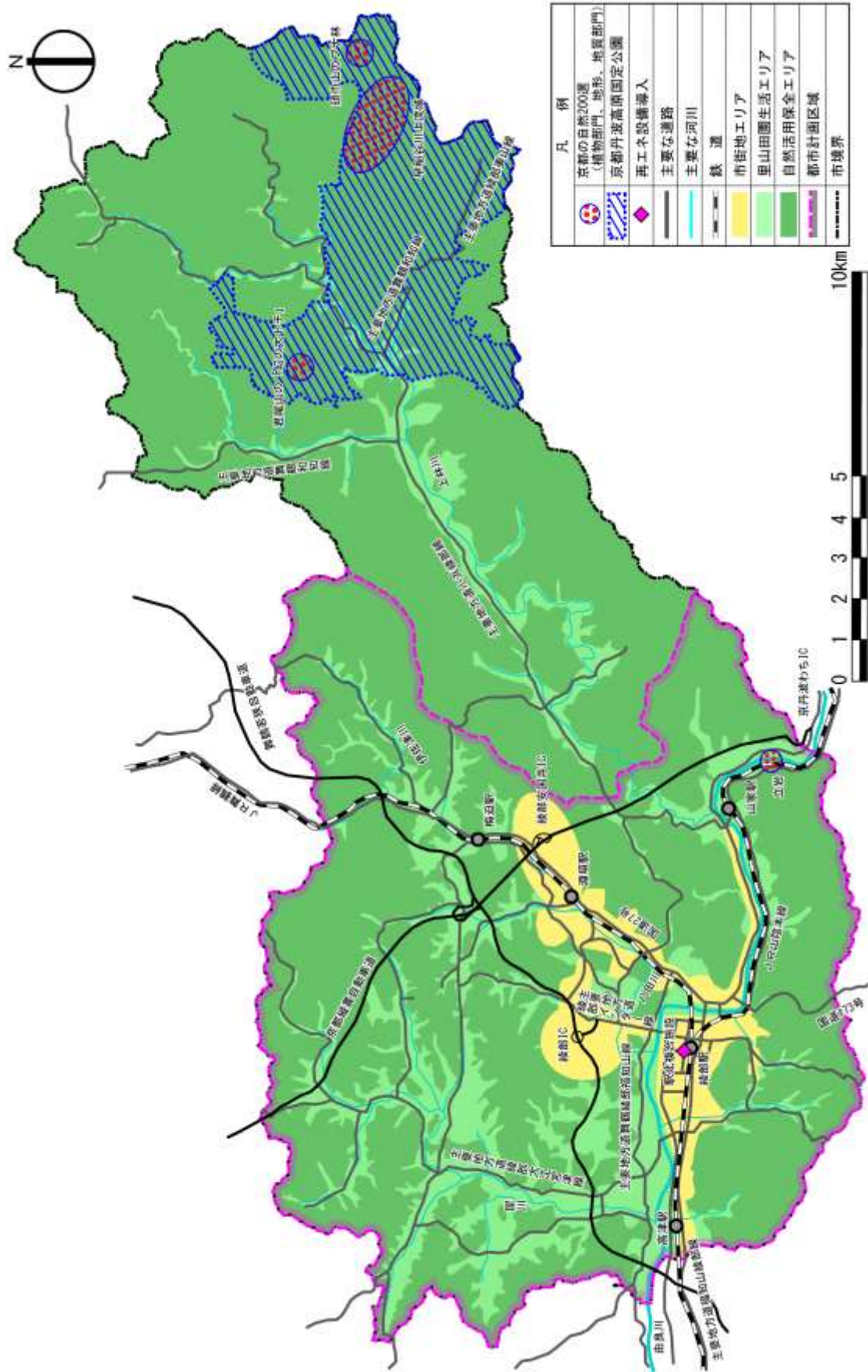
綾部市環境市民会議や上林川を守る会等の市民や事業者との協働により、荒廃が進んでいる農地や森林での潤いのある自然の再生、河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性の再認識に努め、河川や水源森林の保全を促進します。

また、由良川花壇展等のイベントの開催や、ほたるの夕べ、あやべ山家観光やな漁等の支援を通じ、環境を守り育てる意識の高揚を図ります。

緑豊かな里山田園生活エリアや自然活用保全エリアにおいて山道を活用した「綾部トレイル」や由良川におけるカヌー体験など、自然・文化・人々との交流を体験することのできる「グリーンツーリズム」等の誘導を促進し、自然を活用した「都市と農山村との交流」を推進します。

④地球温暖化抑制対策の推進

「2050年ゼロカーボンシティ」の実現のため、カーボンニュートラルを推進するとともに、豊かな自然環境と調和を図りながら、本市に賦存する再生可能エネルギーの有効活用を進めます。



■ 自然環境整備・保全方針図

6-5 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

①水と緑豊かな自然景観の保全

由良川等の清流と、森林等豊かな自然に囲まれた市街地と集落は、水と緑豊かな自然景観を形成しています。これらの豊かな資源をいかし、安らぎと潤いを創出する自然景観の保全を目指します。

②自然・歴史的風土による景観の保全と形成

本市固有の産業遺産や歴史的景観等の“綾部ならではの”の資産を大切に保全し、次世代に継承します。また、これらの資産をいかした魅力あるまちづくりを推進します。

(2) 主要な景観形成の方針

①里山・自然景観の保全

豊かな自然と集落や農地で形成されている良好な里山景観の保全に努めます。

上林川流域においては、清流と緑に囲まれた美しい森林により、特に豊かな自然環境を形成しており、自然景観と調和した集落の保全に努めます。

②歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全

京都府景観資産として登録されている“グンゼ記念館・博物苑の近代化産業遺産とその周辺”は、歴史的建造物群が周辺環境と一体となり、個性のかつ魅力的な景観を醸し出しています。また、京都の自然200選（歴史的な環境部門）に選定された八幡山（高津八幡宮・高津城跡）、安国寺等は、歴史的資源と自然資源が一体となって保全され、地域の人々の憩いの場として親しまれています。

これらの歴史的資源を保全するとともに、周辺地域においても歴史的資源と調和し安らぎを感じる景観の保全、形成に努めます。

また、その他の地域においても京都府景観条例に基づく資産登録等を検討し、個性と特色をいかした良好な景観の保全や形成に努めます。

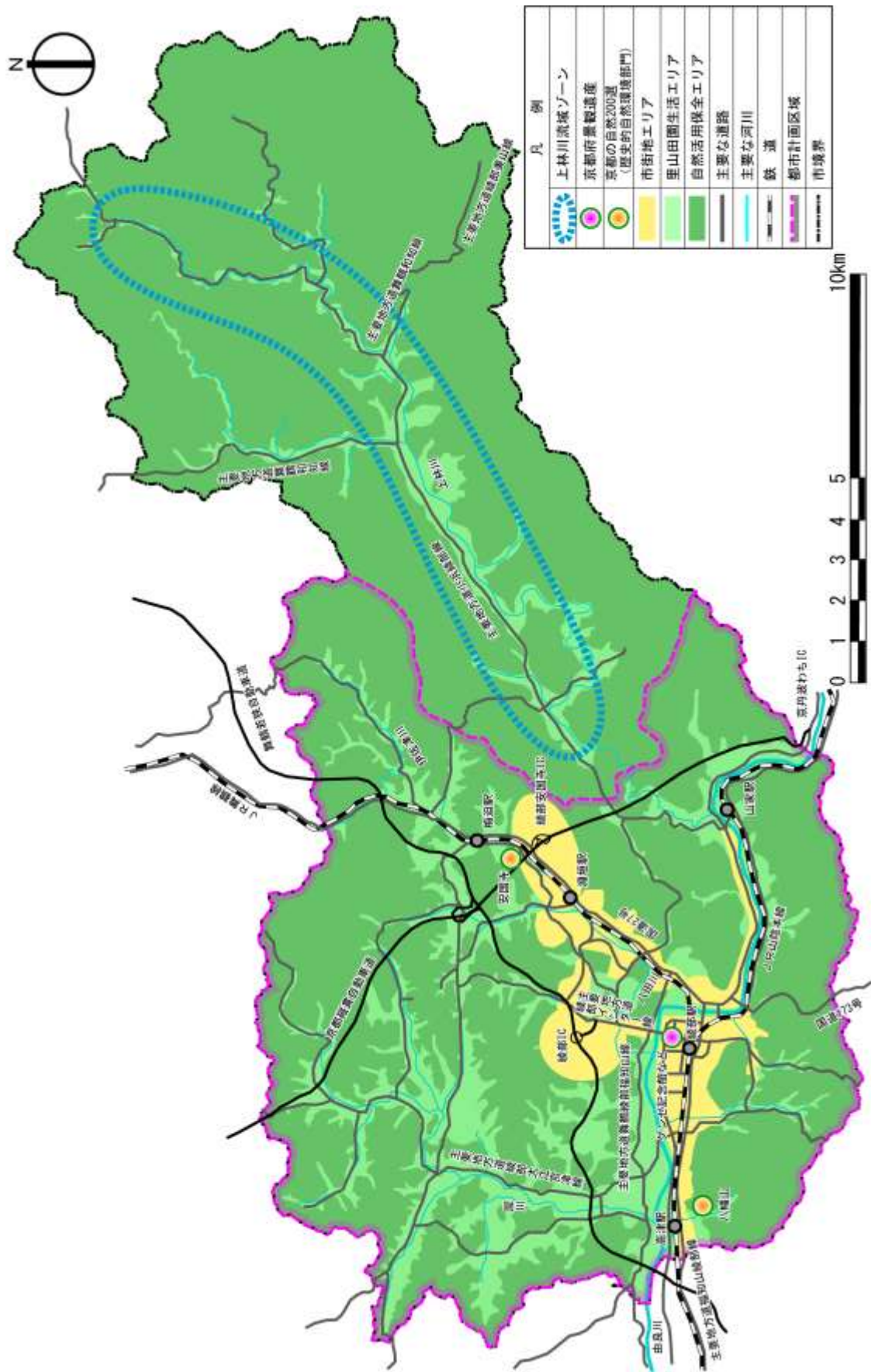
③市街地における賑わいと活気を感じる景観の創出

市街地においては、無電柱化の検討や歩行者空間の整備を促進し、歩きやすく賑わいと活気を感じるまち並み景観の創出に努めます。

また、工業団地においては、緩衝的な緑地の保全、整備を図ります。

④市民との協働による景観形成

綾部市環境市民会議や関係団体等と連携し、イベント等を通じて花と緑あふれるまちづくりを促進します。



■ 景観形成方針図

6-6 都市防災の方針

(1) 基本的な考え方

①自然災害や新たな感染症への対策

河川のはん濫等による水害、豪雨等による土砂災害、地震等の自然災害による被害を軽減するための対策や新たな感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進します。

②防災性の向上

建築物の耐震化・不燃化を促進し、地震・火災に強いまちづくりを目指します。

③防災拠点の充実

災害に強いまちづくりに対応するため、指定緊急避難場所、指定避難所等の防災拠点の充実を目指します。

(2) 主要な都市防災の方針

①防災体制の強化

地域防災計画や水防計画に基づき、風水害、地震、原子力災害の予防対策や災害時の応急対策に対応するため、関係機関との連携強化に努め、防災・減災体制の確立を図ります。また、関係機関と連携し、消防の広域化を検討します。

市民生活を脅かす新たな感染症の発生に対応するため、関係機関と連携し、危機管理体制及び感染症対策を強化します。

②自然災害への対応

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し甚大な被害が発生しており、気候変動による水災害リスクの増大にも備える必要があることから、「由良川水系流域治水プロジェクト」や「伊佐津川水系流域治水プロジェクト」に基づき、流域のあらゆる関係者と協働して、ハード対策とソフト対策が一体となった事前防災対策を推進します。

雨水処理対策として、雨水ポンプ場や雨水排水路、樋門等の適切な維持管理をはじめ総合的な雨水対策を推進し、内水排除に努めます。

関係機関と連携し、急傾斜地崩壊対策事業などの土砂災害対策事業を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく調査や区域の指定を促進し、警戒避難体制の整備等を進めます。

また、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、大地震等が発生した場合に滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地に対し安全対策を促進します。

治山・治水対策について、関係機関と連携し計画的に推進します。

③不燃化・耐震化等の促進

綾部市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化率の向上を図るため、耐震改修等の支援策や環境整備の推進、建築物の安全性の向上のための知識の普及等、安全なまちづくりを促進します。

④防災拠点等の整備

指定緊急避難場所や指定避難所、避難路等を確保するとともに、防災拠点の充実、機能向上を図ります。

本市が所有する公共施設については、不特定多数の者が利用するとともに、災害時には救助や避難等の拠点として重要な役割を担っているため、防災対策上の緊急性及び施設の耐震性を考慮したうえで耐震化を効率的かつ計画的に進め、できるだけ速やかに全施設の耐震改修の完了を目指します。

⑤避難所、緊急輸送道路・避難路の整備

指定避難所は、建築物の耐震性の強化や防災設備の充実を図ります。

また、指定緊急避難場所に指定しているグラウンドや運動場等の安全性の確保を図ります。

京都縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道、国道27号、173号、主要地方道福知山綾部線等は、地震発生時の消防活動又は緊急輸送等の緊急輸送ルートとして府指定の第1次・2次緊急輸送道路に位置づけられており、これらの災害時ネットワークの充実化を関係機関と連携し整備促進に努めます。

綾部環状道路については、国道27号及び主要地方道福知山綾部線において、災害等により寸断が生じた場合に当該路線の一部区間の役割を補完する観点から、京都府等関係機関と連携し整備促進に努めます。

また、原子力災害時における避難路（小浜綾部線、上杉和知線、舞鶴和知線、綾部美山線などの府道）について関係機関と連携し改良整備の促進に努めます

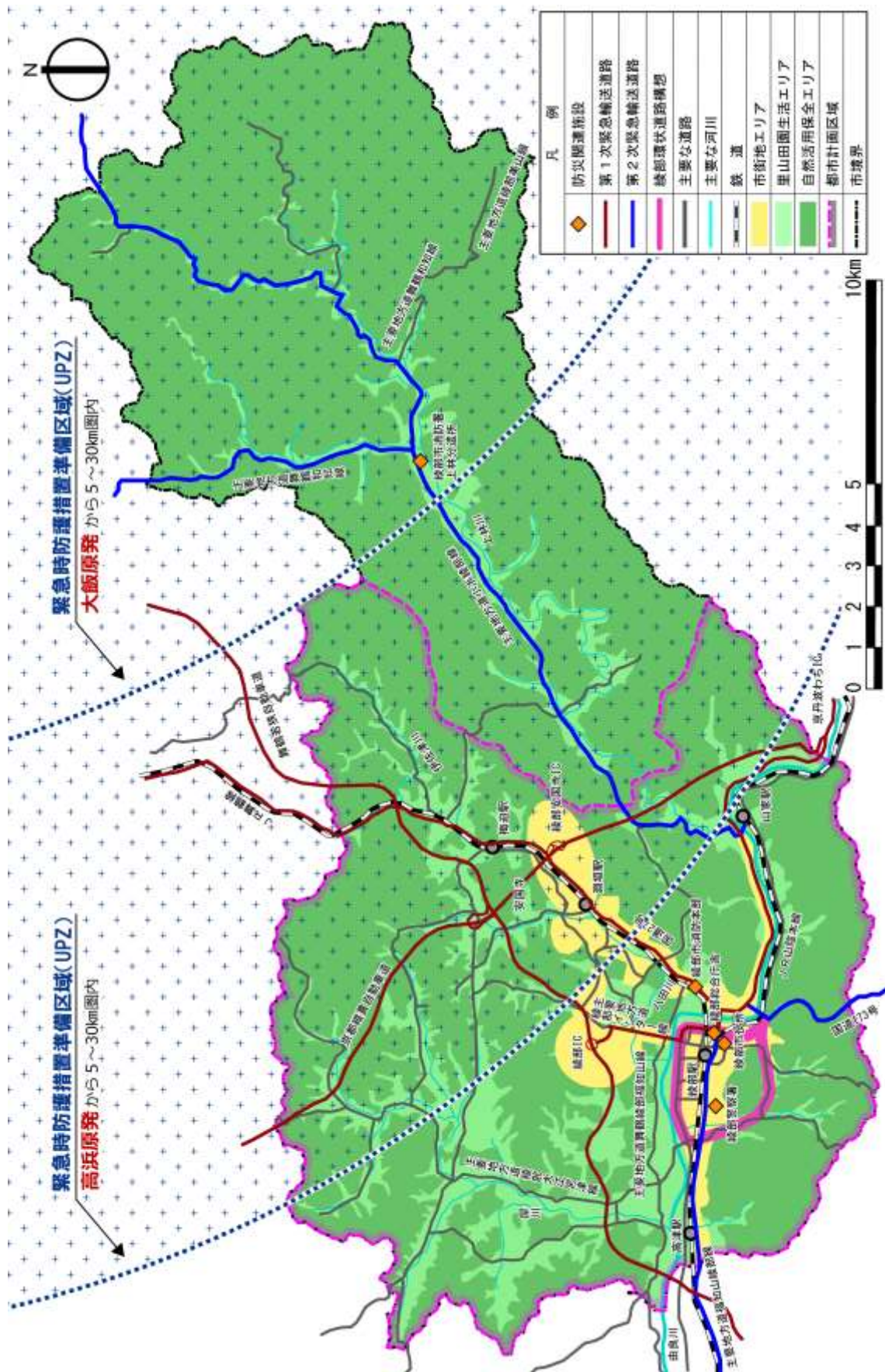
指定緊急避難場所や指定避難所に避難するための避難路について、無電柱化など安全かつ円滑に避難できる有効な道路整備を検討します。

⑥ライフライン施設の耐震化の促進

上水道や下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気や通信施設の耐震化を事業者に要請し、災害時におけるライフラインの確保に努めます。

⑦地域コミュニティによる防災まちづくりの推進

自治会や事業所・団体等の自主防災組織の設立・育成に努めるとともに、綾部市自主防災組織等ネットワーク会議と連携し、自主防災組織や事業所における防災座談会の推進や避難行動タイムラインの作成促進等、地域防災力の向上による防災まちづくりを促進します。



■ 都市防災方針図

§ 7 地域別構想

7-1 地域区分の設定

1 地域区分の考え方

地域別構想は、全体構想の各分野別方針を踏まえ、地域の特性や主要課題に応じて市民と行政が協働してまちづくりを進めるための目標となるものです。

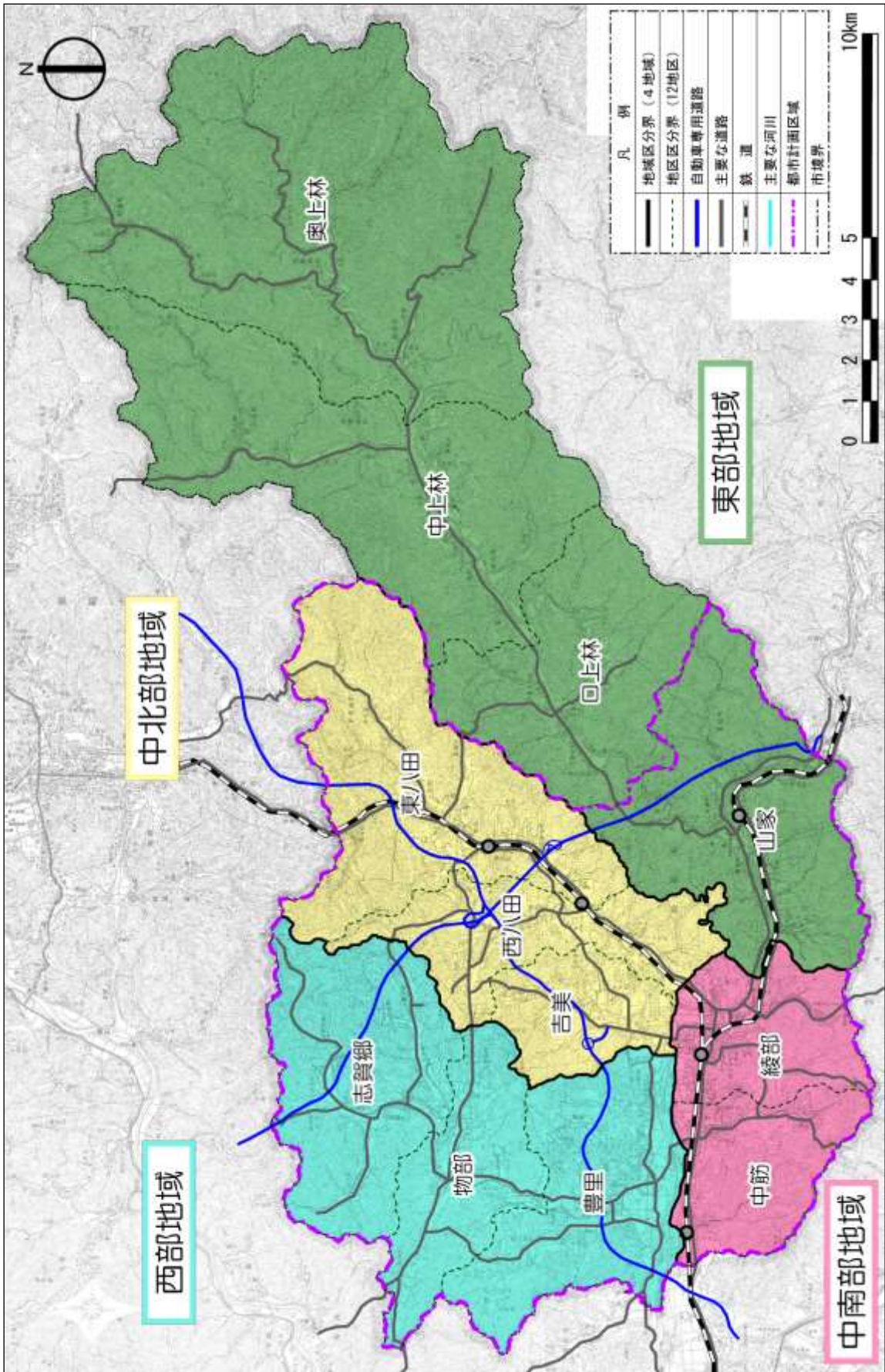
地域区分の設定に際しては、地形や土地利用の状況等の地域特性、日常生活の交流範囲、河川流域や地形等の分断要素等を考慮し、施策を位置づける上で適切なまとまりのある生活圏に区分します。

2 地域区分の設定

地域区分の考え方により「中南部地域」「西部地域」「中北部地域」「東部地域」の4つの地域に区分します。

■地域区分の設定：4つの地域に区分

地域		地区	地域の概要
都市計画区域	中南部地域	綾部地区 中筋地区	<ul style="list-style-type: none"> 主に由良川左岸流域に位置する地域です。 JR綾部駅周辺や主要地方道福知山綾部線の沿道等に市街地が形成され、本市の都市機能が集中しています。 市街地の周囲に農地や森林が広がっています。
	西部地域	豊里地区 物部地区 志賀郷地区	<ul style="list-style-type: none"> 主に由良川右岸流域や犀川流域に位置する地域です。 主に主要地方道舞鶴綾部福知山線や綾部大江宮津線の沿道等に集落が形成されています。 集落の周辺や犀川沿い等に農地があり、更にその周囲には、緑豊かな森林が広がっています。
	中北部地域	吉美地区 西八田地区 東八田地区	<ul style="list-style-type: none"> 主に八田川流域や伊佐津川流域に位置する地域です。 吉美地区と西八田地区の丘陵地に工業団地や住宅団地が形成されています。 主に国道27号や主要地方道舞鶴綾部福知山線、綾部インター線の沿道等に市街地や集落が形成されています。 市街地や集落の周辺や八田川沿い等に農地があり、更にその周囲には、緑豊かな森林が広がっています。
都市計画外区域	東部地域	山家地区 口上林地区 中上林地区 奥上林地区	<ul style="list-style-type: none"> 主に由良川中流域や上林川流域に位置する地域です。 主に国道27号や主要地方道小浜綾部線の沿道等に集落が形成されています。 集落の周辺や上林川沿い等に農地があり、更にその周囲には緑豊かな森林が広がっています。



■ 地域区分図

7-2 中南部地域(綾部地区、中筋地区)

1 地域の特性と主要課題

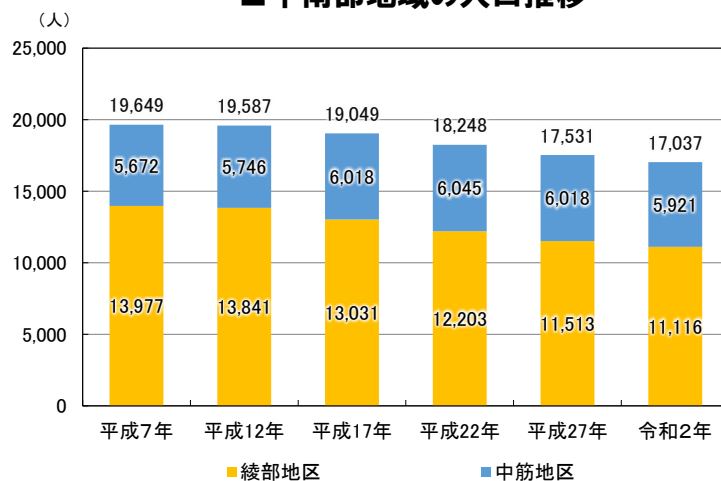
(1) 地域の特性

①位置・人口等

- 中南部地域は本市の南西部に位置し、主に由良川左岸流域にあり福知山市の市街地に隣接しています。
- JR綾部駅があり、駅周辺地域は本市の中心的な市街地となっています。
- 人口は約1.7万人で本市の約53%を占めています。綾部地区では人口が一貫して減少しています。

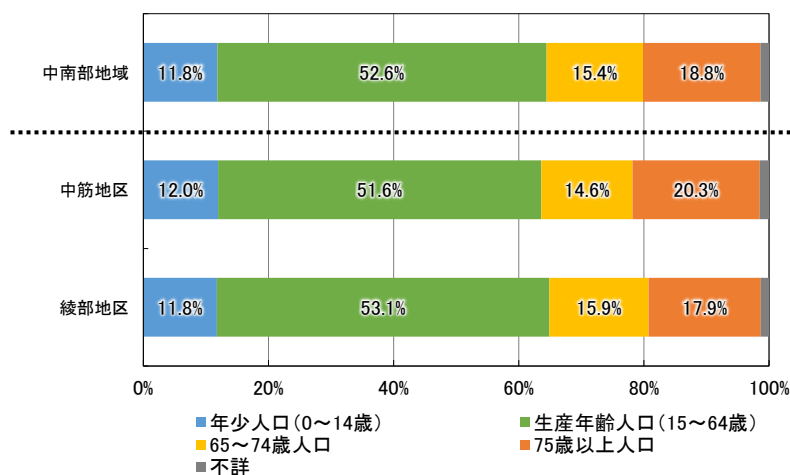


■ 中南部地域の人口推移



資料：国勢調査

■ 中南部地域の年齢構成比(令和2年)



資料：国勢調査

②土地利用

- JR綾部駅や主要地方道福知山綾部線を中心に市街地が形成され、駅周辺や主要地方道福知山綾部線沿道に商業・業務地があり、本市の主な商業施設、医療施設、文化施設、行政施設等が集積しています。
- 本地域の南側は森林が多く、山裾に集落が点在しています。
- 市街地北側の由良川沿い等に農地が広がっています。

③都市施設

- JR綾部駅とJR高津駅があり、JR綾部駅は山陰本線と舞鶴線の分岐駅となっています。
- 国道27号、国道173号等周辺都市と主要地方道福知山綾部線や市道高津旭線などの府道、市道の一部（都市計画道路）が幹線道路として連絡しています。
- 総合公園の紫水ヶ丘公園、運動公園の東綾公園、街区公園等27箇所の都市公園があります。
- 主に公共下水道を計画し、由良川左岸の事業計画区域では概ね整備が完了しており、由良川右岸の整備を進めています。
- JR綾部駅北側に図書館と地域交流センター、子育て交流センターを複合化した施設を整備しています。
- 旧市民センターの跡地を活用した都市公園の整備を進めています。
- その他主要な都市施設
市役所、京都府綾部総合庁舎、消防署、綾部警察署、I・Tビル、市民センター、市民ホール、北部産業創造センター、保健福祉センター、綾部市立病院、綾部小学校、中筋小学校、綾部中学校、綾部高等学校 等

④その他

- 市街地にグンゼ記念館・博物苑の近代化産業遺産群、綾部バラ園、宗教法人大本があります。

(2) 主要課題

①市街地中心部の都市機能の充実

JR綾部駅周辺や主要地方道福知山綾部線の沿道は、主要な公共公益施設、保健・医療施設、大型小売店舗等が集積しています。しかし、小売業、飲食店、サービス業等は減少し、市街地中心部には空き地や空き店舗等が存在しています。

市街地の多様な都市基盤を活用し、住みやすく、快適で便利な生活を行うため、都市機能を充実させることが必要です。

②市街地の活力の再生

人口が減少する中、市街地でも人口減少と高齢化が進行し、空き地や空き家の増加等活力は低下し、また、密集地には、狭あい道路や老朽化住宅も存在しています。

安全で安心できる定住環境の整備やまちなか居住の促進等、市街地の活力を再生することが必要です。

四尾山南部地域は、市街地中心部に近接するという好立地条件を有しており、豊かな自然環境をいかした観光交流や産業用地、住宅用地などの活用が見込まれるものの、道路交通網の脆弱性から面的な整備が進んでいないため、一般府道広野綾部線、安場田野線、三俣綾部線及び都市計画道路須知山線、寺安場線からなる綾部環状道路の整備に向けて取組を進めることが必要です。

③産業基盤の強化による誘致・振興及び雇用の確保

JR綾部駅周辺は商業・業務地や工業地が形成されています。由良川沿いの市街地近郊部は、古くから繊維産業やものづくり企業等の工場が立地しており、近年では、特定用途制限地域との不適合により市場の要請にあった産業用地が確保できないといった課題に直面している事業所がみられます。

土地利用の変化や企業の土地需要を的確に捉え、柔軟な土地利用規制を図ることにより、産業の誘致・振興を図り、雇用の場を確保することが必要です。

④都市施設の充実

利便性が高く、安全安心な市街地を構築するため、都市の骨格を形成する都市計画道路などの整備を進め、交通ネットワークを充実する必要があります。また、公共下水道については由良川右岸の事業計画区域において整備を推進し、居住環境の向上を図る必要があります。

⑤災害リスクへの対応

市街地を中心に由良川の浸水想定区域や内水氾濫のリスクがあるほか、土砂災害の危険のある地域もあり、災害時の安全な避難ルートを確保するため、未整備となっている道路等の整備と代替道路の検討を進める必要があります。自然災害による被害を軽減するためには、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災対策を推進する必要があります。

2 地域整備の基本方針

(1) 整備目標

森林に囲まれ清流由良川に沿って広がる美しいまち並みと、歴史的・文化的資産を保有する市街地は、これらの特性と資産をいかしつつ、都市施設の充実や、集積する多様な都市機能等を有効に活用し、都市拠点づくりを目指します。

(2) まちづくりの基本方針

①魅力ある都市拠点づくり

JR綾部駅周辺や主要地方道福知山綾部線の沿道区域において、商業・業務、文化、医療、福祉、行政、交通結節等の都市機能の集積を促進し、多様で高度なニーズに対応する都市サービスを提供する複合的な都市機能の充実を図ります。

②まちなか居住の促進による活力の再生

JR綾部駅周辺の市街地において、空き地や空き家の活用、狭あい道路の改善等、安全で利便性の高い居住環境の向上に努め、まちなか居住を促進し、市街地中心部の活力の再生を推進します。

また、JR綾部駅を中心に都市機能が集約する市街地形成を基本としながら、人口減少の抑制に向けた住環境の整備を図るため、宅地開発ニーズ等の高まりに応じて、JR綾部駅北側や高津駅周辺において災害リスクや周辺農地への影響を考慮しつつ、計画的な宅地化の推進を検討します。また、安心・安全な居住環境を実現するため、災害危険地域等を居住エリアから除外することなど含めた市街地再編について検討を進めます。

③既存工場の操業環境の維持

古くから繊維産業やものづくり企業等の工場が立地している由良川沿いの市街地近郊部では、建物の用途制限等により市場の要請にあった産業用地が確保できないといった課題に直面しており、企業の土地需要を的確に捉えつつ、既存工場の操業環境を維持するため、特定用途制限地域を変更する等、柔軟な土地利用を検討します。

④道路等の都市施設の充実

主要な幹線道路の整備や地域の実情にあった道路計画等、幹線道路網を効果的・効率的に計画、整備するなど、都市施設の充実を図り、快適で便利な市街地環境の形成を推進します。

特に広域ネットワーク機能を持ち、防災機能にも資する綾部環状道路を構成する都市計画道路や関連する道路については京都府と連携し整備促進に努めます。

⑤自然環境と歴史景観の保全と活用

豊かな自然環境や良好なまち並みとの調和に配慮し、由良川や四尾山等の市街地近郊の自然資源等と、グンゼ記念館等の近代化産業遺産等、心が和む自然・歴史景観の保全と活用を促進します。

3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用方針

エリア	ゾーン	方針
市街地エリア	住宅ゾーン	周辺環境に配慮し、安心安全で良好な住宅地の形成を図ります。 未利用地の活用を促進します。
	商業・業務ゾーン	空き地や空き家を有効に活用する等、商業・業務・サービス機能等を誘導し、活性化を図ります。
	都市サービスゾーン	既存の各種業務施設の活性化を促進するとともに、交通の利便性をいかし、商業、工業、物流等の業務施設の立地を促進し、都市サービスの保全、充実を図ります。
	工業・居住ゾーン	居住環境の確保に努めつつ、工業・商業等都市サービス機能の保全、充実を図ります。
	沿道サービスゾーン	周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、恵まれた交通アクセスをいかし、幹線道路沿いの都市機能の充実を推進します。
	居住環境創出ゾーン	人口減少の抑制に向けた住環境の整備を図るため、宅地開発ニーズ等の高まりに応じて、災害リスクや周辺農地への影響を考慮しつつ、計画的な宅地化を検討します。
里山田園生活エリア	里山田園集落ゾーン	自然環境や農業環境との調和を図りつつ、住宅や日常生活上必要な諸機能の土地利用を促進し、定住人口の安定化や増加を図ります。 優良農地の保全を図り、農業生産性の向上や農業経営の安定を図ります。
自然活用保全エリア	自然環境保全ゾーン	豊かな自然や良好な景観に配慮し、開発行為等を抑制して森林や河川等の保全や活用を図ります。

(2) 主要な都市施設整備の方針

①道路・交通施設

- ・国道27号の更なる改良整備を国土交通省等関係機関と連携し促進に努めます。
- ・主要地方道福知山綾部線の改良整備を関係機関と連携し整備促進に努めます。
- ・市街地の活性化や、国道27号及び主要地方道福知山綾部線において、災害等により寸断が生じた場合に当該路線の一部区間の役割を補完する観点から都市計画道路寺安場線を含む綾部環状道路について京都府等関係機関と連携し整備促進に努めるとともに、都市計画道路須知山線の整備を推進します。
- ・生活道路となっている市道は、緊急性の高い路線から順次整備を行います。
市道高津小貝線は拡幅改良整備を推進し、主要地方道福知山綾部線と市道高津旭線の連絡を強化します。

また、綾部環状道路から市街地へのアクセス機能を担う市道上野試験場線の拡幅改良整備を推進します。

- あやバスをはじめとする地域内交通の維持や見直しに努めるとともにラストワンマイル対策等に取り組みます。
- 鉄道やバスなどの広域的な公共交通との連携による隣接市や都市部との結節機能の強化に取り組みます。

②公園・緑地

- 旧市民センターの跡地を活用した都市公園の整備事業を推進します。
- 由良川沿川の施設を一体的に活用し、市街地の活性化を図るため、かわまちづくり事業を検討します。
- 東綾公園については、かわまちづくりにより再整備を検討します。
- 老朽化した都市公園施設の計画的な整備や改修を図ります。

③上下水道・河川

- 上水道施設、設備等の適切な維持管理に努めるとともに、計画的な更新や耐震化を図ります。
- 公共下水道事業計画区域の早期整備と計画区域の拡大に努めます。
- 公共下水道施設、設備等の適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化対策を図ります。
- し尿処理施設の老朽化に伴い、汲み取りを行ったし尿や浄化槽汚泥等の公共下水道による処理を検討します。
- 雨水ポンプ場や雨水排水路、樋門等の適切な維持管理と浸水対策に努めます。
- 集合処理以外の地域では、合併処理浄化槽による水洗化を促進し、施設の適切な維持管理に努めます。
- 由良川堤防未整備区間の築堤や河道掘削等の治水対策を関係機関連携しながら促進するとともに、かわまちづくり事業により、水辺空間の活用を推進します。
- 「由良川水系流域治水プロジェクト」に基づき、由良川流域のあらゆる関係者と協働して、ハード対策とソフト対策が一体となった事前防災対策を推進します。
- 雨水処理対策として、雨水ポンプ場や雨水排水路、樋門等の適切な維持管理をはじめ総合的な雨水対策を推進し、内水排除に努めます
- 内水氾濫のリスク把握と効率的な内水対策、災害時の避難計画に資する雨水出水浸水想定区域図の作成をはじめ、雨水浸水対策に取り組みます。

(3) 主要な市街地整備・住環境整備の方針

①計画的な土地利用

- 市街地の良好な環境やまち並みを保全、形成するため、必要に応じ用途地域や建ぺい率、容積率等の見直しを検討します。
- 地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行うため、地区計画の導入を検討します。
- 既存工場の操業環境を維持するため、特定用途制限地域の見直しを行います。

- ・災害の危険性を考慮した市街地再編の検討を進め、安全安心な住宅地の形成に努めます。

②市街地中心部の活性化

- ・立地適正化計画に基づき、都市機能の充実と適正配置によるまちなかへの居住の誘導を図ります。
- ・子育て支援施設の整備等による子育て環境の充実や空き地や空き店舗の活用を促進し、商業・業務・サービス等の機能の強化を図ります。
- ・市街地中心部の将来像を検討し、将来像の実現に向けた取り組みを進め、人々が出かけたくなるまちづくりを目指します。
- ・狭あい道路により建築行為ができない土地等は、市街地の再整備を検討します。
- ・未利用地や空き家は、流動化や住宅の確保等定住支援に努め、まちなか居住を促進します。

③住環境の整備

- ・狭あい道路の拡幅整備等による市街地再整備の検討や、民間開発の誘導に努めます。
- ・狭あい道路等の影響で住宅の建て替えに支障がある地区を対象として「まちなか空間向上計画」の策定に組み込み、住環境の改善を検討します。
- ・JR綾部駅を中心に都市機能が集約した市街地形成を基本としながら、人口減少の抑制に向けた住環境の整備を図るため、宅地開発ニーズ等の高まりに応じて、JR綾部駅北側や高津駅周辺において災害リスクや周辺農地への影響を考慮しつつ、計画的な宅地化を検討します。

④四尾山南部地域のまちづくり

- ・市街地中心部に近接し、豊かな自然環境をいかした観光交流や産業用地、宅地開発などのポテンシャルの高い綾部環状道路沿道の区域を新たなまちづくりのエリアに定め、道路交通網の脆弱性から面的な整備が進んでいない四尾山南部地域での宅地開発の促進、居住の誘導や災害時における防災機能の充実、地域の自然環境をいかしたレクリエーション機能の誘致など市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

(4) 主要な景観形成の方針

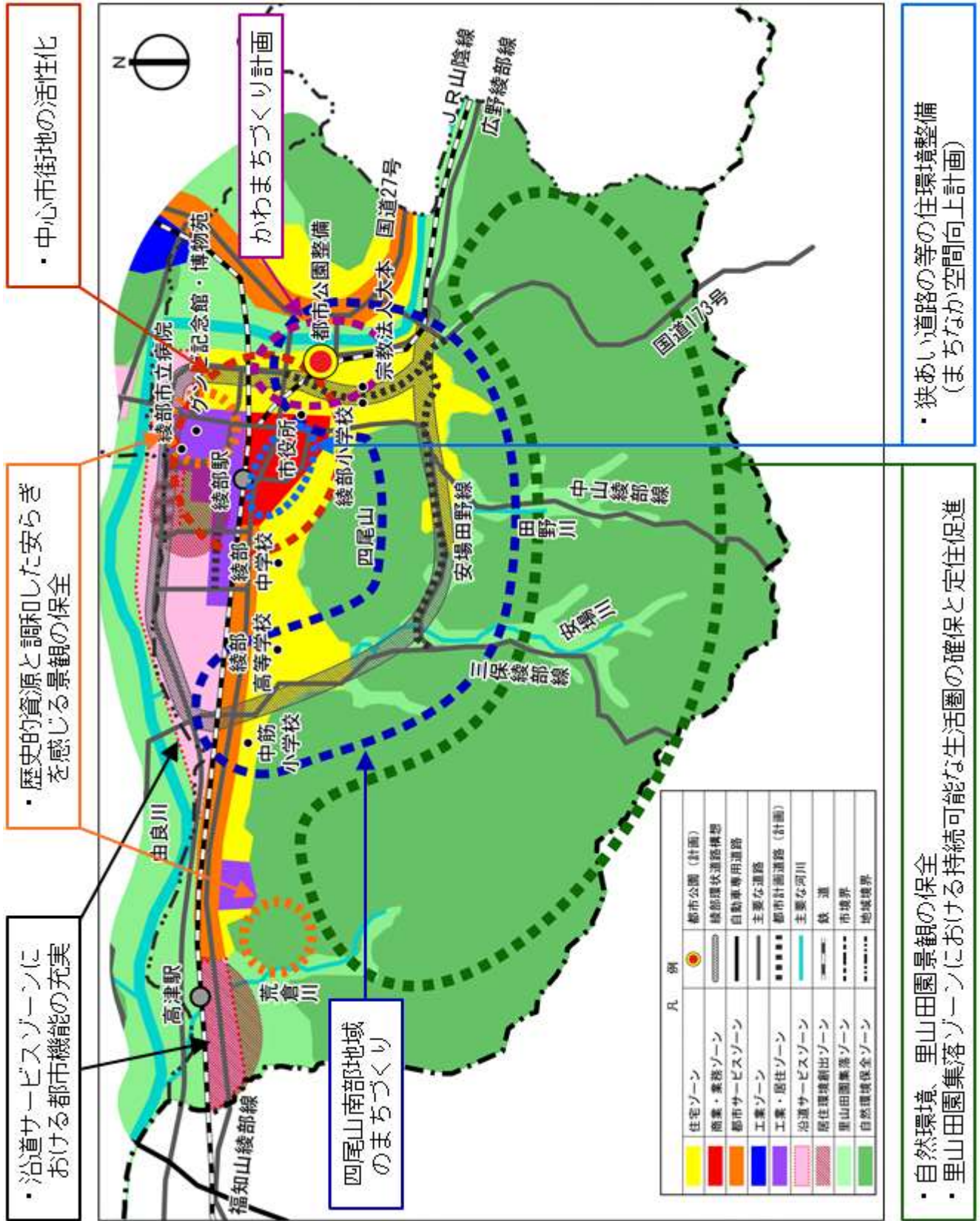
①森林、田園の自然・田園景観の保全と活用

- ・四尾山等山々に囲まれた市街地に沿って清流由良川が流れる、山紫水明の田園都市景観や、山あいの集落と農地等の良好な里山景観の保全を図ります。
- ・市街地を貫流する由良川の保全と活用を図り、市街地の活性化につなげるかわまちづくりに取り組みます。

②歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全と活用

- ・京都府景観資産として登録された“グンゼ記念館・博物苑の近代化産業遺産とその周辺”、京都の自然200選（歴史的な自然環境部門）に選定された八幡山（高津八幡宮・高津城

跡)等の歴史的資源の保全と活用を図るとともに、周辺地域においても、歴史的資源と調和した景観の保全、形成を図ります。



■中南部地域のまちづくり方針図

7-3 西部地域(豊里地区、物部地区、志賀郷地区)

1 地域の特性と主要課題

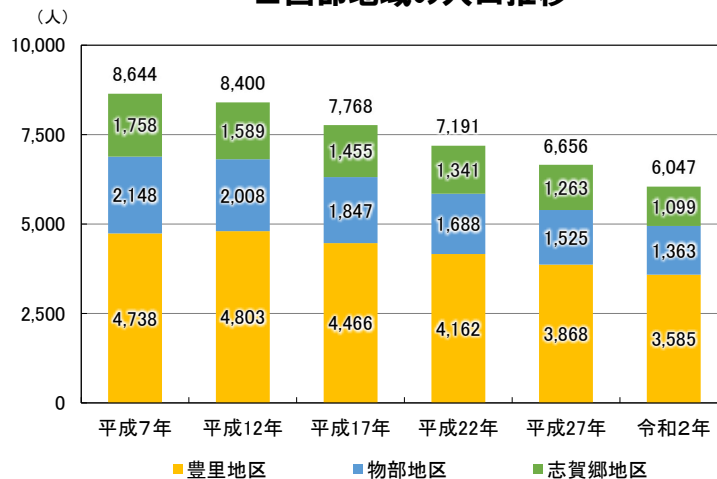
(1) 地域の特性

①位置・人口等

- 西部地域は本市の西部に位置し、主に由良川右岸流域と犀川流域の地域です。
- 由良川に沿って主要地方道舞鶴綾部福知山線、犀川に沿って主要地方道綾部大江宮津線が通り、沿道には集落と農地が形成され、周囲は森林に囲まれています。
- 人口は約6千人で本市の約19%を占める地域ですが、人口は減少傾向にあります。

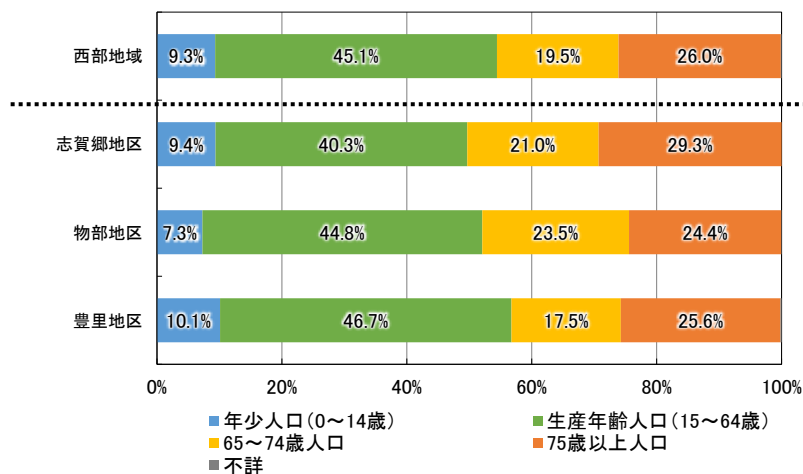


■ 西部地域の人口推移



資料：国勢調査

■ 西部地域の年齢構成比(令和2年)



資料：国勢調査

②土地利用

- 主に由良川右岸の主要地方道舞鶴綾部福知山線や犀川沿いの主要地方道綾部大江宮津線の沿道等に集落が形成されています。
- 集落の周辺や河川沿いに農地が広がり、その周囲は、岳山（標高368.9m）等約200～300mの森林に囲まれています。

③都市施設

- 主要地方道舞鶴綾部福知山線と主要地方道綾部大江宮津線が周辺都市や市街地と連絡し、一般府道や市道が集落間を連絡しています。
- 浅根山公園や的場公園等4箇所の都市公園があります。
- 農業集落排水を豊里東部地区、物部地区、志賀郷地区に整備しています。
- その他主な都市施設
豊里駐在所、物部駐在所、地区公民館、里山交流研修センター、物部会館、栗文化センター、豊里小学校、物部小学校、志賀小学校、豊里中学校、何北中学校、京都府立農業大学校 等

④その他

- 豊里地区に綾部ふれあい牧場と私市円山古墳があります。

(2) 主要課題

①集落の活性化と持続可能な生活圏の確保

人口減少や少子高齢化が進行する集落では、地域コミュニティや地域活力の低下等、集落の維持・存続に係る問題も発生してきています。

集落の活性化のため、地域の特性をいかしたまちづくりを進め、安全安心で、日常生活を支えるサービスが維持された持続可能な生活圏を確保し、定住化やU・Iターンを促進することが必要です。

②産業の振興及び雇用の確保

農業や林業は、人口減少や少子高齢化等により担い手が不足してきており、荒廃する農地や森林は増加し、集落の産業振興に大きな影響を与えています。

集落の活性化や定住促進を図るため、地域の資源を有効にいかした地場産業の振興や都市交流等を推進し、新たな雇用の創出を検討することが必要です。

③里山の豊かな自然環境の保全と活用

地域内は、豊かな自然と農村で創出される美しい里山風景を望むことができます。美しい自然景観や里山景観を守り続けるため、森林や田園を良好に保全し、これらを有効に活用することが必要です。

④一次産業研究開発・人材育成拠点の充実

京都フードテック基本構想に基づき、京都府立農業大学校周辺を一次産業の研究開発拠点、農業の人材育成の拠点として、施設整備等機能充実を図るための土地利用規制の見直しが必要です。

⑤災害リスクへの対応

由良川沿川の浸水想定区域や内水氾濫のリスク、土砂災害の危険のある地域もあり、被害軽減ためにハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災対策を推進する必要があります。また、消防署からの距離があるため、迅速な消防・救急活動のための対策が必要です。

2 地域整備の基本方針

(1) 整備目標

自然環境の豊かな里山、田園の集落で、自然、農業と共生しながら快適に暮らし、農林業や里山等の地域資源を有効に利活用した交流等により、地域の活性化を目指します。

(2) まちづくりの基本方針

①定住促進と地域コミュニティの維持

自然豊かな里山環境の魅力いかし、空き地や空き家の利活用や、UIターン、農村都市交流の推進により、人口減少、少子高齢化による地域活力の衰退を抑制することを目指します。また、安全安心な居住環境の構築に必要な地域防災力や利便性の向上を図ります。

②日常生活を支援する商業・サービス機能等の確保

自然環境の豊かな里山、田園の集落において、自然環境や農業環境の保全を基本としつつ、日常生活を支えるサービスを確保することで、持続可能な生活圏の維持を図ります。

③道路、下水道等の都市施設の充実

幹線道路、集落間道路、集落内道路等を計画的に整備、維持補修を行うとともに、集落排水事業（集合処理）・合併処理浄化槽による水洗化に努める等、都市施設の充実を図り、快適で便利な居住環境の充実を推進します。

④一次産業研究開発・人材育成拠点の整備促進

京都フードテック基本構想に基づき、京都府立農業大学校周辺のエリアを一次産業の研究開発・農業の人材育成拠点と定め、京都府との連携による機能充実に向けて、地区計画の策定を推進します。

⑤地域資源をいかした産業振興と雇用の創出

由良川、犀川や支流沿いに広がる農地や、周辺の森林を保全し、地域資源をいかした特産品・ブランド商品の開発や付加価値の高い生産、地産地消や六次産業化を推進するため、IoT やスマート技術を活用した取組支援等を推進し、新たな雇用の創出や都市住民との交流を促進します。

⑥里山の自然環境の保全

由良川右岸流域と犀川流域の里山に広がる豊かな自然環境は、関係法令等を適正に適用して無秩序な開発行為等を規制し、自然環境や景観を保全します。

3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用方針

エリア	ゾーン	方針
里山田園生活エリア	里山田園集落ゾーン	自然環境や農業環境との調和を図りつつ、住宅や日常生活上必要な諸機能の土地利用を促進し、定住人口の安定化や増加を図ります。 優良農地の保全を図り、農業生産性の向上や農業経営の安定を図ります。
自然活用保全エリア	自然環境保全ゾーン	豊かな自然や良好な景観に配慮し、開発行為等を抑制して森林や河川等の保全や活用を図ります。

(2) 主要な都市施設整備の方針

①道路、交通施設

- ・主要地方道綾部大江宮津線の歩道整備をはじめとする改良整備を京都府等関係機関と連携し促進に努めます。
- ・生活道路となっている市道は、緊急性の高い路線から順次整備します。
- ・あやバスをはじめとする地域内交通の維持や見直しに努めるとともにラストワンマイル対策等に取り組みます。

②公園・緑地

- ・老朽化した公園施設の計画的な整備や改修を図ります。

③上下水道・河川

- ・上水道施設、設備の適切な維持管理に努めるとともに、更新や耐震化を推進します。
- ・集合処理整備区域の既存施設、設備の適切な維持管理に努めます。
- ・集合処理以外の地域では、合併処理浄化槽による水洗化を促進し、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・河川改修等の治水対策を関係機関とともに推進し、自然と人が共生できる水辺空間の創出を図ります。
- ・「由良川水系流域治水プロジェクト」に基づき、由良川流域のあらゆる関係者と協働して、ハード対策とソフト対策が一体となった事前防災対策を推進します。

④一次産業研究開発・人材育成拠点

- ・京都府立農業大学校周辺のエリアにおいて、京都フードテック基本構想に基づく拠点整備のために必要な地区計画等の策定に取り組みます。

(3) 主要な住環境整備の方針

①計画的な土地利用と定住促進

- 行政サービスや利便性の向上及び地域消防防災力の強化を図るため、西部地域振興センター及び西部地域消防防災拠点となる複合施設を整備し、安全安心で利便性の高いまちづくりを推進します。
- 環境を悪化させるおそれのある建築物等の立地を規制しつつ、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や開発事業の協議制度の活用により、地域特性に応じたきめ細かな土地利用を図ります。

(4) 主要な自然環境整備又は保全の方針

①市民との協働による自然環境の保全と活用

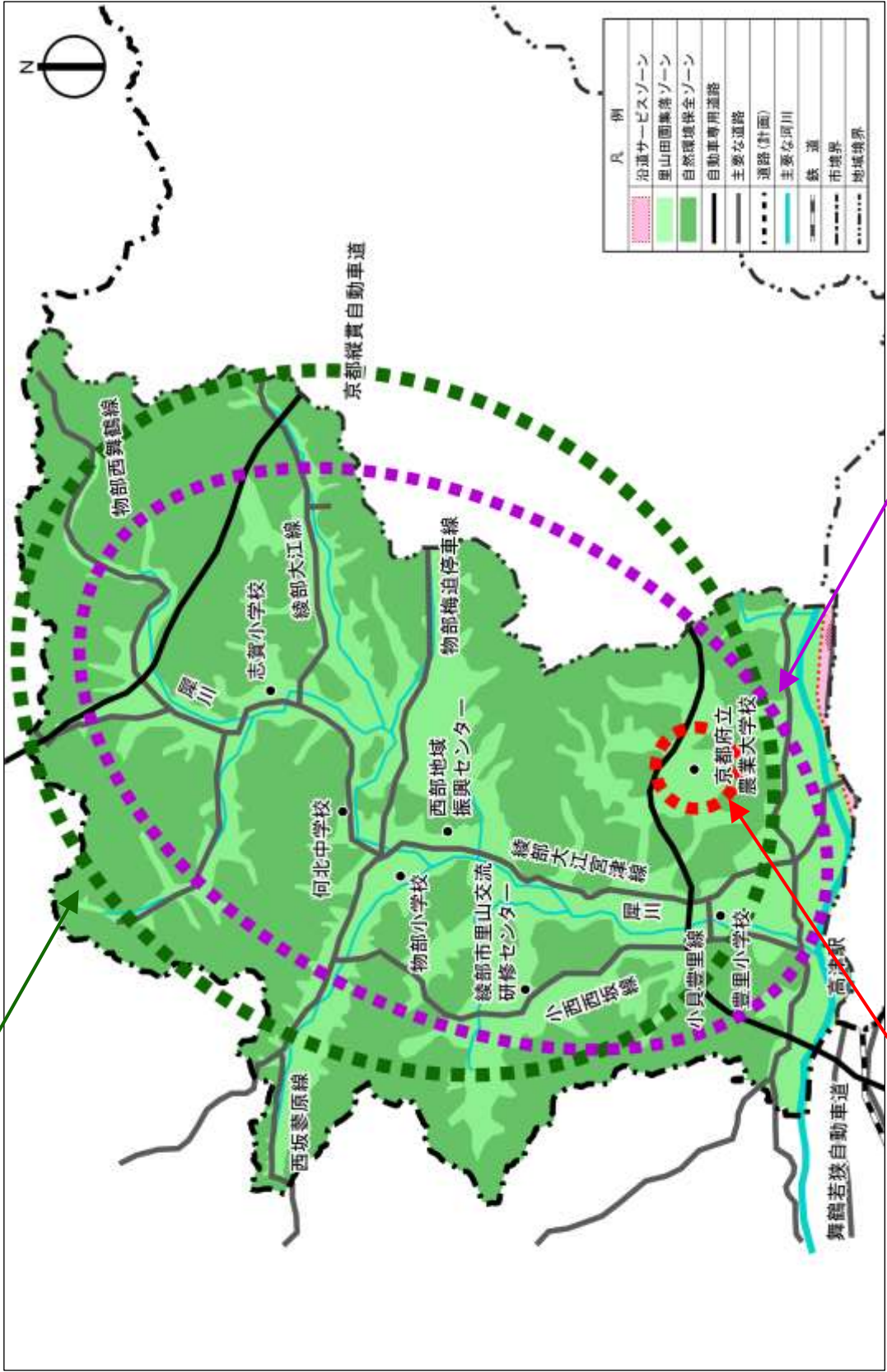
- 市民や事業者と協働し、河川や水源林の保全を促進します。
- 里山交流研修センターを拠点として、「森の京都」の取組等の促進により、自然・文化・人々との交流を体験する「グリーンツーリズム」を誘導し、自然を活用した「都市と農山村との交流」を推進します。

(5) 主要な景観形成の方針

①森林、田園の自然・田園景観の保全

- 里山交流研修センター付近等の美しい自然景観と山々に囲まれた田園と農村集落で創出される里山景観を守り続けるため、保全や形成に努めます。

- ・ 自然環境、里山田園景観の保全
- ・ 里山田園集落ゾーンにおける持続可能な生活圏の確保と定住促進



- ・ 一次産業研究開発、人材育成拠点の整備促進

- ・ 優良農地等の保全と都市と農山村の交流の場として活用

■ 西部地域のまちづくり方針図

7-4 中北部地域(吉美地区、西八田地区、東八田地区)

1 地域の特性と主要課題

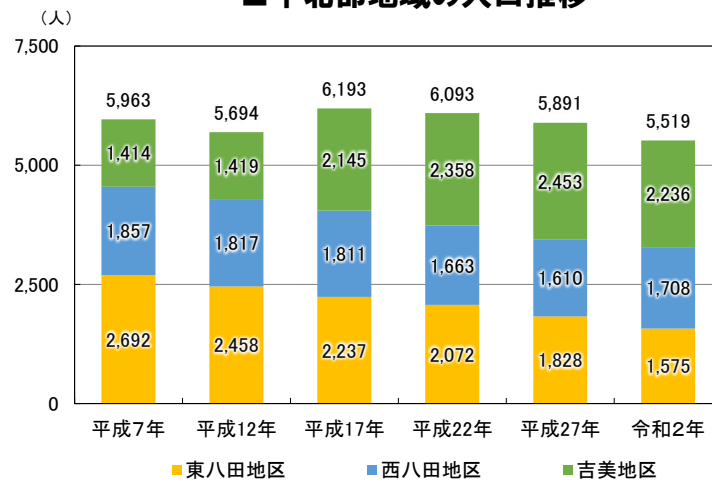
(1) 地域の特性

①位置・人口等

- 中北部地域は本市中心部の北部に位置し、主に八田川流域と伊佐津川流域の地域です。
- 舞鶴若狭自動車道の綾部インターチェンジ、京都縦貫自動車道の綾部安国寺インターチェンジがあり、国道27号やJR舞鶴線が通っています。
- 人口は約6千人であり、吉美・西八田地区においては一定の人口規模が維持されていますが、東八田地区は減少傾向にあり、高齢化率も高くなっています。

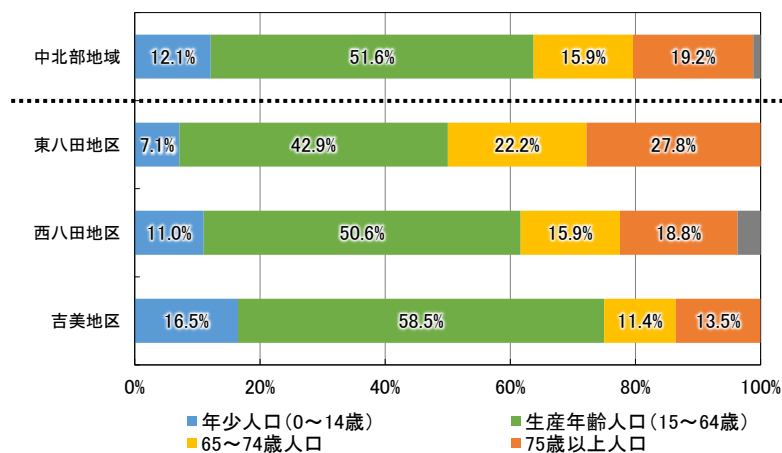


■ 中北部地域の人口推移



資料：国勢調査

■ 中北部地域の年齢構成比(令和2年)



資料：国勢調査

②土地利用

- 西八田地区の国道27号沿道と、吉美地区、西八田地区の丘陵地に立地する工業団地及び住宅工業団地で市街地が形成されています。
- 主に国道27号や主要地方道綾部インター線の沿道等に集落が形成されています。
- 集落の周辺や、八田川、伊佐津川等の河川沿いに農地が広がり、森林に囲まれています。

③都市施設

- JR舞鶴線の淵垣駅と梅迫駅があります。
- 舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道を結ぶ綾部JCTと、綾部インターチェンジ、綾部安国寺インターチェンジがあり、京阪神都市圏等に連絡しています。
- 国道27号と主要地方道綾部インター線等が周辺都市や市街地と連絡し、他の主要地方道、一般府道、市道が集落間を連絡しています。
- 運動公園の綾部総合運動公園、地区公園の高倉公園、街区公園等11箇所の都市公園があります。
- 公共下水道（綾部第2処理区）を市街地に計画し整備しています。
- 農業集落排水を吉美地区、西八田地区、東八田地区、高槻地区に整備しています。
- その他の主要な都市施設
淵垣交番、上杉駐在所、中央公民館、京都府中丹文化会館、資料館、天文館、吉美小学校、西八田小学校、東八田小学校、八田中学校 等

④その他

- 東八田地区に京都府指定無形文化財に指定されている黒谷町に伝わる黒谷和紙や、京都の自然200選（歴史的な自然環境部門）に選定された安国寺があります。

(2) 主要課題

①産業の基盤強化による誘致・振興及び雇用の確保

吉美地区、西八田地区の丘陵地にある京都府綾部工業団地及び綾部市工業団地は、本市の工業集積地として、多くの工業、流通等の企業が立地しているほか、国道 27 号沿道にも工業、商業施設等が立地しています。

既存の工業団地はすべて活用されている上、手狭になっている状況も見受けられる中で、事業の拡大やさらなる企業の立地を可能にするため、高速道路の結節点という優位な条件をいかした、新たな産業用地の創出が求められています。

②良好な土地の活用による定住促進

あやべ桜が丘団地や西八田地区の国道 27 号沿道の市街地では、良好な住環境や恵まれた交通アクセスを維持し、空き地や空き家の活用などによる定住の促進が必要です。

③集落の活性化と持続可能な生活圏の確保

人口減少や少子高齢化が進行する集落では、地域コミュニティや地域活力の低下等、集落の維持・存続に係る問題も発生してきています。

集落の活性化のため、地域の特性をいかしたまちづくりを進め、安全安心で、日常生活を支えるサービスが維持された持続可能な生活圏を確保し、定住化やＵＩターンを促進することが必要です。

④産業の振興及び雇用の確保

農業や林業は、人口減少や少子高齢化等により担い手が不足してきており、荒廃する農地や森林は増加し、集落の産業振興に大きな影響を与えています。

集落の活性化や定住促進を図るため、地域の資源を有効にいかした地場産業の振興や都市交流等を推進し、新たな雇用を創出することが必要です。

⑤里山の豊かな自然環境の保全と活用

市街地を除く地域内は、豊かな自然と農村で創出される美しい里山風景を望むことができます。美しい自然景観や里山景観を守り続けるため、森林や田園を良好に保全し、これらを有効に利活用することが必要です。

⑥災害リスクへの対応

地域のほとんどが高浜原子力発電所のＵＰＺ圏内となっており、原子力災害が発生した場合、スムーズで効率的な避難のための対策が必要です。

2 地域整備の基本方針

(1) 整備目的

舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道27号等の恵まれた交通アクセスをいかした産業拠点づくりを目指します。

また、自然環境の豊かな八田川上流や伊佐津川流域等の里山、田園の集落では、自然、農業と共生しながら快適に暮らし、農林業や里山の利活用を通じた交流により、地域が活性化するまちづくりを目指します。

(2) まちづくりの基本方針

①新たな産業用地の創出と幹線沿道の都市機能の充実

京都府綾部工業団地、綾部市工業団地の良好な環境の形成と保全を図り、立地企業と連携した産業振興を促進します。また、綾部インターチェンジ及び綾部安国寺インターチェンジ周辺を産業創出拠点に位置づけ、新たな産業用地の創出に努めます。

②定住促進と地域コミュニティの維持

人口減少、少子高齢化が進行している集落において、空き地や空き家の利活用や、Uターン、都市交流等、地域の活性化や居住環境の維持を図り、定住促進及び地域コミュニティの維持を図ります。

また、市街地においては、良好な住環境や恵まれた交通アクセスをいかし、未利用地の土地利用の推進により定住の促進を図ります。

③日常生活を支援する商業・サービス機能等の確保

自然環境の豊かな里山、田園の集落において、自然環境や農業環境の保全を基本としつつ、日常生活を支えるサービスを確保することで、持続可能な生活圏の維持を図ります。

④道路、下水道等の都市施設の充実

幹線道路、集落間道路、集落内道路等を計画的に整備、維持補修を行うとともに、公共下水道の区域拡大、集落排水事業（集合処理）・合併処理浄化槽による水洗化に努める等、都市施設の充実を図り、快適で便利な居住環境の充実を推進します。

⑤地域資源をいかした産業振興と雇用の創出

八田川、伊佐津川や支流沿いに広がる農地や、周辺の森林を保全し、地域資源をいかした特産品・ブランド商品の開発や付加価値の高い生産、地産地消や六次産業化を推進するため、IoT やスマート技術を活用した取組支援等を推進し、新たな雇用の創出や都市住民との交流を促進します。

⑥里山の自然環境の保全

八田川流域や伊佐津川流域の里山に広がる森林等の豊かな自然環境は、関係法令等を適正に適用して無秩序な開発行為等を規制し、自然環境や景観を保全します。

3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用方針

エリア	ゾーン	方針
市街地エリア	住宅ゾーン	周辺環境に配慮し、安全安心で良好な住宅地の形成を図ります。 未利用地の活用を促進します。
	都市サービスゾーン	既存の各種業務施設の活性化を促進するとともに、交通の利便性をいかし、商業、工業、物流等の業務施設の立地を促進し、都市サービスの保全、充実を図ります。
	工業ゾーン	周辺の住環境や自然環境との調和を保ち、本市の基幹産業を集積する工業地として土地利用を図ります。
	工業・居住ゾーン	居住環境の確保に努めつつ、恵まれた交通アクセスをいかし、工業・商業・流通等都市サービスの提供を図ります。
	産業創出ゾーン	既存の工業団地とあわせ京都府北部の産業の中心となる新たな産業用地の充実を図ります。
	沿道サービスゾーン	周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、恵まれた交通アクセスをいかし、幹線道路沿いの都市機能の充実を推進します。
里山田園生活エリア	里山田園集落ゾーン	自然環境や農業環境との調和を図りつつ、住宅や日常生活に必要な諸機能の土地利用を促進し、定住人口の安定化や増加を図ります。 優良農地の保全を図り、農業生産性の向上や農業経営の安定を図ります。
自然活用保全エリア	自然環境保全ゾーン	豊かな自然や良好な景観に配慮し、開発行為等を抑制して森林や河川等の保全や活用を図ります。

(2) 主要な都市施設整備の方針

①道路・交通施設

- 舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道をいかした、府北部周辺の高速道路ネットワークの充実を関係機関とともに推進します。
- 国道27号の更なる改良整備を国土交通省等関係機関に働きかけるとともに、地元調整等事業の促進に努めます。
- 原子力災害時における避難路となる一般府道上杉和知線について京都府等関係機関と連携し整備促進に努めます。
- 生活道路となっている市道は、緊急性の高い路線から順次整備を行います。
- あやバスをはじめとする地域内交通の維持や見直しに努めるとともにラストワンマイル対策等に取り組みます。

②公園・緑地

- ・老朽化した都市公園施設の計画的な整備や改修を図ります。

③上下水道・河川

- ・上水道施設、設備の適切な維持管理に努めるとともに、更新や耐震化を推進します。
- ・公共下水道施設、設備の適切な維持管理に努めるとともに、処理区域の拡大を検討します。
- ・綾部工業団地水処理センターの老朽化に伴い、綾部工業団地の生活排水を綾部第2浄化センターにおいて処理することを検討します。
- ・集合処理整備区域の既存施設、設備の適切な維持管理に努めます。
- ・集合処理以外の地域では、合併処理浄化槽による水洗化を促進し、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・河川改修等の治水対策を関係機関とともに推進し、自然と人が共生できる水辺空間の創出を図ります。
- ・「由良川水系流域治水プロジェクト」や「伊佐津川水系流域治水プロジェクト」に基づき、流域のあらゆる関係者と協働して、ハード対策とソフト対策が一体となった事前防災対策を推進します。

(3) 主要な市街地整備・住環境整備の方針

①新たな産業用地の創出

- ・綾部インターチェンジ及び、綾部安国寺インターチェンジを中心とするエリアを産業創出ゾーンと定め、企業誘致に努めるとともに、企業の立地に合わせ必要な土地利用を実現するための都市計画の見直しを検討します。

②計画的な土地利用と定住促進

- ・市街地の良好な環境やまち並みを保全、形成するため、必要に応じ用途地域や建ぺい率、容積率等の見直しを検討します。
- ・環境を悪化させるおそれのある建築物等の立地を規制しつつ、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や開発事業の協議制度の活用により、地域特性に応じたきめ細かな土地利用を図ります。
- ・地区まちづくり協議会の活動を積極的に支援します

(4) 主要な自然環境整備又は保全の方針

①市民との協働による自然環境の保全と活用

- ・市民や事業者との協働し、河川や水源林の保全を促進します。
- ・自然・文化・人々との交流を体験する「グリーンツーリズム」を誘導するなど、自然を活用した「都市と農山村との交流」を推進します。

(5) 主要な景観形成の方針

①森林、田園の自然・田園景観の保全

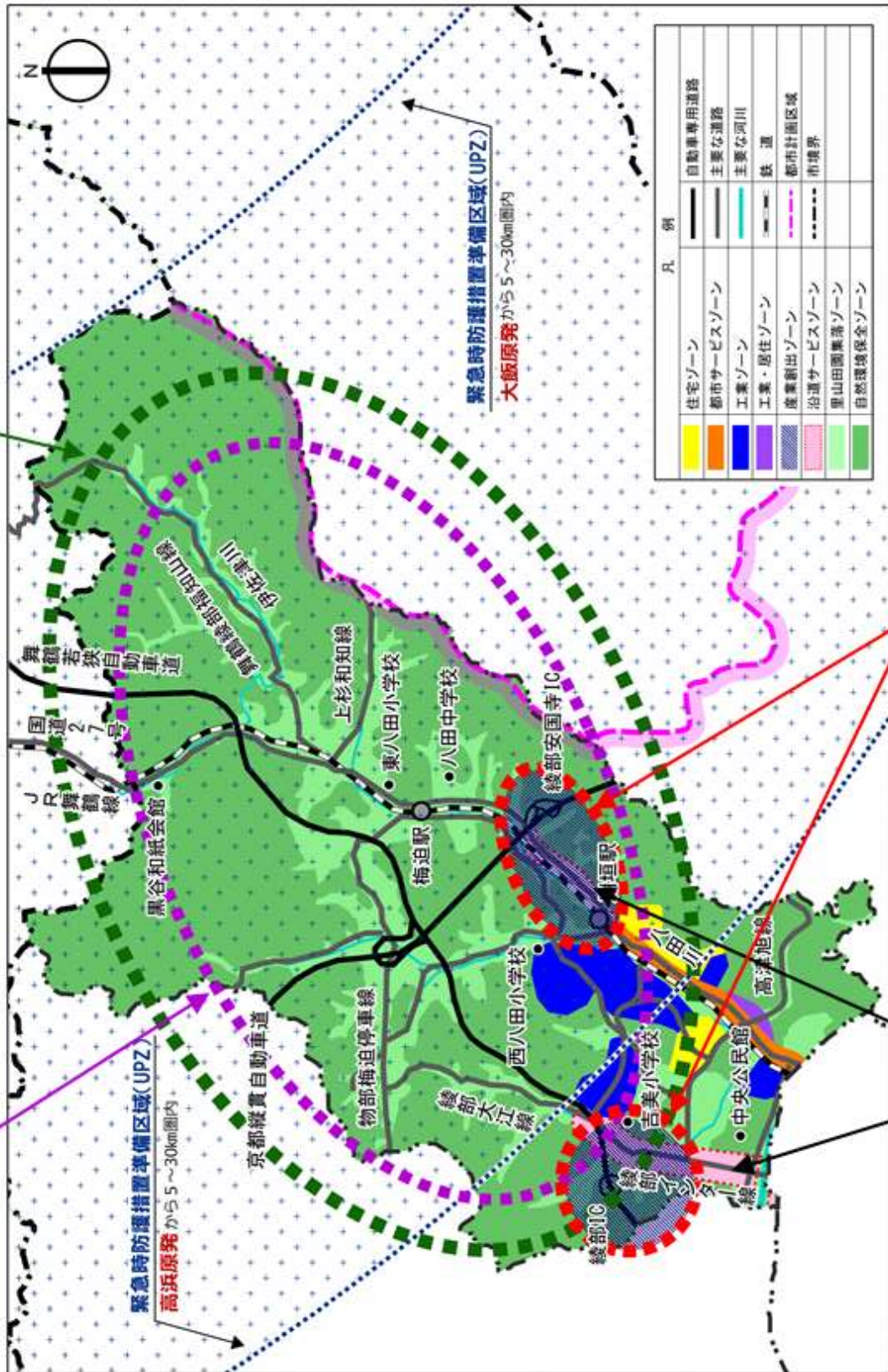
- ・黒谷和紙会館付近等、美しい自然景観と山々に囲まれた田園と集落で創出される里山景観を守り続けるため、保全や形成に努めます。

②歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全

- ・京都府指定無形文化財に指定されている「黒谷和紙」が伝わる黒谷町や、京都の自然200選（歴史的な自然環境部門）に選定された安国寺の歴史的資源と周辺地域において、京都府景観条例に基づく資産登録の活用等を検討し、保全や形成に努めます。

・優良農地等の保全と都市と農山村の交流の場として活用

・自然環境、里山田園景観の保全
 ・里山田園集落ゾーンにおける持続可能な生活圏の確保と定住促進



・治道サービスゾーンにおける都市機能の充実

・産業基盤の強化による企業誘致と振興を図り、雇用を確保

■ 中北部地域のまちづくり方針図

7-5 東部地域(山家地区、口上林地区、中上林地区、奥上林地区)

1 地域の特性と主要課題

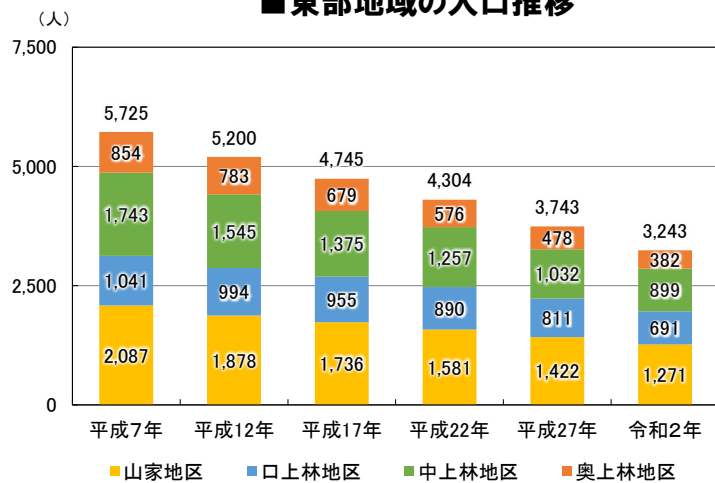
(1) 地域の特性

①位置・人口等

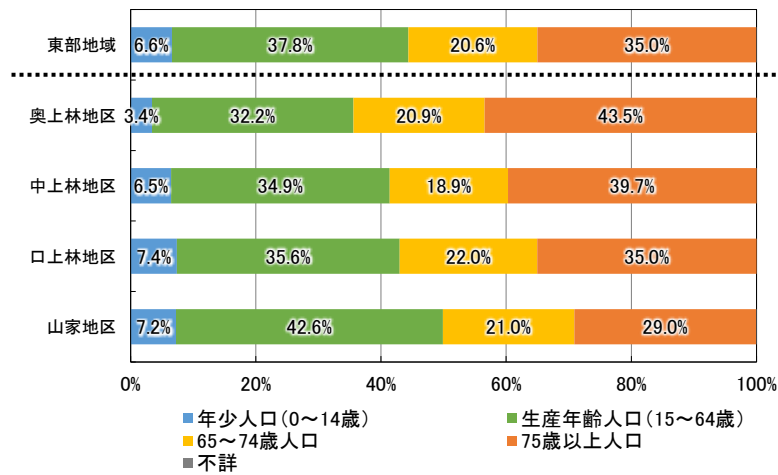
- 東部地域は本市の東部に位置し、主に上林川流域と由良川中流域の地域です。
- 由良川に沿ってJR山陰本線、国道27号、上林川に沿って主要地方道小浜綾部線が通り、沿道には集落と農地が形成され、周囲は森林に囲まれています。
- 人口は約3千人で、減少が顕著にみられ、地域内の2人に1人が65歳以上となっています。



■ 東部地域の人口推移



■ 東部地域の年齢構成比(令和2年)



②土地利用

- 主に由良川沿いの国道27号、上林川沿いの主要地方道小浜綾部線の沿道や山裾等に集落が形成されています
- 集落の周辺や河川沿いに農地が広がり、蓮ヶ峯（標高約500m）、養老山（標高665m）、三国岳（標高616m）、頭巾山（標高871m）等、地域の大半を森林が占め、特に自然環境が豊かな地域です。
- 地域東部の一部は、京都丹波高原国定公園に指定されています。

③都市施設

- JR山陰本線の山家駅があります。
- 国道27号や主要地方道小浜綾部線等が周辺都市や市街地と連絡し、一般府道や市道が集落間を連絡しています。
- 東山公園、山家城址公園の2箇所の都市公園があります。
- 農業集落排水を山家中部地区、口上林地区に整備しています。
- その他主要な都市施設
消防署上林出張所、山家駐在所、上林駐在所、水源の里・老富会館、かんばやし交流館、口上林診療所、中上林診療所、上林歯科診療所、奥上林診療所、上林小学校、上林中学校、東綾小学校、東綾中学校 等

④その他

- 奥上林地区には国指定の重要文化財である二王像を安置する国宝光明寺二王門、あやべ温泉、京都の自然200選になっている君尾山の「幻の大トチ」、頭巾山のブナ林、早稲谷川上流域の滝群があります。
- 山家地区に京都の自然200選になっている立岩があります。

(2) 主要課題

①集落の活性化と持続可能な生活圏の確保

人口減少や少子高齢化が進行する集落では、地域コミュニティや地域活力の低下等、集落の維持・存続に係る問題も発生してきています。

集落の活性化のため、地域の特性をいかしたまちづくりを進め、安全安心で、日常生活を支えるサービスが維持された持続可能な生活圏を確保し、定住化やU・Iターンを促進することが必要です。

②ラストワンマイルの交通手段の確保

幹線道路から離れた集落が多く点在する状況の中で、高齢化により最寄りのバス停までの移動手段の確保等が課題となっています。

あやバスをはじめとする地域内交通の維持やラストワンマイル対策等に取り組む必要があります。

③産業の振興及び雇用の確保

農業や林業は、人口減少や少子高齢化等により担い手が不足してきており、荒廃する農地や森林は増加し、集落の産業振興に大きな影響を与えています。

集落の活性化や定住促進を図るため、地域の資源を有効にいかした地場産業の振興や都市交流等を推進し、新たな雇用を創出することが必要です。

④里山の豊かな自然環境の保全

地域内は、豊かな自然と農村で創出される美しい里山風景を望むことができます。美しい自然景観や里山景観を守り続けるため、森林や田園を良好に保全し、これらを有効に活用することが必要です。

⑤災害リスクへの対応

地域のほとんどが高浜原子力発電所のUPZ圏内となっており、また、福井県方面からの避難ルートにもあたるため、原子力災害が発生した場合、スムーズで効率的な避難のための対策が必要です。

2 地域整備の基本方針

(1) 整備目標

自然環境の豊かな里山、田園の集落で、自然、農業と共生しながら快適に暮らし、農林業や里山等の地域資源を有効に利活用した交流等により、地域の活性化を目指します。

(2) まちづくりの基本方針

①定住促進と地域コミュニティの維持

人口減少、少子高齢化が進行している集落において、空き地や空き家の利活用や、Uターン、都市交流等、地域の活性化や居住環境の維持を図り、定住促進及び地域コミュニティの維持を図ります。

②日常生活を支援する商業・サービス機能等の確保及びラストワンマイルの支援

自然環境の豊かな里山、田園の集落において、自然環境や農業環境の保全を基本としつつ、ラストワンマイルの支援による市街地へのアクセス手段の確保により日常生活を支えるサービスの享受を可能とすることで、持続可能な生活圏の維持を図ります。

③道路、下水道等の都市施設の充実

幹線道路、集落間道路、集落内道路等を計画的に整備、維持補修を行うとともに、集落排水事業（集合処理）・合併処理浄化槽による水洗化に努める等、都市施設の充実に図り、快適で便利な居住環境の充実に推進します。

④地域資源をいかした産業振興と雇用の創出

由良川、上林川や支流沿いに広がる農地や、周辺の森林を保全し、地域資源をいかした特産品・ブランド商品の開発や付加価値の高い生産、地産地消や六次産業化を推進するため、IoT やスマート技術を活用した取組支援等を推進し、新たな雇用の創出や都市住民との交流を促進します。

⑤里山の自然環境の保全と活用

清流上林川流域に広がる森林等の豊かな自然環境は、関係法令等を適正に適用して無秩序な開発行為等を規制し、自然環境や景観を保全するとともに、豊かな自然とのふれあいの場として活用を図ります。

3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用方針

エリア	ゾーン	方針
市街地エリア	沿道サービスゾーン	周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、恵まれた交通アクセスをいかし、幹線道路沿いの都市機能の充実を推進します。
里山田園生活エリア	里山田園集落ゾーン	自然環境や農業環境との調和を図りつつ、住宅や日常生活上必要な諸機能の土地利用を促進し、定住人口の安定化や増加を図ります。 優良農地の保全を図り、農業生産性の向上や農業経営の安定を図ります。
自然活用保全エリア	自然環境保全ゾーン	豊かな自然や良好な景観に配慮し、開発行為等を抑制して森林や河川等の保全や活用を図ります。

(2) 主要な都市施設整備の方針

①道路・交通施設

- ・国道27号の更なる改良整備を国土交通省等関係機関と連携し促進します。
- ・原子力災害時における避難路となる主要地方道小浜綾部線、舞鶴和知線、綾部美山線及び一般府道広野綾部線、上杉和知線について京都府等関係機関と連携し改良整備の促進に努めます。
- ・広野綾部線については、綾部環状道路の一部として整備促進に努めます。
- ・生活道路となっている市道は、緊急性の高い路線から順次整備します。
- ・あやバスをはじめとする地域内交通の維持や見直しに努めるとともにラストワンマイル対策等に取り組みます。

②公園・緑地

- ・老朽化した都市公園施設の計画的な整備や改修を図ります。

③上下水道・河川

- ・上水道施設、設備の適切な維持管理に努めるとともに、更新や耐震化を推進します。
- ・上水道の未普及地解消に向けた整備手法を検討します。
- ・集合処理整備区域の既存施設、設備の適切な維持管理に努めます。
- ・集合処理以外の地域では、合併処理浄化槽による水洗化を促進し、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・河川改修等の治水対策を関係機関とともに推進し、自然と人が共生できる水辺空間の創出を図ります。
- ・「由良川水系流域治水プロジェクト」に基づき、由良川流域のあらゆる関係者と協働して、ハード対策とソフト対策が一体となった事前防災対策を推進します。

(3) 主要な住環境整備の方針

①計画的な土地利用と定住促進

- 環境を悪化させるおそれのある建築物等の立地を規制しつつ、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や開発事業の協議制度の活用により、地域特性に応じたきめ細かな土地利用を図ります。

(4) 主要な自然環境整備又は保全の方針

①貴重な自然の保全と活用

- 京都の自然200選（植物部門）に選定された君尾山の「幻の大トチ」、頭巾山のブナ林や、森の巨人たち百選に選定された古屋の上津灰のミズメ等自然資源を保全します。
- 京都の自然200選（地形・地質部門）に選定された早稲谷川上流域の滝群、立岩の地形を保全します。
- 京都丹波高原国定公園では、多くの人々が訪れ豊かな自然と歴史的文化に触れることができるよう、京都府と連携して必要な施設整備を進めます。

②市民との協働による自然環境の保全、活用

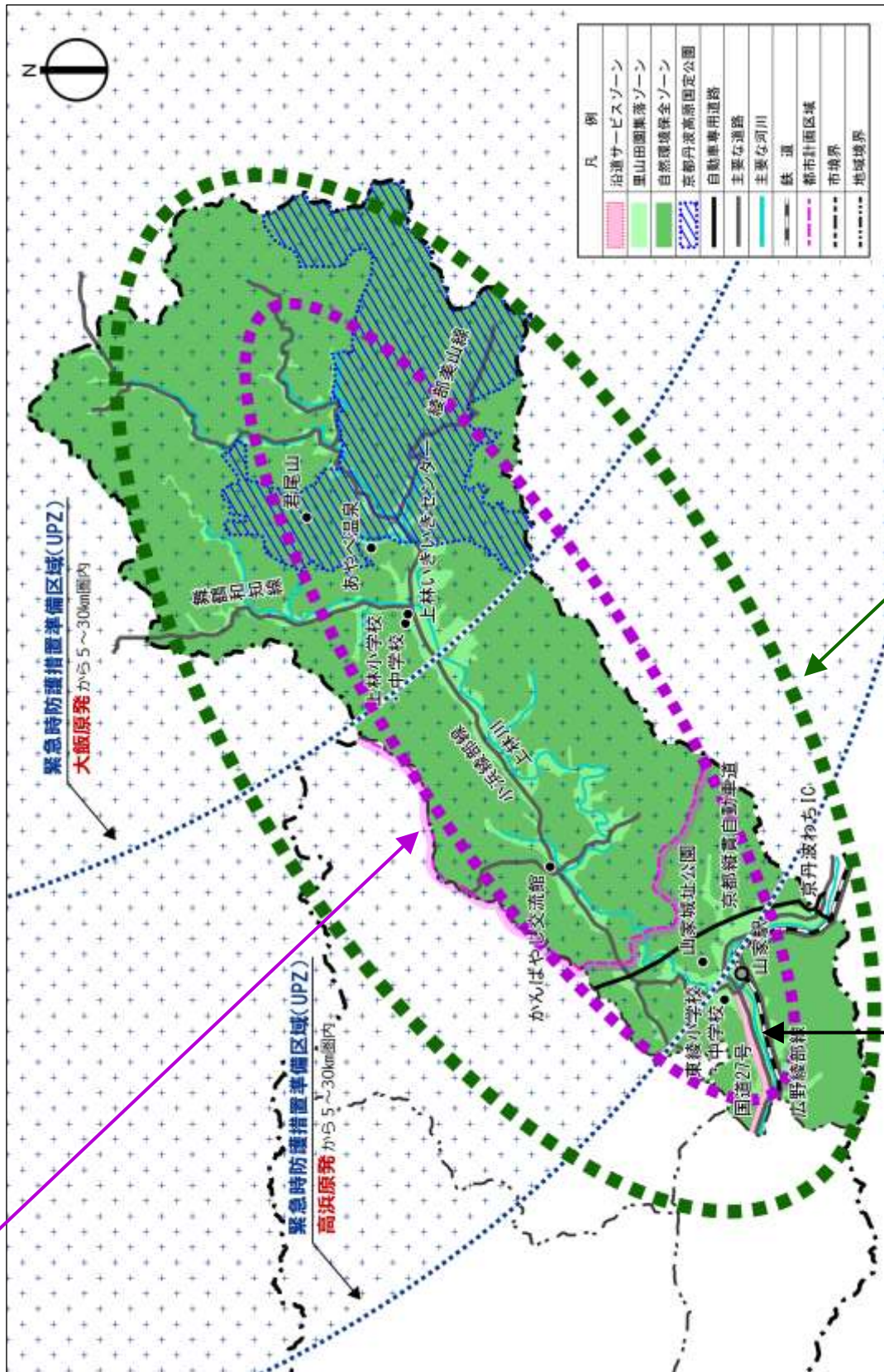
- 市民や事業者と協働し、河川や水源林の保全を促進します。
- 君尾山における「綾部トレイル」や由良川におけるカヌー体験等、自然・文化・人々との交流を体験する「グリーンツーリズム」を誘導するなど、自然を活用した「都市と農山村との交流」を推進します。

(5) 主要な景観形成の方針

①森林、田園の自然・田園景観の保全

- 上林川流域の美しい自然景観と山々に囲まれた田園と集落で創出される里山景観を守り続けるため、保全や形成に努めます。

・農地等の保全と都市と農山村の交流の場として活用



・沿道サービスゾーンにおける都市機能の充実

- ・自然環境、里山田園景観の保全
- ・里山田園集落ゾーンにおける持続可能な生活圏の確保と定住促進

■ 東部地域のまちづくり方針図

§ 8 実現化の方策

8-1 実現に向けての基本的な考え方

近年、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、急成長の望めない経済等、本市を取り巻く社会情勢や行政の財政状況は厳しく、地方分権の進展と相まって、地方自治体は自主的・自立的な経営を行い、地域の実情に合わせた持続可能な都市づくりが求められています。

全体構想や地域別構想で示した都市の将来目標を実現するため具体的な個々の実施計画を立案し、各種の取組みを推進していきます。

なお、都市計画マスタープランは長期的な方針であることから、都市づくりの進捗状況を把握し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や市民の意向を踏まえながら、適切に見直しを図っていくこととします。

特に、地域別構想については、市民等がまちづくりに積極的に参加し、主体的に取り組む中で、地域ごとのまちづくりの基本的な考え方や方向性を定めていくことが重要であり、今後、全体構想に基づき、より具体的な計画や内容を定める中で、地域住民とともに地域別構想を検討し、必要に応じ適切に見直しを行います。

8-2 実現に向けた都市づくりの施策一覧

綾部市都市計画マスタープランに掲げる都市づくりの施策について、事業内容及び施行期間について示します。

計画期間が長期にわたる事業もあることから、法制度等の改正、予算の確保、社会経済情勢の変化及び上位計画の見直し等、事業の存続等に大きな影響を及ぼす場合には、必要に応じて事業の改善や見直しを行っていくものとします。

■土地利用施策

種別	事業内容	事業内容の補足	施行期間		
			短期	中期	長期
			R5～ R7	R8～ R11	R12～ R15
土地規制	用途地域・特定用途制限地域の見直し	計画的な土地利用の誘導を図るため、土地利用の動向を把握し、住民や関係機関の意見を踏まえ、適正な建物用途、建ぺい率、容積率等の検討、必要に応じた見直し	→		
土地規制	綾部市まちづくり条例の適正かつ積極的な運用	市民が主体的にまちづくりに取り組む地区のまちづくりの活動に対する必要な支援 安全で秩序ある土地利用を進めるために、開発協議制度の適正な運用に努めるとともに、情勢の変化など必要に応じた制度や協議内容の見直し	→		
土地利用	新たな土地利用の創出に係る土地利用施策の推進	居住環境創出ゾーンや産業創出ゾーンにおける、土地利用を促進するため、農地との利用調整や土地区画整理事業、地区計画などの手法の検討と推進	→		

■都市施設の整備

種別	事業内容	事業内容の補足	施行期間		
			短期	中期	長期
			R5～ R7	R8～ R11	R12～ R15
道路	京都縦貫自動車道等の整備促進	京都縦貫自動車道の4車線化など、府北部周辺の高速道路ネットワークの充実を促進します。	→		
道路	国道27号改良の促進	国道27号について、更なる改良整備を国土交通省等関係機関に働きかけるとともに、地元調整等により事業を促進	→		
道路	主要地方道及び一般府道の整備促進	福知山綾部線や小浜綾部線、綾部大江宮津線、舞鶴和知線、綾部美山線等の主要地方道及び上杉和知線等の一般府道の早期整備に向け京都府等関係機関と連携を強化	→		
道路	綾部環状道路の整備促進	綾部環状道路を構成する一般府道広野綾部線、安場田野線、三俣綾部線、都市計画道路寺安場線の整備に向け京都府等関係機関と連携を強化	→		
道路	都市計画道路須知山線の整備推進	綾部環状道路の一部を構成する都市計画道路須知山線の整備を推進	→		
道路	市道の市民協働による整備の推進	生活道路となっている市道は、関係者との協働により緊急性の高い路線から順次整備を推進	→		
道路	市道高津小貝線拡幅改良整備の推進	府道福知山綾部線と市道高津旭線の連絡を強化	→		

種別	事業内容	事業内容の補足	施行期間		
			短期	中期	長期
			R5～ R7	R8～ R11	R12～ R15
道路	市道上野試験場線拡幅改良整備の推進	綾部環状道路から市街地へのアクセス機能を担う市道上野試験場線の拡幅改良整備を推進	→		
公共交通	地域公共交通計画に基づく施策の実施	綾部市地域公共交通計画に基づき公共交通の安定的・持続的な提供、誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供を目指す	→	→	→
公園・緑地	新都市公園整備事業	旧市民センターの跡地を活用した都市公園の整備	→		
公園・緑地	かわまちづくり事業の推進	かわまちづくり計画の策定・東綾公園の再整備	→	→	→
上下水道・河川	由良川右岸の公共下水道整備	由良川右岸の公共下水道工事（2019年味方町で着手）の整備推進	→	→	→
上下水道・河川	合併処理浄化槽の補助制度の活用	公共下水道区域内の未整備地区に対する合併浄化槽の補助	→	→	→
上下水道・河川	特定地域生活排水処理事業による水洗化を促進	「特定地域生活排水処理事業」（市町村設置型）による水洗化の促進	→	→	→
上下水道・河川	雨水対策の推進	雨水出水浸水想定区域図の作成と雨水対策の推進	→	→	→
上下水道・河川	し尿等汚水処理効率化事業	し尿及び浄化槽・農業集落排水等の汚泥を公共下水道への集約処理を推進	→	→	→
上下水道・河川	工業団地水処理センター統合事業	綾部工業団地の生活排水処理を綾部第2浄化センターで行うことを検討	→	→	
その他	市営駐車場の再配置と運営の見直し	駐車需要を見据えた、施設の集約化による再配置と運営（営業形態・料金等）の見直し	→		
その他	一次産業研究・農業人材育成拠点の整備促進	京都フードテック基本構想の推進拠点エリアにおける地区計画の策定	→		
その他	西部地域振興センターの整備	行政サービスや利便性を高め住環境を向上させる西部地域振興センターの整備	→		
その他	黒谷和紙拠点施設整備	伝統産業である黒谷和紙を保存・継承できる環境づくり	→	→	

■市街地・住環境整備

種別	事業内容	事業内容の補足	施行期間		
			短期	中期	長期
			R5～ R7	R8～ R11	R12～ R15
市街地整備	都市再生整備計画(都市構造再編集中支援事業)による中心市街地の機能整備推進	「綾部中心市街地地区」 駅北複合施設整備 新都市公園整備事業	→		



種別	事業内容	事業内容の補足	施行期間		
			短期	中期	長期
			R5～ R7	R8～ R11	R12～ R15
市街地整備	市街地中心部の未来ビジョンの策定	官民連携により市街地中心部の将来の姿をイメージ化する未来ビジョンを策定	→		
市街地整備	四尾山南部地域のまちづくりの推進	綾部環状道路整備の促進 都市計画道路須知山線の整備 市道上野試験場線の拡幅改良整備	→	→	→
市街地整備	空き店舗活用支援事業	都市機能向上エリア内の空き店舗を活用する出店者に対する支援	→	→	→
住環境整備	まちなか空間向上計画の策定	狭あい道路等の影響で住宅の建て替えに支障があるなど、課題のある市街地南側の整備手法の検討	→		
住環境整備	市営住宅の建替えや、用途廃止団地の跡地活用検討	PPP、PFIなど民間資本の活用を含め検討	→	→	→
住環境整備	JR綾部駅北側及び高津駅周辺等での地区計画や土地区画整理事業の検討	居住環境創出ゾーンでの土地利用を進めるため、具体的な土地利用施策を検討	→	→	→
住環境整備	綾部環状道路沿道での宅地化推進検討	四尾山南部地域の綾部環状道路沿道における居住誘導策や具体的な土地利用に向けた施策の検討	→	→	→

■自然環境整備

種別	事業内容	事業内容の補足	施行期間		
			短期	中期	長期
			R5～ R7	R8～ R11	R12～ R15
自然環境整備	公共施設の省エネ・再エネ整備	公共施設の照明LED化、空調効率化整備及び太陽光発電設備の設置	→	→	→
自然環境整備	街路灯・都市公園照明のLED化	道路照明や都市公園の街灯などのLED化を推進	→	→	

■都市防災

種別	事業内容	事業内容の補足	施行期間		
			短期	中期	長期
			R5～ R7	R8～ R11	R12～ R15
都市防災	避難誘導標識設置事業	住民の円滑かつ迅速な避難の確保のため、災害関連標識を設置	→		
都市防災	木造耐震診断士派遣事業	木造住宅の耐震診断を希望者に木造住宅耐震診断士を派遣	→	→	→
都市防災	木造耐震改修等補助事業	耐震性を向上させる改修に係る費用の一部を助成	→	→	→

種別	事業内容	事業内容の補足	施行期間		
			短期	中期	長期
			R5～ R7	R8～ R11	R12～ R15
都市防災	地籍調査事業	災害からの迅速な復旧をはじめ、行政活動、経済活動の基礎データの構築			
都市防災	西部地域消防防災拠点施設の整備	西部地区の地域防災力の向上を図るため、西部地域消防防災拠点施設を整備			

※8-2 実現に向けた都市づくりの施策一覧において、事業主体が本市以外の事業における施行期間は、「本市が各関係機関に対し整備促進等の働きかけを行う期間」としている。



第2次綾部市都市計画マスタープラン

令和6年3月発行

編集・発行 綾部市

〒623-8501 綾部市若竹町8-1

電話：0773-42-3280

FAX：0773-42-4406

<http://www.city.ayabe.lg.jp>